

2000年4月 AWC

展示・シンポジウム報告書

— 子どもの商業的性的搾取の根絶にむけて —



アジアの女性と子どもネットワーク

2000.8.1 発行

アジアの女性と子どもネットワーク

〒231-0045 横浜市中区伊勢佐木町2-66 満利屋ビル8F

TEL・FAX 045-625-9912

—目次—

マリ・クリスティーヌ&AYA 巻頭対談 p 2~5
AYA発足のお知らせ p 6

<展示>

展示報告 p 7~10

<シンポジウム>

シンポジウム報告 p 11~31

AYA宣言文 p 32

アンケート調査報告 p 33・34

<参考資料>

Q & A p 35

新聞・雑誌記事から (1) p 36・37

子ども買春・子どもポルノ禁止法 p 41~44

ストックホルム宣言 p 45・46

ECPATについて p 47~49

AYA感想文 (シンポジウム時に配布) p 50~53

展示・シンポジウムを終えて p 54~56

あとがき p 57

参加者名簿・収支報告・編集後記 p 58

マリ・クリスティーヌ AWC代表

&

AYA (AWC Youth Association)

巻頭 “おしゃべり” 対談



馬場： 今回のシンポジウムを通して感じたことと、AYAの活動を通して日頃感じていることを自由に話してってください。

マリ： 私一人で？

馬場： いえ、みんなで。おしゃべりですから。

マリ： そうね、展示はものすごく良かった。後で色んな方から、すごくいい展示だったということ、皆さんからのメッセージがすごく良かったと言われる、みんなが褒められたことが私は、すごく嬉しかったです。(一同歓声)

やはり展示やシンポジウムをやることによって、大勢の人たちに見ていただくことはとても重要なことだと思います。というのも、ああいうものを見て何か感じたときに、なにかをしななければいけない！という気持ちになる人もいると思いますが、ただ何かをしなきゃという気持ちではなく、自分たちが住んでいる国とは別なところに、こういう生活をしている人が現在、この瞬間に実際にいるのだという事を自覚してもらうことの方が大事だと思うのです。そういう事を自覚できれば、普段の自分の贅沢や無駄がいかにか多いかということや、こうしている間にも、困った生活をしている人が自分たちの周りにいるんだということを実感できるようになると思うから。こうした展示は海外に行ったことのない人やあまりニュースに興味の無い人、日々忙しく時間に追われている人たちにも、物の見方や角度を変えるような、ちょっとしたきっかけに成り得るいい機会だと思うのです。世界を変えようとか、すごくいいことしようとか、あんまり意気込んだりすると、ボランティアってだんだん気持ちがついていかなくなっちゃうのね。やること、を考えたら全世界を救いたいような気持ちになってしまうし、到底そんなことをできるわけじゃないから。だけど、色んな方々が何かを考えるための場所を作ることが一つのボランティア活動としてできる。特に、皆さんと同じ世代の人にこれからもやってもらいたいですね。

川中： シンポジウムの内容についてはどう感じられましたか？

マリ： 色々な意見がたくさんあって、例えば、宮本潤子さんにしても、武者小路公秀先生にして、同じ考え方ではない人たちがいるということが本当に大事なのだと思いました。中には、「シンポジウムみたいな活動には意味が無い！」とおっしゃる方もいらしたんですよ。

一同： え———！(驚きの声)

マリ： なぜかというとな、まだ日本には自分にとって都合のいい生活ができる男の人もいますでしょう。例えば、とても積極的に活動している女性たちを恐れ、と思う男性がいたりするのね。彼

女たちにとっては何でもない当たり前のことをしたり、お話をしているだけなのに、そういう女性を良く思わない男性はまだたくさんいるんです。

あなたたちのおうちでもあるのかもしれないけど、お父さんたちが悪いのじゃないけれどそういう考え方をしてきた社会があるということを伝えていかなければならないですね。たとえば、娘が何かするときには喜んで応援してくれるのに、お母さんが働きに出たいとかボランティア活動をすると言ったときに、お父さんが嫌がったりするといったことがあるかもしれません。娘は“娘”として見て、お母さんは“母親”として、又“奥さん”として別の目で見ている中で、「女性」が同じように見られていない。“娘”、“母親”など、女性を「役割」で見て一人の人間として見るができないという社会があるから、そういう考え方の男性が生まれると思うのね。だから、娘はがんばってお父さんを教育しないと！（笑）

馬場： そういう男性の変革とかも、がんばろうと思いきすぎちゃうとできないから、やっぱり身近なところから変えていくしかないのかな。

マリ： 「何か」に気付くということはすごく大事なことだと思うのね。きっと皆さんもちよっとした一言で、エッと自分で自分が変わったことってあるでしょ？だからそういう役割を今度は自分が担うって事がすごく大切。タイでの実際の活動も大事だけれど、違った所で社会を変えていくには、展示などをして「実際はこんな状況です」ってお伝えすることで、見た人がなにか感じることができる場を作ること、それもとても大切なことです。いくら「変わらなさいよ！」って叫んだって人間って変わらないから。自分自身で「変わらなきゃ」って思ったとき、初めて「自分を変えていこう」という意識は強くなるものね。

実は今日は沖縄に行って、ひめゆり隊の資料館に行ってきました。彼女たちはその時代が作りあげた価値観による教育をされて、貞操を守れないくらいなら自害した方がいいとか、天皇のためだとか言われ、たくさん死んでいきました。今日嬉しかったのは、その資料館では事実が淡々と語られていたこと。見ている人は、事実を自分なりに受け止めていくのだから、余計な脚色は要らないのです。

私は「タイの子どもたちがかわいそうだ」とは絶対人に言ってほしくない。かわいそうだと同情して、ボランティアをしてほしくないの。私たちがタイの子どもたちをかわいそうだと思うたとたん、私たちは彼らの上に立ってしまう。けれど、同じ人間として対等でしょ。今はそういう状況下で生活していても、周りが変わればもっといい生活ができるはずなんです。だから、同情を受けてほしくない。同情は、相手がある意味で差別することになるから。

ところで、どうだった？お客様が来て下さった時のリアクションを見て。

川中： ほとんどの方によい感想をいただいて。ただ、マリさんがおっしゃっていたような、ちょっとでも問題に気づいてもらうのが目的だったとすると、シンポジウムは少し難しい内容だった気がします。

山本： ある程度分かっていることが前提になっているような感じだったね。

川中： この問題について今まで知らなかった人が、あの場でいきなりお話を聞いたらとおもうと、やはり難しかったでしょうねえ。感想の中にもあったし。

山本： そういうのもありましたね。

マリ： じゃあ、今度はあなたたちがやればいいのかよ、シンポジウムを。

馬場： しゃべるってことですか？

マリ： 自分の気づきがあるわけでしょう？なんで興味を持ったのか、何を見てどう感じたからこれをやりたいと思ったのか、とか。

長島： 交流会ですか？AYA提供の。

山本： 難しい感じにしないで、軽い感じでできたらね。

原： 来てくれる人が一方的な受け身じゃなくて、一緒に参加していけるような。

山本： ゲームとかやりながらとか。

川中： そうだね、ワークショップみたいな感じで。丸い円作って。(笑)
でも、今回の展示・シンポジウムの準備でAYAというものができたこと自体が、これから先につながったぞ、という感じでよかったです。

山本： いろんなことができそう！可能性は…秘めてる。(笑)

川中： あれもやりたい、これもやりたい、といいながら、まだ…。(笑)

馬場： AYAチェンマイ支部の富田紋子ちゃんからなんですけど…。

マリ： 支部なのね、一人しかいないのに。(笑)

馬場： みんなそれぞれ大学に行ってるんだから、それぞれの大学で文化祭とかでバザーやればとか言っていましたよ。仕入れは支部でやってくれるみたいなので。

鹿野： あの展示を見て思ったんですけど、大学に行ってる間にそういう問題に触れることはなかったから、大学でちょっとした展示でも見られる機会があったらいいと思う。

長島： アンケートの中にもあったよね、そういう意見。

マリ： やれば？自分たちの大学で。

川中： 大学は卒業しちゃってるんですけど。(笑)でも、職場でできるかもしれない。あー、また夢ばかり言ってる。

マリ： 夢を持つことはすごく大事で、大きければもっといいと思うんです、夢って。大きな夢を持ったときに、今の時点からそこ(夢)に行くにはどういうステップを踏めばいいのか逆算していけばいい。そこまで一気に飛ばうとしないで、そこに行くためにはまずファーストステップ、というふうにすればいい。だけど、目標と夢はいつもココ、としておかないと、どちらの方向に自分が向かっているのか、わかんなくなっちゃうから。仕事でもそうだし、人生でもそうじゃない？で、必ずしも自分の描いている形にはならない。けれど、その夢のエッセンスには辿り着ける。むかっていけばね。

川中： そうですね。せっかくこの展示・シンポジウムでこれだけ若いメンバーが集まったから、なんかこのまま終わり、っていうのはもったいないですからね。

山本： それが一番怖い。

川中： これからもみんなであってまた色んな事をしていきたいですね。

この後もあふれ出てくるたくさんの夢の話に花が咲きました。具体的な話として、AWC のホームページを作成していくこと。HP ができれば、横浜以外の地域に住む人や AWC に参加するのが難しい人たちなどが、気軽にアクセスできるようになります。AWC の活動やイベントについての情報や意見交換などがスムーズに行え、いままで実際に活動するのがいろいろな理由で大変だった方々にも、参加していただける場が増えていくのではないのでしょうか。(ネットワーク化に参画してくれる方、大歓迎です!)

なお、この対談は、タイで宣教師として活動されている大里英二さんをお招きしての交流会の後、数名の AYA メンバーと、沖縄での仕事を終えて駆けつけた代表のマリ・クリスティーヌが、「おしゃべり」的に行ったものです。「おしゃべり」は気軽に行えるものですが、時に大きな組織などでは、一人一人の顔が見えなくなって、お話するのも大変なことになってしまうこともあると思います。でも、AWC ではいつでもみなさんと「おしゃべり」し、みんなで学んでいきたいと思っています。よりよい、展示・シンポジウムになるように、これからもみんなでがんばりましょう!

2000年6月17日(土) 横浜にて

{AYA 対談参加者：川中久美子、原真冬、鹿野小巻、山本佳世、長島若菜、馬場あや}





2000年4月、

AYAが発足しました！

今回の展示・シンポジウムでは、今までの AWC とは打って変わって、企画段階から若者が積極的に準備に携わるという新しい試みがなされました。1月の下旬にプロジェクトが始動、ミーティングを重ね、具体的に作業をしていく中で、活動する若者の中から「今回でこういう活動が終わってしまうのはもったいない」という声が聞かれるようになりました。そしてある日のこと、突然 AYA (AWC YOUTH ASSOCIATION) というグループが AWC の中で生まれたのです。お母さんは AWC。AYA はその「娘」みたいなものです。これからも、お母さんはお母さん、娘は娘というのでなく、手を取り合って前進していきたいと思えます。(もちろん、男性大歓迎です!) 末永くよろしくお願ひします。

兵庫県宝塚市に実家があり、チェンマイ大学の大学院に通う私が、AWC という小さな小さな、でも目的は大きな NGO に出会ったのは、とても偶然という言葉で語るのはもったいないほど素晴らしいものである。どうして AWC と出会って、どうやって今まで関わってきたか・・・を語るには、この報告書の約 9 割を使わないといけないので省かせてもらうが、そんな AWC との関わりで、それまであても無かった横浜の地に足を踏み入れ、なおかつ会議なんて大それたお茶会にまで参加してしまった。見た事も逢った事もない老若女性、その上濱っ子とかいう少数民族の上品な言葉遣い・・・。これこそ異文化理解か。外国に行くと、今自分は外国にいるという認識からか、そんなにカルチャーショックに陥る事はないが、同じ日本国民なのに、関西と関東とではココまで違うか、と、いつも驚かされるものである。そんな会議と言う名のお茶会するとき、「若者だけで AWC 動かしたら？」なんて訳のわからない事を言い出したのは、たしか私だった。それもハマ民族とは違ったよそ者のヅカ(宝塚)民族が! その上「じゃあネーミングは AYA(あや) がいい!」と言ったのも、私だった。若い子の中には「あや」ちゃんが多いのよ、という、事務局の山本さんの一言が、ハマ民族とヅカ民族を一つにしたと言っても過言ではない(かも知れない)。「AYA」とは言ったが、意味がないのでは使えない。と、急遽ない脳みそをふんだんに使って考えたのが、「AWC Youth Association」という、これ以外に AYA になり得ないという、素晴らしい AWC の中の若者グループ(この「若者」とは一体年齢的にどの程度なのかは、個人の考えにお任せする)が、そのネーミングのばかばかしさと、この上ないまとまりの良さに大きな笑いのもと発足した。というか、ヅカ民族の押しに乘せられて、発足しざるを得なかったのかもしれない。言ったモン勝ちのヅカ民族も、今はチェンマイにいる・・・。あとはみんな、まかせたでえ〜!』

AYA チェンマイ支部長 富田紋子

子どもは未来の財産です

知っていますか？

子ども買春、子どもポルノ

そして、児童買春・児童ポルノ処罰法



私たち「アジアの女性と子どもネットワーク」は、タイ国チェンマイ県に学校を建設して3年。子どもたちへの就学援助、HIV予防啓発、アジアの子どもたちへの買春に反対する活動を行って来ました。

未来への財産である子どもたちを思うとき、いま私たちにできることは何でしょうか？

展示→→→→→→→→→→

2000年4月21日（金）から26日（水）まで、フォーラムよこはま交流ラウンジ展示コーナー（ランドマークタワー13階）にて、AWCは「子どもは未来の財産です」をテーマに、展示を催しました。

内容は、支援先であるタイ山岳民族の子どもたちの様子を知らせる写真、学校のないタイ山岳地帯でのAIDS予防啓発教育の写真や教材、「児童買春・児童ポルノ処罰法」について、現行法の内容や他国との法律の比較など、パネルや今回製作した世界の法律の地図（報告書最後に縮小版添付）を中心に、AWCの活動のことだけでなく、子ども買春・子どもポルノの問題について、より多くの人に現状を理解して頂けるように心がけました。



AWC(アジア)の女性と子どもネットワーク

アジアの「子ども買春」の問題を語る時、いつもタイが例に挙げられます。タイは首都バンコクに大きな歓楽街を持ち、海外からの観光客も多く、北部の山の中には外から持ち込まれた貨幣経済に苦しむ山岳民族が住み、周辺の諸国からも子どもたちを送り込みやすいという地理的条件が整っています。さらに「前世の行いが悪くて女の子に生まれたのだから、親兄弟、親戚の言うことを聞き、親孝行をすることが大切」という仏教の教えなどもあります。

AWC では、買われる子どもたちを出さないためには、“教育”が何よりも大切だと考えます。自分たちのことを自分たちで決め、自分がかげがえのない存在だということを知ってほしいのです。そのために学校を建設し、彼らの権利が守られる社会の実現を目指しています。

子ども買春・子どもポルノ

アジアの中では、年間100万人、タイだけでも80万人の18歳以下の子どもたちが“買春”の被害に遭っていると言われています。エイズウィルスの感染の危険が少ない等の理由で買春させられる子どもたちの低年齢化が進んでいます。これらの子どもたちは、監禁・脅迫などのさまざまな肉体的暴力や精神的苦痛にさらされ続けています。この問題に関し、日本は加害者を送り出す国として、“子どもポルノ”の製造輸出の基地として国際社会から批判を浴びています。

“子ども買春・子どもポルノ”は「子どもの人権」の侵害です。子どもへの性的虐待・搾取は「大人の欲望」の乱用です。ILO(国際労働機関)では、“子ども買春・子どもポルノ”の問題を「最悪の形態の児童労働である」と定義づけています。

私たちはこの問題に断固反対をし、法律の整備を求める運動を行ってまいりましたが、1999年5月18日に「子ども買春禁止法」が成立、11月1日から施行になりました。

今後はこの法律が実効的に運用されるように、私たちの活動を続けていきたいと思います。

バンメーランカムスクール

チェンマイ県サモン郡メーランカム村は、チェンマイ市より67km離れた山岳民族カレン族の住む村です。

AWCはその唯一の学校バンメーランカムスクールに1998年新校舎を建設いたしました。

それにより、今まで幼稚園と小学校だったところが中学校としても認可され、現在中学生46名を含む272名の子どもたちがここで勉強しています。(1999年)

学校に寝泊まりして勉強している子どもたちは62名、6歳頃から掃除も洗濯も自分のことは自分でし、朝5時半から食事当番もこなしています。



バンメーランカムの子どもたち<99年8月>

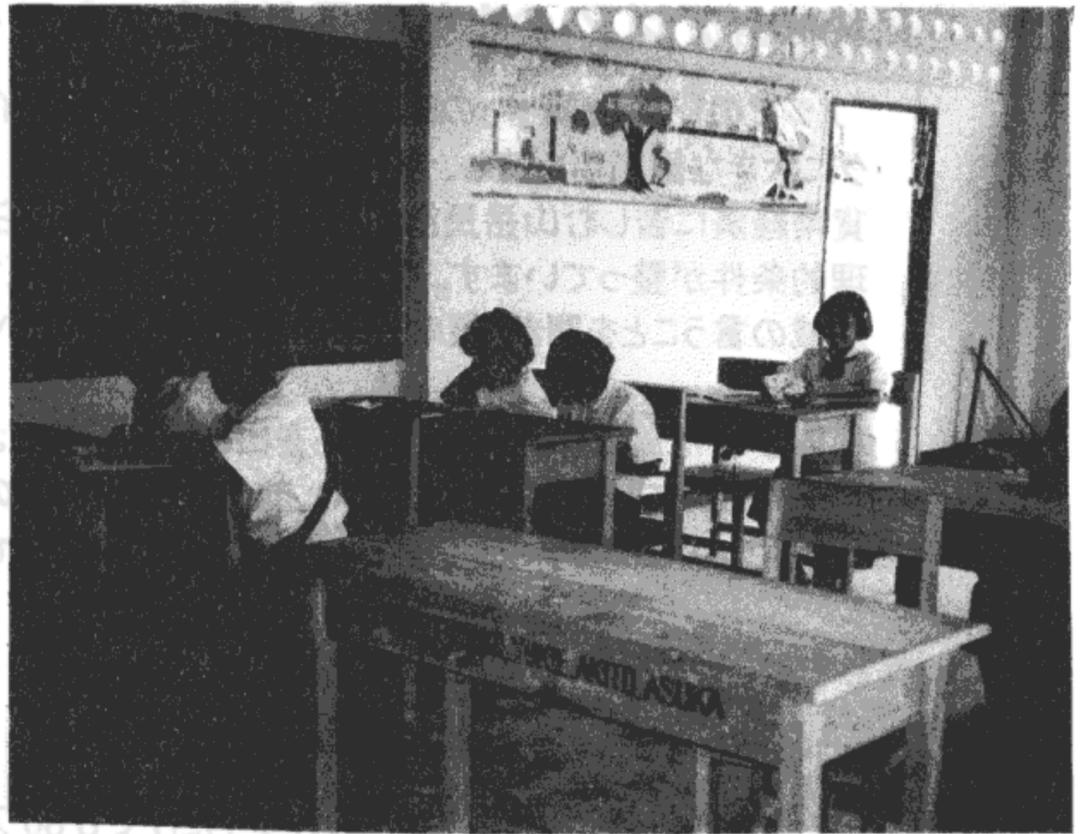
デスク&ライスプロジェクト

1998年、AWCではバンメーランカムスクールを建設しました。しかし、校舎はできても机、いすが足りず、床に直接座って勉強をする子どもたちがいました。

この状況を改善するため、AWCでは一口1万円の寄付を募り、机といすを作り、そこに寄付者の名前を入れる“デスク&ライスプロジェクト”を行いました。

多くの方々のご賛同をいただき、2000年4月現在、100組の机といすができています。

机といすを製作した残金(為替相場によって変動)は子どもたちの給食のお米代に充てています。



キッチンプロジェクト

バンメーランカムスクールの子どもたちは暗い土間の台所で2個の七輪のようなカマドで煮炊きをして給食を作っていました。水タンクは屋外にあるので食器、野菜洗いは外で仕事です。食事も外の机で食べていました。夜は何を食べているのか分からないほど暗く、雨や風の強い日は最悪の状態でした。

1999年、AWCの支援を1997年以来続けている千葉県立高校の文化祭のバザーの寄付により、新しいキッチンと食堂を作ることができました。

<写真上>

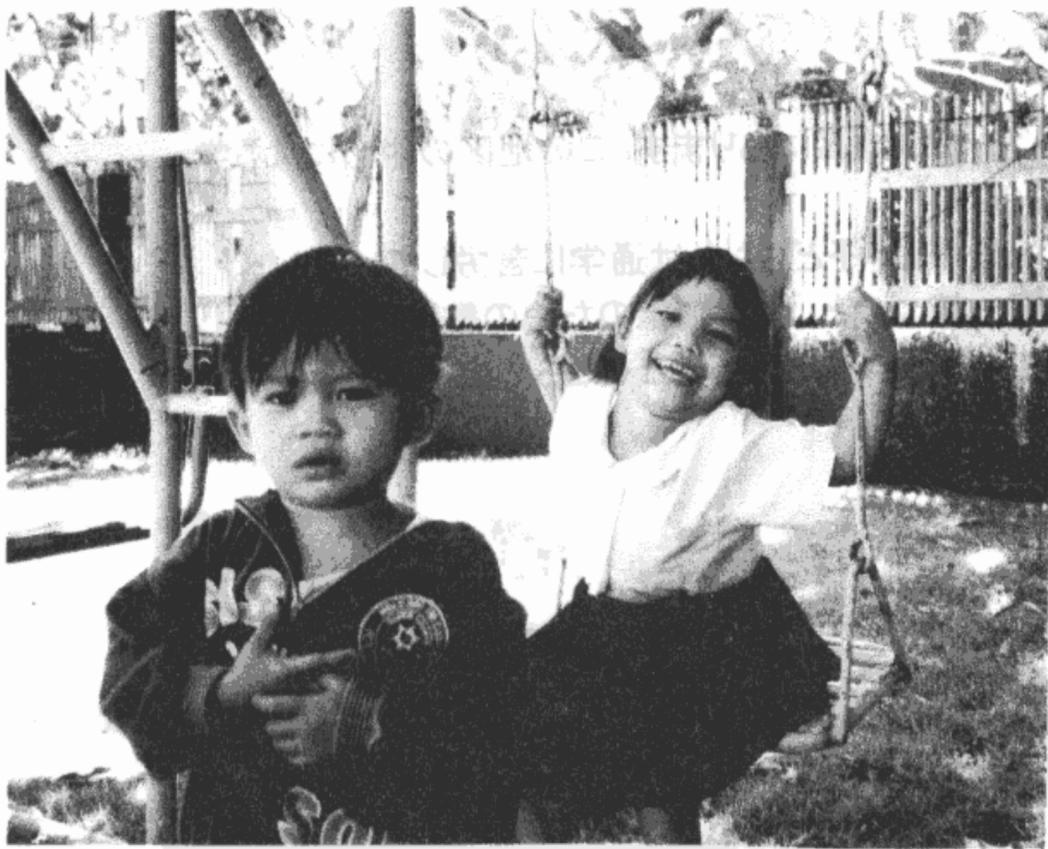
バンメーランカムスクール食堂。

99年12月。

<写真右>

以前は外で食べていました。
みんな楽しそうに食べていますが、
雨が降ったら…。





愛の家

HIVに感染し、売られた先の買春宿からも追い出され、戻るところのない女性や、母子感染の子ども、AIDS 孤児などが生活している AIDS ホスピス。

タイでは通常、母子感染の子どもは 3 歳まで生きられないと言われていますが、ここでは栄養管理・衛生管理が行き届いているため、AIDS の初症を遅らせることにも成功しています。幼いときに親を亡くした子どもたちもここで大切にされ、スクスク成長しています。しかし、姉妹のように一緒に生活してきた友人が亡くなったり、子どもたちが学齢期になり、近隣の幼稚園、学校から入園・入学を拒まれるなど、新しい問題も出てきています。

ニューライフセンター

山岳民族の少女たちを買春の被害から保護し、教育と職業訓練を行う施設。

現在 4 つの寮に 14 歳から 27 歳まで 170 名が生活しています。夜間の成人学校に通いながら、昼間は寮で人形作りを習い、洋裁の技術を身につけます。作った人形は寮が買い上げ、その販売を通して買春以外の道を選択できるようになります。

センターでの共通語はタイ語ですが、同時にそれぞれの民族の言葉も学び、自分達のアイデンティティーに誇りを持ちながら、自立して生きていくことを学びます。



CYDA

タイ国、チェンマイ市内で、更正施設の子や、買春に関わっていた子どもたち、ストリートチルドレンなどが、一般社会に戻ることができるように、生活水準の改善と教育活動を行っている組織。

このような子どもたちの多くは貧困家庭や崩壊家庭の子どもたちであり、街に出て、子どもたちと心のつながりをつくるところからこの活動は始まります。

← ナイトバザールにて <99年8月>

メーウィンサマキスクール

メーウィンサマキスクールはチェンマイ県メーワン地区にあります。この地区の中心になる学校で、314人の生徒が学んでいます。(1999年)

この学校には寝泊まりできる施設がなかったため、子どもたちは通学に苦勞していました。

AWCでは、1999年ここに男子寮と女子寮一棟ずつと、職業訓練のための教室を建設しました。寮ができたので、今まで遠隔地で学校に行かれなかった子どもたちも通学が可能になりました。



メーウィンサマキスクール落成式の時の男子寮・女子寮<99年6月>

「HIV感染・人身売買」予防啓発教育

AWCでは、タイ北部チェンライ県の山岳地帯に学校がある村々を巡回するHIV感染の予防啓発教育“エイズを止めて”プロジェクト、子ども買春防止のための“子どもたちを売らないで”キャラバンに本、スライド、ビデオ、チラシ、紙芝居などの教材作成の支援を行っています。

タイ初等教育局のノン・フォーマル・エデュケーションセンターのスタッフが、これらの教材と発電機、パラボラアンテナなどを4WDの車に積み、山々で巡回指導を行っています。これまでに約300の村を回り、効果を上げています。

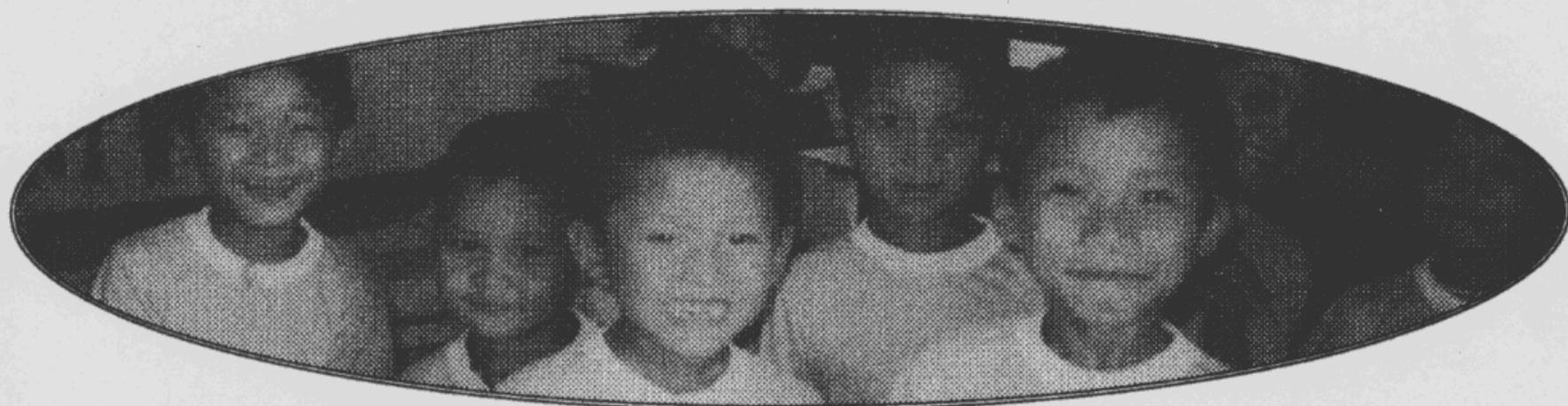


ピックアップバンはアメリカのNGOからの寄付、AWCは教材制作への寄付を行いました。<97年>

子どもは未来の財産です

一緒に考えませんか？

貧困により売られる子どもたち 心なく買う豊かな国の大人たち
子どもの犠牲はもうたくさん！ 大人の責任ってなに？



日時：4月22日（土） 13:30～16:00

会場：フォーラムよこはま交流ラウンジ

ランドマークタワー13階

パネリスト：宮本 潤子（ストップ子ども買春の会共同代表）

飯盛 豊（サイバー・エンジェルス日本代表）

武者小路 公秀（フェリス女学院大学教授）

津金 豊子（『ロサーリオの死』訳者）

コーディネーター：マリ・クリスティーヌ（AWC代表）

シンポジウム→→→→→→→→

2000年4月22日（土）、フォーラムよこはま交流ラウンジにて「子どもは未来の財産です」をテーマにシンポジウムが催されました。子ども買春・子どもポルノの問題に関して、宮本潤子さんはその現状と法律ができるまでの過程やこれからの展望、飯盛豊さんは主にインターネットに関する問題、津金豊子さんは子どもの性的搾取について書かれた本の翻訳を通して感じられたこと、武者小路公秀さんは学問的立場ならびに全体のまとめを話されました。各パネリストの方のお話の後、パネルディスカッションの時間を設け、全員参加型のシンポジウムになりました。

飯田： 本日はご来場いただきありがとうございます。司会を務めさせていただきます、飯田綾と申します。よろしくお願ひいたします。これから、「子どもは未来の財産です」というテーマに沿って、アジアの女性と子どもネットワーク・シンポジウムを開催いたします。記録のために写真撮影をさせていただきたいと存じますのでご了承ください。それでは、パネリストの方々をご紹介します。みなさま向かって左から2番目、ストップ子ども買春の共同代表でいらっしゃいます宮本潤子さま、そのお隣、サイバー・エンジェルス日本代表でいらっしゃいます飯盛豊さま、そしてそのお隣の、『ロサーリオの死』の訳者でいらっしゃいます、津金豊子さま、そしてそのお隣の、フェリス女学院大学教授でいらっしゃいます、武者小路公秀さま、みなさま、よろしくお願ひいたします。(拍手) 向かって一番左側に座っております、アジアの女性と子どもネットワーク代表、マリ・クリスティーヌのコーディネーターにより、進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

マリ： みなさま本日はようこそお越しくださいました。今日は「子どもは未来の財産です」というテーマでシンポジウムを行います。“子ども買春・子どもポルノ禁止法”が昨年5月18日に成立、11月1日から施行になりました。今年の1月末に読売新聞で調査をしたところ、教育の場や、子どもを保護する立場にある方々でも、3分の1の方しかこの法律についてご存じないということでした。なぜ、こんなに大切な法律が知られてないのかと思うと、悲しくもありました。なぜかといいますと、これは初めて日本で作られた子どもの人権が盛り込まれている法律で、なおかつ、この法律を作るに当たって、宮本潤子さんの会を始めとして多くのNGO団体、大勢の人々がこれに参加し、関わって考え、こういう法律が必要である、欲しいということを政府に訴え、ようやくできた法律であるのです。みんなで作り上げたものであるのに、それがまだみんなのものになっていないということを知り、多くの方に認識していただきたい、そして、この法律をこれからどうやって活用していけばよいかということをお聞きしたいと思ひます。最近、ストーカーの問題、性犯罪、子どもの犯罪などが大変多くなってきています。この法律に関わる問題もたくさんあります。さらにこれから3年後の見直しに向けて、どういう形に変えていかなければいけないかということをお聞きしたいと思ひます。また、一人一人の方が知識をお持ちになって、それを自分の生活の周辺にいらっしゃる方々に語っていただけることによって、こういう輪が広がっていくのではないかなと思ひます。AWCとしては今回、そんな思いを込めてこの会を主催することになりました。AWCを簡単に説明させていただきますと、“アジアの女性と子どもネットワーク”というのが正式名称で、横浜に本部を置いておまして、子どもたち、また、女性たちに関わるいろんな問題を取り上げながら活動しています。私たちが組織を大きくしていない理由の一つには、これは組織でやることではなく、一人一人がグローバル・シティズン(global citizen)として考えていくことであるということがあります。会に属するとか、何かに参加していなければこういうことができないということではなく、こういう問題に対して意識を持つ方々に、その時その都度、そのプロジェクトに関わっていただきながら、一緒に力を合わせていくことがたいへん重要であるからです。今回の法律を作るときも、皆様の思いを形にしたというのが実感でした。今日、早くにお帰りにならなければいけないということなのでちょっとここで紹介させていただきたい方がいらっしゃいます。フォーラムよこはま・館長の有馬さんがお見えになっています。有馬さん、今日はありがとうございます。(拍手)

ということで、みなさまからもいろいろ質問をあとからいただきたいのですが、まず四人の方々に15分ずつお話を頂きます。その後、それについてクロストークをさせていただきたいと思ひます。今日いらっしゃる皆様方もおっしゃりたいこと、またはお聞きになりたいこととか疑問に思っていることもぜひ、こういう小さな会ですので緊張せずにお話しできると思ひますので、是非後でお話しいただきたいと思ひます。

まず、ストップ子ども買春の会の共同代表でいらっしゃいます宮本潤子さんにお話しさせていただきます。子ども買春の現状と、法律ができるまでの経過、そしてこれからの展望について、本当は3時間も4時間もお話になられる方なのに15分で申し訳ないのですが、簡潔にお願いしたいと思ひます。

宮本： みなさんこんにちは。それでは、わたくしに課されたテーマに関しまして、お話しさせていただきます。と思ひます。

今日4月22日というのは実は1989年の11月に国連で採択されました“子どもの権利条約”を日本が批准した日です。そしてAWCはその日をぜひ、こうした場にしたいと思われたわけで、私も本当にそれを同様の気持ちで、しみじみこの日を覚えております。この89年という“子どもの権利条約”が採択された日から11年目、10年を経て日本ではその第34条にあります“買春・ポルノ・性目的の人身売買を禁止する特別法”をやっと成立させました。そして昨年(1999年)の11月から発効したわけです。この法律は国際的にも本当に日本に対して望まれ、大きな期待および批判的な目を持って期待されていたというふうに思います。権利条約が採択された1年後、1990年、タイ国チェンマイにおいて“現代奴隷制の中の子どもたち”、という国際コンサルテーション、国際協議会が開かれまして、そこでゆしき子どもたちの状況、特にアジアを中心とした買春ツアーなどによる商業的な性搾取の現状が報告されました。今現在、国連においても100万人という子どもの被害人数が報告されています。国際エクパット(End Child Prostitution, Child Pornography And the Trafficking in Children for Sexual Purposes)とは、チェンマイ会議での実態に直面して数多くの国々が合同で、NGO中心に政府・国連機関を巻き込んで、この問題を解決するための運動として“アジア観光子ども買春根絶国際キャンペーン”(End Child Prostitution in Asian Tourism)を始めた、これが91年でした。そして、96年までの3年2期(1993-1996年)の間に、それまで被害国といわれたアジアの国々においても政治的指導者の間では殆ど自覚がなかったものが、この6年間で自覚とともに状況を改善するための法律の改正、その執行強化、というものが次々に行われ、同時に子どもを虐待し、搾取するという加害者側、これは欧米諸国、日本も含まれますけれども、そういったいわゆる経済的な先進国といわれるような国々においても加害国、加害性の自覚、おもに、法律の改正や新法を成立させること、そして現在ある法律のさらなる執行強化というようなことが行われてきました。

例えば、まずその人数的な実態から申し上げますと、90年のチェンマイ会議で明らかにされたものは、特にタイ、スリランカ、フィリピンが大きな被害国として報告されたわけですが、タイでは推定被害20万人、女の子が90%男の子が10%。スリランカ、推定被害1.5万人、女の子が10%、男の子が90%。フィリピンでは6万人、女の子が40%、男の子が60%。そのほかにインドでは40万人、台湾では7万人といったような、これだけです。アジヤだけでも100万人という数を超えてしまいます。そしてこうした状況に対して、フィリピンが92年に子どもの虐待禁止特別法という非常に厳しい法律を、これはアキノ大統領の最後のサインといわれますが、これを成立させ、そして加害国・被害国あわせてドイツでは93年、オーストラリア、米国、フランスでは94年、スリランカ、台湾、ニュージーランド、ベルギーでは95年、そしてタイでは96年に法改正がなされました。また、スウェーデン、ノルウェーなどでは、自国の人々が他の国で罪を犯した場合、そうした国外犯も自国に帰ってきてから処罰するという国外犯規定というのがあったのですが、90年代までほとんど執行されていなかったものを、多国間協定とか2国間協定などを結ぶなかで、実際に執行強化したという動きがございました。

一方、日本はどうだったのでしょうか？実は90年のチェンマイ会議から、日本人男性によるセックスツアーの問題というのは、他のドイツ、アメリカとともに、最初から指摘されていました。しかし、日本においては、1994年「子どもの権利条約」を批准した時点ですらほとんど自覚がなかった。とくに、社会の仕組みとしての政治的決定をする立場の人たちの間では全くといっていいほどなかったと言えます。そうした自覚のなさ、実際の政策のなさ、と相呼応するかのよう、日本国内で、やはり未成年者を対象とした買春が横行しました。“援助交際”というような、あたかも中立な言葉を使う中で、商業的な搾取がまかり通っていたわけです。こうした国際的な大きな動き、そして日本国内でもポルノグラフィを含め、非常に大きな問題になってきていたという流れの中で、否応なく適切な法律が作られねばならないという認識を生み出し、1999年特別法が成立したわけです。

しかしこの法は、ただ黙っていて成立したのではなく、先ほどマリさんもおっしゃっていましたようにNGOが非常に大きな役割を果たしたということ、それからもしこれがわたしたち日本国内だけのNGO、日本人だけの動きであったならば、はたして、成立していたかどうか疑問です。国際的な動き、国際的な声、私たちの声と相まったところでこの動きをつくり、また、議員を動かす、そして法律成立まで持ってきたと思います。この法律は実は、日本の国会において非常にまれな議員立法です。これも私は後で知らされたのですが、政府提出の立法、また、行政が提出する立法はたくさんありますけれども、

議員が、NGOと共に立法の主体となって、それを成立させたという例は非常に少ない、ということだそう
うです。このように、この法律は議員立法によって成った法律です。そして先ほどおっしゃったように、
子どもに対する性的搾取・虐待—売買春、ポルノ、そのための人身売買というものが、子どもの権利を
侵害する人権侵害の問題なんだということ、を、「第一章・目的」のところで明確にあらわした最初の法
律です。そしてポルノグラフィーに関してもきちんと人権侵害として明記し、処罰の対象としたという
ことでも初めての法律です。プラス、この法律では、これまでこうした犯罪行為に対しては処罰だけだ
ったのですが、それだけではなくて被害者のケアや被害者が公判、裁判のプロセスにおいてさらに
傷つけられることがないように人権の擁護というものも義務規定として入ってきた、これは非常に大き
いことだと思います。もう一つ、これまで多くの、特に性犯罪に関して起きたことは、被害者側のプ
ライバシーがメディアなどによって侵されてしまうということでした。その点に関してプライバシーの
保護、そのためのメディアの義務というものも記されています。ただし、罰則規定はありません。そう
したことが今回の第1歩という意味ですけれども。そして最後に、先ほど申し上げたNGOと政府機関と
の連携、そしてさらに、国際的な連携。これらがこの法律には盛り込まれています。

私たちの目的は法律ができることそのもので終わるのではなくて、この法律が本当に活かされ、子ど
もたちの虐待、被害が根絶されるということなわけです。(法律ができた)結果として、子どもたちの
被害がどれくらい減り、根絶に近づいているのか否か。いないのであれば、どこをどういうふうにして
いかなければならないのかということ、それがこれから3年間の間に私たちに問われることとなります。
今、私たちは第1歩をここに記し始めたというところです。

マリ： ありがとうございます。

次に、飯盛豊さん、サイバー・エンジェルズ日本代表でいらっしゃいます。この法律を作るときに、
中には国際犯罪を担当している警視庁の方もいらっしゃいまして、その方が非常に熱心にインターネッ
トの犯罪について動かれました。その方のお話もしかしたら飯盛さんからもお出になるかもしれませ
ん。飯盛さんがボランティアでやってらっしゃるお仕事は、いたちごっこやもぐらたたきのような感じ
で本当に大変だと思います。インターネット上での子どものポルノの現状、そしてインターネットを使
って子どもが被害者にも加害者にもなったりする現状に、私たちが親として、また教育者として、そし
てまた市民として社会として、どうすればいいかということのお話も少ししていただければいいか
と思います。よろしくお願いします。

飯盛： こんにちは、飯盛でございます。皆さんの中でインターネットをもうお使いになっている方いらっし
やいますか？(たくさんの挙手)すごいですね、半分以上がもうお使いになってますね。今、日本では、
インターネットの利用人口が2000万人になりました。多分、携帯電話もほとんどの方がお使いになっ
ていると思うんですが、iモードだとかezウェブだとかいろいろでてきてまして、携帯電話がインタ
ーネットと融合されてきて、いちいちパソコンに向かわなくても、モバイルすなわち携帯電話でインタ
ーネットができる時代になってきました。来年になると今のインターネットのプロバイダーといわれる
接続業者よりも、NTTドコモとかあいうiモードに加入している数の方が上回ってしまうだろうとい
うことで、ものすごい勢いで伸びています。世間では、ドットコムラッシュなどと言いまして、ベンチ
ャー企業が株を公開したり、ヤフーが一株一億円だったとか非常に明るい話題もあって、今は株価が急
落してしまっていてあまりいい状況ではないですけど、まさにインターネットというのはこれから子どもに
とって切っても切り離せない、双方向のメディアになるということです。私がお話したいのは、インタ
ーネット上にある子どもポルノの現状もそうなんですが、このインターネットというメディアがですね、
非常に明るい部分だけフォーカスされているんですけど、ほんとはもっと暗い面、影の部分があるとい
うことを、皆さんに知っていただいて、今後その暗い部分からどのように我々が子どもたちを守ってい
かなければならないかということ、具体的な事例とともにお話していきたいと思えます。

インターネット上にある子どものポルノ、いわゆるホームページ上に載っている子どものポルノにつ
いて、昨年11月に法律が施行されましたけど、その前にOCPD(国際刑事機構)の報告で全世界の約8
0%、全世界にあるインターネット上にある子どもポルノの80%が、日本から発信されているという
統計でした。この80%という数字はどういう定義をしているかといいますと、要するに商業目的のチ

チャイルド・ポルノグラフィといひまして、いわゆる子どもポルノを、マニアというカペドファイルに対して売ることを目的としたホームページ、それによってお金を取るようなホームページの、発信源の約80%が日本だと言われておりました。

われわれサイバー・エンジェルスというのは常に電腦空間というサイバースペースで活動してまして、今全世界で1300名のエンジェルス、サイバー・エンジェルスがおります。私のボスは、ニュージャージーに住んでいまして、パリーアフタブというインターネット弁護士をやっておりますけれども、われわれサイバーエンジェルスの統計だと、約60%ぐらいが去年日本から発信されていた、ということです。マリさんがお話したように、これはほとんどもぐらたたきの世界でして、たとえば我々ネット・パトロールチームというのがあります。みんなボランティアでやっておりますので、仕事が空いてる間にいわゆるネットサーフィン、ホームページをどんどん見ていって、アンダーグラウンドと呼ばれるよくわからないようなところにある子どものポルノをハントしにいってるんですが、そうした動をやりながら、今日例えば児童ポルノを見つけたとしても、明日その画像がコピーされてアメリカの方に、ミラーサーバーといひまして機械のほうにのっけられて、例えばそれは次の日アメリカのものを見つけたとしても、次はロシアのサーバーにコピーされているということで、ほとんどこれはたちごっこの世界です。インターネットというのは、国境がありません。ボーダーレスといひますか、まさに本当にたちごっこの世界です。

今、現状はどうなってるかといひますと、11月の法ができてから、非常に日本国内の子どもポルノが減っております。法ができる前は、1日5件ぐらいの形で私の方に報告が来ておりました。私は行政機関とホットラインを作っていました、ここで言いますのは神奈川県警・ハイテク犯罪対策防止室のことです。神奈川県警、ちょっとあまり良いニュースは聞きませんが(笑)、ハイテクの方だけは日本で一番のサイバーポリスの方がいらっしやいまして、ものすごい技術的なことを理解されている方がたくさんいるスペシャルチームがありまして、神奈川県警とホットラインを作ってそういう画像を、われわれのほうから通報しています。今、技術がどんどんどんどん向上してきて、やりくちが非常に巧妙になっていまして、技術と技術の闘いになっております。例えば、全然わからないところに上の方にボタンがついてまして、それをクリックすると、その裏に“あいうえおかきくけこ”というような文字が並んでおりまして、これは何だろうと思ってその「あ」をクリックするとそこに児童ポルノが隠してあったりとか、そういう闘いになってます。最近多いのは、インターネット上のオークションで、自分の持っている、たとえばカバンとかをインターネット上で売買、入札できる仕組みになっているのですが、ある大手のオークションでは日中見ると非常にきれいなものがたくさん載っているんですが、ルイ・ヴィトンのカバンとかいらなくなったロレックスの時計とかいうのをやっているんですが、夜中の12時をすぎますと、これは本当に法律があるのだろうかというくらい、無法地帯化してます。で、朝になるとまた、きれいになっている。どこの時間帯でそれを捕まえていったらいいんだろう、というのも非常に苦労しているところです。技術が発展していくと犯罪が巧妙になってきます。

今、インターネット上のチャイルドポルノ、子どもの虐待ということで被害者になるケースをお話したんですが、先ほど冒頭で申しましたように、インターネットというのは光と影の部分があるということをお話しました。これをみなさんに知っていただきたいと思うのでお話しします。これはこの間、神奈川県の新報、朝日新聞などに載ってましたが、県内に住んでいる高校生がインターネット上で詐欺を繰り返して、アイボというSONYのロボット犬があるんですが、静岡の高校生を騙してお金をとったという記事があったと思います。われわれも検挙に協力したということで、朝日新聞に大々的に報道されたんですが、インターネット上で詐欺をやる高校生は他にもいて、例えば奈良県に住んでる高校生は子どもポルノを平気でインターネット上で販売してたわけです。ここでひとつ共通して言えるのが、インターネット上でそういう犯罪行為を繰り返して、その罪の意識が子どもにないということです。これは最悪のことです。われわれは常日頃、メディアの取材や学校の講演などでいろいろお話をしますが、現実の世界とサイバースペース、電腦空間は全く違う、顔が見えない匿名性、顔が見えないから何でもやってもいいということから機縁してくると思うんですが、道徳的観念のようなものが非常に欠如しております。逮捕されたその高校生は、自分が何で捕まったのかよくわからないという、…最悪です、これは。

もう一つは子どもが被害に及ぶケースです。先ほど児童ポルノのことはお話ししましたので、ちょっと

2つばかり具体的なお話しをしますと、最近チャットというのがあります。これは、インターネット上におしゃべり広場がありまして、人が自由に、例えば趣味の話題だとかを共通のテーマにしてお話しする広場なんです。そこで、ペドファイルと呼ばれる児童性愛者が、巧みに偽善者を装って子どもと外で会う関係を作ったがるんです。某小学校でこの間、教育のなかに情報リテラシー教育を、ということで我々が教えに行ったのですが、小学校6年生の女の子が実はチャットを使ってまして、先生ちょっと、というので、先生なんて呼ばなくていいんだよということで話したんですけど(笑)、「私、来週60歳の北海道に住んでいる男の人と会う約束してるんですけどこれはいけないんですか」と言われたのでドキッとしまして、おお、もうそういう時代かと思いました。「これはさっき教えたようにこういうことだから、チャットで知り合った人と絶対外で会ってはいけない」ということを教えて、まあそこは未然に防いでよかったのですが、先生にちゃんとお話をしておきました。こういうことが日本の中で出てきています。アメリカのサイバー・エンジェルズの方でもFBIとホットラインを作っていて、99年、チャットのサイバーストーキングという形で起訴されているのが100件ぐらいあると聞いてます。非常に多いです。アメリカの警察と日本の警察とでひとつ違うところがあるのが、日本の警察では捜査ができないことです。アメリカのFBIは捜査ができます。すなわち何を言っているかということ、アメリカの警察、FBIは、チャットに自分になりすまして、巧みにそのペドファイルをハントすることができるんですが、日本の警察は捜査が許されてませんので、それができないんです。ましてや我々みたいなボランティアのNGOとかNPOはそんなのやるのもまさしく変な話でございますので、これを今後どうやって防いでいくかということが非常に問題になってくると思います。それからサイバーストーキングです。大人のケースが多んですが、最近、企業の中でストーキングにあっているとか、インターネットを使ってメールでストーキング行為をくりかえすんです。会社に出社すると、前日の自分の行動が1日中記載されているメールを送ってくるわけです。朝あなたは何時に出歩いて、何時にゴミを捨てて、何時何分の電車に乗って…ということを記載されてくる、それが匿名性ですから恐ろしくてしょうがないのですが、子どもにも徐々に出てきてます。あるホモセクシュアルのグループがありまして、そこである少年がこのストーキング行為にあっているということで我々に相談にきたケースがございます。緊急性が極めて高いということで、このケースは東京に住んでいる少年でしたので警視庁の生活安全課に連絡をしまして、子どもの保護ということで逮捕していただいたケースがありました。

最後に、今後、そういった問題点をわれわれが市民として、あるいは親としてどうやって防いでいかななくてはならないかについて、いくつかポイントをお話したいと思います。文部省が2001年にコンピューター、インターネットを導入するのをしきりに進めておりまして、公立の小学校に2人に1台のPC、中学生には1人に1台のコンピューターが2001年か2002年かに割り当てられるということです。それは非常に結構なことですが、先ほど言った、情報リテラシーの教育、例えば、匿名性のメールが来た時に、子どもはそれを判断できませんので、外で会う約束をしてしまったり、チャットでさっき言ったように60歳の男の人と知り合って外で会う約束を親が知らない間にしてしまったり、あるいは親が知らない間にストーキング行為にあったり、あるいは掲示板といまして、インターネット上に、黒板みたいなボードで先ほど言った同じテーマの興味のあることについて書き込めるところがあるんですが、そこに平気で人を個人を中傷したり、悪口を書いて嫌がらせをして、その人の個人情報を書きこんでしまったりというケースがあるんですが、これはまさしく民事上という名誉毀損で、犯罪なわけです。あるいは子どもがコンピューターでホームページに興味を持って自分で作って、それは結構なことなんですが、スピードに私は興味があるから、スピードのホームページに行って、スピードの写真をコピーしてきて、自分のホームページに貼りつけるということが、著作権違法だと、子どもはわからないんです。そういったことをこれから学校の教育で教えていかなければ、先ほど言ったストーキングとか、さっき言ったような子どもが被疑者とか被害者になるケースは絶対に減りません。ハッカーにとっては小学校にあるサーバーと呼ばれる機械のなかにある子どものEメールアドレスを盗み出すことなんかはたやすいことですので。この間、神奈川県にある女子大で、2年間Eメールアドレスが、ハッキングされて流出されているのを、誰も気づかなかったという恐ろしい話がありました。まさしくそうした情報教育道徳ということがこれから非常に必要だということになります。

最後になりますが、われわれの活動をお伝えします。情報教育が必要だということで、昨年11月の中旬から12月の終わりまで日本全国11箇所、子どもがお休みの土曜日とか日曜日とかをねらいまして、NEC(日本電気)から社会貢献活動ということで協力を頂きまして、NECのパソコンスクールの会

場をお借りして、受講者が約380人、1ヶ月半で日本全国、仕事を休みながらの非常にタイトなスケジュールでやりました。先週、青山学院の小等部で、4年生、5年生、6年生の授業の中に組み込ませていただきまして、約120人ぐらいの子どもたちを教えてきました。皆さんのなかでも、興味がある方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、お声がけいただければ、我々は営利の目的としているわけではなくて、こういう問題を知っていただきたい、それから子どもたちにとってコンピューターというのを必ずとりあげることなく、親としてどういう観点として見守っていったらいいかということ伝える教育というのも学校でどんどん展開しておりますので、ご興味がありましたら、またご質問の時に受けいたします。

もう一つ最後に、話が長くてすみませんが、今後は、子どもと親とのテクノロジーギャップというのが出てきて、子どもの携帯の使い方あるいはコンピューターの使い方のほうがどんどん進みます。そこで、親と子どもとのテクノロジーギャップをどうやって埋めていくかということもひとつの課題でございまして、ここにいらっしゃるみなさまも非常にうんうん、とうなずいておられましたので、もっとコンピューターのことを勉強していただいて、非常に難しいわかりにくい分野だと思うんですが、また我々もそういう面でお手伝いできればというふうに考えております。どうも、ありがとうございました。

マリ： ありがとうございます。では続きまして津金レニウス豊子さんにお話していただきます。子ども買春の問題を世界中に問いかけた『ロサーリオの死』という本があるのですが、津金さんはもともとスウェーデン語に書かれたものを日本語に訳されまして、日本でもかなり話題になりました。今日も本を持ってきてくださっているのも、もしよろしかったらお帰りの際にぜひ買ってお読みいただきたいのですが、そのお話、そしてスウェーデン・エクパットの現状も少しお話いただければと思います。今日のご夫婦いっしょにいらっしやっています。あちらがスウェーデン大使館のカイ・レイニウスさんです。スウェーデン大使館は、エクパットの方のシンポジウムにもご協力してくださったりと、本当にスウェーデンという国はすばらしいと思います。そうやって大使館を非常に意味のあるものにお貸しいただけるということがすばらしいボランティア活動だと思います。ではレイニウスさんよろしくお願ひします。

津金： みなさんはじめまして津金でございます。ボランティアというのは自分ができることをできる範囲で、できる時間を使ってやることだと思うのですが、私はこの訳を始めるにあたって、非常に躊躇致しました。でも、やってしまった。そこに至る経緯をお話して、どんな形でも市民のレベルから声をあげていく、知識を広めていく、しかも正しい知識を広めていくということが大きな力になるということをお話させていただきたいと思ひます。

実は私も、子ども買春については、この本を読むまでは実体を知りませんでした。それまでは、日本から東南アジアにかけて、大人の男性が売春観光ツアーということで行っていることを新聞等で知っていましたが、子どもに対してこれほどのおぞましい行為が行なわれているということは知りませんでした。

『ロサーリオの死』は作家兼ジャーナリストであるスウェーデン人女性が、自分の足を運んで資料を集めて書いた本で、1989年に出版されました。実際にこの本の主人公であるロサーリオちゃんという女の子が亡くなったのは、この本の出版の4年前でした。今年で、彼女が亡くなって13年目ということになるんですが、こうした事件がきっかけで、エクパットの活動が始まったと聞いております。その間にストックホルムで第一回の子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議というものが開かれまして、スウェーデンの政府とNGOが中心になって大きな会議をいたしました。次に、世界会議が1996年にスウェーデンでありましたけれども、その時に参加者にみなさんに配られたのがこの『ロサーリオの死』で、オリジナルからロサーリオちゃんの話だけを抜粋して英語にした本でした。原本にはほかの二人の例も書いてあります。ロサーリオちゃんの親友であったノラという子どもの話もでております。これも緊急に出版したもので、スウェーデンの篤志家の方が全部資金を出しまして、限定して刷った物ですから、今残っているかは分かりません。実は97年にスウェーデン大使館の方で一年間かけて、スウェーデンキャンペーンというものをしていりましたが、その締めくくりに、スウェーデンの

国王、王妃が裏打ちされることになりました。一つ大きな力になったというのが、スウェーデンのシルビア王妃がこの問題に非常に深くかかわっていらっしやいまして、第一回の世界会議でも名誉総裁をなされましたし、現在でもスウェーデンのエクパットの名誉総裁として、名誉だけではなく、実際に活動を活発にされています。それをもちまして、スウェーデン大使館の方で、第一回フォローアップ会議を催しまして、王妃は参加されなされたのですが、その時に「この本は日本人にもぜひ読んでもらいたい。日本人も加害者側なのだから、この本はなるべく皆さんに読んでいただきましょう。」ということで、翻訳をする人を探してくれと言われました。非常におぞましい生々しい実話で、自分では訳せないと思っていたんですけども、時間が限られていました。最終的に私がこの本を訳してみようと思えたのは、著者であるマイグル・アクセルソンさんの言葉に動かされたからです。この本の最後に書かれているのですが、この本を書き終わって、ワード・プロセッサのスイッチを切ったときに、こう考えたそうです。「これは、金持ちの貧しい人たちに対する態度なのだ、これが大人の子どもに対する態度なのだ。そしてこれと同じ軌跡を辿るセックスツアーや子ども買春も、この世界でいかに権力と無力が分割されているかを物語っている。」いちばん最初に彼女が非常に身近にこの問題を感じた時のことを書いてあるのですが、「レストランに入って白人の男性たちがまだ幼い子どもたち、男の子たちをはべらせて遊んでいるのを見た、その時にはじめて肌で鮮明にこのことを感じた」と書いてあります。「突然あまりにも明白に自覚されたことがあった。それは、われわれの文化のなかにある傲慢さと残忍さである。この著作さえも、確かに、西洋的傲慢さを表現したものだといえよう」と。けれどもこの本を書くのに当たって、迷いながらも最終的に自分自身を弁護するたった一つの理由としてこのように書いています。「誰かが、このことを伝えなければならない。」誰かが伝えなければならない、私もそういう気持ちで訳しました。当時の私は大使館の中で仕事をしていましたので、日中は大使館で仕事をして、夜中になって、周りが寝静まってから執筆をはじめました。やはり冷静に読めない本で、感情が掻き立てられるようなことも多かったのですが、一応訳述することができました。本が刷り上がったのは、会議の前日でした。また出版社を探している時間がなかったものですから、出版社ではなく印刷所を宮本さんの方から紹介していただきまして、印刷所の方も賛同して下さってやっと仕上げたんですが、実は誤字、脱字いろいろたくさんあります。でも内容は伝わる程度の日本語になっていると思います。

マイグル・アクセルソンさんは非常に社会派というか、硬派な女性ジャーナリストでして、社会の不公平ということに対して厳しい目を向けている方です。それだけではなくて、自分のジャーナリストとしての資質についても厳しく見ていまして、フィリピンだけではなく、現代の子どもの奴隷労働、ラテンアメリカのストリートチルドレンの問題も本になさっている方です。現在は純文学を書かれていて、いろいろな文学賞をおとりになっている方なんですが、その『ロサーリオの死』、全部言ってしまうともしかしたらお読みいただけないかもしれないのであまり言いませんが、フィリピンのロサーリオちゃんのような子どもたちは、“ストリートチルドレン”として生まれ落ちたわけではないんです。まず家族があって、それで母親が死に、父親が逃げ出して、離散してという形で、徐々にそういう生活にはまっていきました。そういった状況が非常に刻銘に書かれていると思うんですが、実際こういった、感情的になりやすい問題（を書くこと）は大変なことだと思うんです。彼女はあとがきにも書いていますが、信頼性の高い資料と確実な事実を持ち出すことは極めて困難なことなのですが、ロサーリオの件ではちゃんとした資料が残されていましたし、彼女は裁判の記録を全部読み、ロサーリオちゃんを最後に看取った人たちの所を全部回り、証人として裁判に出た子どもたちの証言もとっています。かといって、ただシャープなだけでなく、子どもたちの間での心温まるエピソードもいろいろと書かれています。全体的には、本当に何かをせずにはいられなくなるような内容ですので、もしご興味があれば、お友達と回し読みでもいいと思いますから、ご覧になってください。

スウェーデンのエクパットの活動については、詳しいことまではお話しできないと思うので、何か質問があれば夫の方だと思いますが、スウェーデンの特徴はやはりNGOの力が非常に影響力を持っているということだと思います。政府との関係も強いですし、絶対あきらめないという、こちらにいらっしやる宮本さん、飯盛さんもそうだと思いますけれども、強い目的意識を持ってやっています。実はエクパットのスウェーデンというのは非常に小さい組織で、常に働いているのはたぶん四人くらい、しかも常駐しているのは二人くらいだと思います。そうした小さい組織で、調査、分析、監視をし、実際に現状はどうなっているかということに関して目を光らせ、国内、ヨーロッパ、そして世界に向けていろいろな力を発揮していると思います。それから実際に今後もっと（事態を）改善するために各省庁に働きかけ

るという仕事をしております。それから大きなことは、教育プロジェクトだと思います。日本でも教育プロジェクトをしてありますが、スウェーデンほど影響力は大きくないでしょう。それから、世論への働きかけということもあります。つまり一般の方々に広報活動して、どんな問題があつて、どんな状況で、どういうふうにしたらいいかということをお伝えするというをしています。また世界会議にも参加し、セミナーもやり、パンフレットも発行しております。また、サイバー・エンジェルスの方がなさっているような、インターネット上での犯罪にも具体的に行動をしているし、一つの小さな組織が四年ぐらいで、本当によくあれだけの仕事ができるなと思います。やはりこれを支えているのもボランティアの方だと思います。

ここで一つ紹介したいんですが、スウェーデンの日刊紙を持ってきました。これは今年の4月10日のものですが、前面広告が出ました。ロサーリオのポケット版がスウェーデンで発行、出版されまして、その報告なのですが、本の冒頭部分がただなんの宣伝もなしに「いいニュースがあります。というのは、これは一冊10クラウンで買えます。」と入っています。ちなみに10クラウンというのは120円です。「悪いニュースもあります。というのは、このお話は本当の話です。」と書いてあります。120円だったら本当に印刷代とか人件費だとか、いろいろかけるとマイナスだと思うのですが、これも援助を得ての広報活動なんです。こんなふうにして、全国の人に読んでもらいたいと思っている。スウェーデンではみなさんかなりこういった問題に関する関心は高いと思われると思いますし、私も一般の方々の意識は高いと思います。それでもこういった広告を出すというのは、注意を喚起しないと忘れられる問題なんだということだと思います。その下にちょっとしたコメントがありますので、それを訳したものを読みます。先ほど宮本さんがおっしゃっていたことと重複しますが、

「毎年世界中で、百万人もの子どもが否応なしに買春へと追い立てられています。ロサーリオもその一人でした。けれど今は死んでもうこの世にはいません。飛行機で数時間も旅行すればそこには彼女と同じ運命が何度も何度も繰り返されています。お金のために仕方なく、その体を売ることが余儀なくされる子どもたちがいます。これらの加害者の大部分がいわゆる普通の旅行者なのですが、観光客からビジネスマン、開発援助プロジェクトの職員、兵士、観光業界で働く人々など、その職種は様々です。そしてその中には、スウェーデン人もいます。『ロサーリオの死』の中で著者マイグル・アクセルソンは、おぞましいけれど、真実の日常生活のなかに私たちを誘い込みます。私たちの日常では考えられないような出来事についての知識と洞察を与えてくれます。そしてまさにこの知識と洞察のみが日々増加している子どもの性的商業的搾取にとどめを刺すことができるのです。エクパット・スウェーデンはNGOです。宗教的にも、政治的にもなにもものの拘束も受けていません。またインターナショナル・エクパットの下部組織として、45カ国からなる意欲的な組織のネットワークの中に組み込まれています。読書サークルとしては私たちはあまりたいしたことはありません。なぜなら私たちにはこの一冊しか皆さんにお見せすることができないのです。しかもこの出版に協力して下さった出版社には無理を承知で、ぎりぎりの最低価格でこの本を販売することに同意してもらったからです。」

とにかくこういった意味で、本当にどういう事件が起こったかを知っていただくことが、一般の方には一番早いんじゃないかと、私自身もそういう道から入ったので、そう思います。実はエクパット・スウェーデンで非常に力を入れていることがありまして、それは旅行業者の方たちとタイアップして、観光客を送り出す側、それを受け入れる側に、行動倫理といいますか、こういったことには参加しないという認識を持ったオペレーターの方たちに仕事をしていただきたいと、そのための呼びかけをしています。

実際、スウェーデンの方では非常にそういうのが進んでおりまして、今では旅行業界の方のほとんどがこれに賛同して、加盟しております。また、教育プログラムの中で、実際にカウンターで座って、旅行商品売る方たちにもセミナーを致しまして、そういう人たちの意識を高めていくこともしました。その一環でしたのは『ロサーリオの死』を全員に読んでもらうことだったそうです。エクパット・スウェーデンの財政というのは、スウェーデンの社会省や開発援助共済等の寄付金のみで賄われております。もちろん個人の方の寄付金もありますし、実際この本を日本で出すに当たっても、かなりのお金がかかったのですが、個人の篤志家の方の資金で刷り上げることができました。本当は日本のどこかの出版社でこの版権を買って頂いて、書店で売っていただければもっといいのですが、今は日本ユニセフの方に

一番大きな協力を頂きまして、ユニセフの方と私個人の家の倉庫からご希望の方たちにお送りしています。みなさんも何かの形で、ボランティアをできると思うのですけれども、自分のできる範囲で何かをするというのはいいなと思いますので、なにか感じるところがありましたら、潤子さんのところ、あるいは飯盛さんのところ、他にも活動してらっしゃる方もいますので、もちろんAWCもそうです、お声をかけてください。ありがとうございました。

マリ：ありがとうございました。とても熱心にお話してくださいまして、ちょっと時間がオーバーしてしまっただけですけど（笑）。きっと皆様も理解頂けたと思いますが、先ほどもおっしゃったように生々しい本なので、ちょっとお腹がいっぱいで、ちょっと落ち着いたときに、お読みになった方がいいと思います。食後すぐだと、あまり落ち着いて読めないかもしれないです。

次に武者小路先生にお話をして頂くのですけれど、ずっと、子ども人身売買の現状を学問的に研究しておられるので、学問的見地からお話をして頂きたいと思います。また、私たちが何をできるかということと、先ほど今回のタイトルについて、「子どもは未来の財産である」ということについてのご意見、ごもっともだと思いましたが、そのことについてもお願いします。

武者小路：武者小路です。学問的、ほど学問的でもありませんが、問題提起をさせて頂きたいと思います。宮本さんのお話、飯盛さんのお話、津金さんのお話それぞれ何と言いますか、余計なことをくっつける形になるのではないかと思います。今お話がありましたように、「子どもは未来の財産」だと、これはとても正しいご意見だと思いますが、冗談だ、と理解してください。つまり今日一番問題になっている子どもが犠牲になっていることは、要するに子どもが“商品”になっていることなので、“財産”と言ってしまおうと、ちょっと“商品”に近くなる。“商品”という意味の“財産”ではないということでお書きになった表現だということは分かっているので、別に真剣にいけないと言っているのでは決してありません。ただ“財産”ということと“商品”ということはつながって、“商品”という話を私の方はさせて頂きたいと、ということで申し上げたわけです。

“商品”ということは後で申し上げますが、まず津金さんのお話と宮本さんのお話をもう一回戻りまして、来年、ストックホルムプラス5という五年目の集まりをしようと、エクパットの方たちを中心に計画していらっしゃいます。そして、それに名乗りあげているのが、日本の他にモロッコとカナダもあります。なんとか日本がそのストックホルム五年後の会議を持っていただけるととてもありがたいということをもっと申し上げたいと思います。ストックホルム会議のすばらしいところは、それまであったいろいろな会議みたいに、国連の会議でもありませんし、かといって政府だけの会議でもありませんし、あるいはNGOの会議でもない、初めての世界会議であるということです。NGOにまずいろんな意見を出してもらって、それに政府が答える。普通は政府がいばって、「NGOも呼んであげるよ」という形なんです。ストックホルムの会議はそうではなく、全くむしろNGOからいろんな問題、とくにエクパットから問題を聞いて、そしてスウェーデン政府でも、みんな考えようということをやったというのは非常にすばしかったと思います。

また、あとで議論があったら詳しく触れたいと思いますが、やはり人身売買の問題のなかでも、子どもの人身売買が一番ひどい問題です。ですが、18歳までが子どもで、誕生日が過ぎたら突然大人になってしまうため、どこまでが子どもでどこまでが大人かと、というところがいろいろと議論になっています。日本も含めてですが、いろんな犯罪が、特に子どもの犯罪が増えているということで、むしろ子どもとして扱う年齢を下げたいという動きがいろんなところにあります。これが進むということは、子どもの売買春、人身売買というもの、要するに子どもとして助けてあげられる年齢が低くなるのはとても困るという問題が一つあります。

もう一つ、人身売買のことで、大人の場合に困ることは、大人の人身売買春について二つの違った立場があることです。一つは、売買春そのものが商品化である、女性の体の商品化であって、それは許すことはできないという考え方です。私もそれは大事な考え方だと思います。性的搾取あるいは、性奴隷制、日本がかつてやりました従軍慰安婦の問題と今行なわれている問題とは、ただ国がやっているか、国がやっていないかの違いで、いずれも性奴隷制だと思います。ですがもう一つの考え方も大事なこと

で、売春婦とか売娼婦とか、売買春に携わっている方々を軽蔑するのはいけない、だからとにかくそういう差別的な扱いはしない、むしろ売買春は一つの立派な産業であると、性産業であると、一つの仕事である、だから軽蔑してはいけないということで、むしろセックスワーカーという言葉を作るという考え方があります。それで私も反差別国際運動というNGOのお手伝いをして、そういう会議をいくつか組織したり、参加したのですが、その時に結局その二つの考え方で、売買春はいいとか、悪いとかという話がでてきて、みんな本題のことを忘れてしまうようなことが多い、そういう意味でとても問題が多いわけです。ですが、ストックホルムでの会議、エクパットがやっていたら、これは子どもの人身売買、売買春は要するに大人が搾取していることがあまりにはっきりしているので、これをセックス産業だとか、そういうもの(売買春)はいいとはだれも思っていないわけです。ほかにもこの問題には、強制売春はいいなくて自由買春ならいい、などという意見もあったりと、ややこしいですが、とにかく子どもの売買春のことを中心に考えることが大事だと思います。

その点で、宮本さんがお話してくださったように、やっと日本でも法律ができた、ということがあります。また国連でも人権委員会だとか、女性差別撤廃委員会だとか、あるいは子ども権利委員会だとか、特に子どもの人身売買についての審査をしています。いろんな国が報告書を出して、国のレベルでいろいろ議論することが行なわれています。それからもう一つ最近出てきている動きで、一昨年あたりからですけれど、ウィーンで国際犯罪防止委員会というのがありまして、そこで今、国際組織犯罪を取り締まるための条約議定書をつくらうというものです。議定書の種類の一つとして武器の売買の議定書、人間の密輸を取り締まるという議定書があって、三番目として、人身売買、特に女性および子どもの人身売買を取り締まるための議定書があります。それはとてもよろしいのですが、今NGOと、国連人権高等弁務官が一緒になって文句を言っているのですけれども、取り締まる方は警察的な考えで、治安維持ということで取締りをする、ですから取り締まるのは悪いものを対象にしているのではなく、被害者も取り締まってしまいます。被害者も不法入国しているわけですから、不法入国している「悪い」女性を捕まえて国に帰す。それが法律の中心にあると二重にいじめられる。犯罪組織ややくざにいじめられて、苦しんでいる人たち、借金奴隷になっている人たちが、今度は警察からもう一回捕まって、自分たちは被害者なのに、いかにも犯罪人みたいに扱われる、そんなことは絶対に許せない。また人権の立場から取り締まるのはいいけれど、人権の立場を入れてくれということをみんなで言っています。そのためにNGOが提案して、国連で人身売買撤廃年という年を設けてもらうという運動が進んでおります。これはただそういうものを作るというだけではなくて、それを出発点に十年間の行動計画を国も含め、NGOなども参加して相談をし、国連も全体を取りまとめると、そういうことをやろうということです。こういうことで、日本の法律ができたことを契機に国際的な枠組みを強化できればいいと思います。その意味で日本政府もとてもいいことを、後で悪いことも言いますが、いいことをしてしまっていて、人身売買の問題を取り上げて、今度の沖縄サミットで日本がこの問題を目玉として出そうと言っています。人身売買のことや人間の密輸というものを取り上げると、これは、人間の安全保障という考え方で、日本がこの問題を特に先進工業諸国に訴えることになっています。それはとてもよろしいのですが、被害者の人権、子どもの人権というものが中心ではなくて、石原都知事が言われたように、非合法の女性が入ってきたり、子どもが入ってきたりして、困るわけです。それを取り締まろうという形で出そうとしているので、これはかなり問題があると思います。ということで、それをどうしたらいいのか、みなさんに考えていただきたい。私たち、NGOがみんなと一緒に考えていかなければいけない問題の第一点です。

それと関連して、国際組織犯罪ということがやはり大きい問題であるというのが第二点で、飯盛さんとなつなるところですが、つまり国際組織犯罪というのはマフィアとか、やくざとか、すごく古めかしいイメージがありますが、今の国際組織犯罪というのは、サイバー組織犯罪にだんだんつながっているわけです。サイバー犯罪、インターネットを通じていろいろなことを出している人たちは、ただ、おもしろ半分には情報を流していると思うんですけど、そうではなくて、組織犯罪の末端でそういうことをやっている人たちが、かなり多いのではないかと、だからそのところをどういうふう調べたいのか、飯盛さんからぜひお話を伺いたいです。またその前段階ですが、テレクラというのがあります。テレホンクラブ。テレホンクラブというのはインターネットほど進んだ情報ではないですけども、テレホンクラブという形で、組織犯罪は電話をうまく使って商売を進めているということがありますので、もう一歩進めば、インターネットとのつながりがあるのではないかと思います。ただそのつながりがどこまで広がっているのか、近代主義的な犯罪組織とやくざの組とは別になっているかもしれ

ないし、そののところに問題があると思います。ですが、全体として今日、みなさんに問題提起させていただきたいと思いますのは、国際組織犯罪ということで取り締まることをいろんな国の政府は言っていますけれども、実は国際組織犯罪というのは二つの顔を持っていて、隠れた顔として子どもの売買春をいろいろ世話をして金儲けをしている所は、合法的な顔も持っているわけです。合法的な顔とは、観光産業、娯楽産業の一部としてのセックス産業です。セックス産業というのは94年のデータでその後さらに進んでいると思うのですが、94年には日本のセックス産業からの税金での儲けが日本の軍事予算と全く同じです。GNPの1%がセックス産業のあがりです。ですから石原都知事が新宿の歌舞伎町のことを非常に気にしておられますが、確かにそこから都にお金が入るわけで、それが外国人の資本に取られてしまうと税金が入ってこなくなる、それはかなり東京としても困るという、そういう表向きの顔があります。だからその問題をどういうふうにか考えるのかということをおみなさんと一緒に考えておかないと、私たちが運動する必要もありますし、教育をする必要もありますし、倫理構造を作って観光産業の人たちに子どもを虐待してはいけないということをお教えることは大事ですが、実は向こうは要するに金儲けをするためにセックスツアーをやれと言っているわけで、とても手ごわい相手であるという問題があります。その問題を皆さんと一緒に考える必要があるのではないかと思います。つまり子どもの人身売買は子どもを商品化しているのは犯罪組織ですが、性産業、産業が子どもを商品化している問題があるので、その産業の問題を取り上げる必要があるのではないかとするのが第二点です。

第三点は、津金さんのお話につながるのですが、このことについては学問的なのですが、私の学問と違う学問をやる必要があつて、こういう問題がある、としか申し上げられません。私は政治学者で、精神分析学者ではないわけです。ですが、子どもの売買春、人身売買の一番もとにある問題は、精神分析で取り上げなくては解決がつかない問題です。単なる倫理の問題でも、法律の問題でもない、つまりペドファイルの場合、なぜ子どもを相手にしなければならないのか、分からないことを申し上げて間違っているかもしれませんが、結局は子どもにしか性的満足を得られない男性というのは育った環境、社会というものが非常に家父長的社会で、要するに父親というもののイメージが中心になっていて、他者との関係は父親と子どもの関係、つまり自分が父親として相手を子どもとして扱わないと気がすまない。社会的権力との関係でいじめられ、普通に対等に女性と付き合うということができない、そういうゆがめられた心理状態がある。別に一人の問題ではなく、現代文明というものがそれこそ商品を買ったり売ったりするものと同じように人間を商品化して、そういう形でしか人間との関係が分からなくなっている、というところに問題がある。これは子どもしか愛せなくなっているという問題だけではなくて、もう一つ嘆かわしいことに人種主義というものがセックス産業と関係があります。つまり貧しい国の女性が入ってくるということは、貧しいから入ってくるということもありますけれども、男性は自分より劣っているところから来ている、つまり人種差別ができる相手を求めるということがどうもあるのではないかとということです。そういう意味で人種差別というのは、子ども性愛と同じく歪んだ金持ちの国の男性の心理状態というものが中心にある、ですから送り出し国の貧困を克服するという問題が一番大事ですけど、受入国側の男性の心理状態の歪みというものを作り出している社会のしくみ、教育とかマスコミとか全部入ってくるんでしょうけれども、その問題がとても大事だということを、そのことを私たちが分かるためには『ロサーリオの死』を読めば、精神分析の理屈なんかを言うよりはその本を読んだほうが、男性として、私もそうですが、やっぱり考えなきゃいけないなということが分かってくるので、そういう意味で『ロサーリオの死』というのは大事な、みんなが問題について考える契機になるのではないかと思います。

マリ： ありがとうございます。皆様のお話を聞いて、毎回違う話題が出るたびに、いろいろな質問が頭をよぎるのですが、どんどんお話が先に進んでしまうので、何をお聞きしたいかが思い出せない方もいらっしゃると思います。私もその一人なのですが(笑)。

ただいまから会場の方の質問を交えながらのクロストークをさせていただきたいと思つています。ご来場の方から、質問・疑問がありましたら、そこから始めさせていただきます。ご遠慮なさらぬでください、どうぞお願いします。

質問者(カイ・レイニウス氏)： 先ほどの武者小路さんのお話になったことが非常におもしろかったのですが、ひとつだけ私には違う意見が

あります。例えばペドファイルといった場合には、必ずしも男性だけの現象だとは、私は思いません。

もちろん男性の加害者が圧倒的に多いということは事実ですが、私の聞いた範囲内では、女性の加害者もいるということです。例えば、現在ベトナムの方では、特に女性の加害者が、多分、欧米の加害者が圧倒的に多いと思いますけれど。しかし、とにかくこれは、男性、女性、人間としての問題であって、男性だけの問題ではないですね。

マリ： ありがとうございます。武者小路先生どうぞ。

武者小路：おっしゃる通りです。説明が足りなかったのですが、私が申し上げたのは、要するに「父のイメージ」、ファーザー・イメージというのがきっかけになって、女性も男らしくなってしまうということです。つまり大人＝ファーザーのイメージであるということであって、ファーザー・イメージというのは、女性もそれを持ちますので。そのことを申し上げなかったので、おっしゃる通り、男性だけではありません。ただ、ファーザー・イメージが中心になっているというのは、ジャック・ラカン (Jacques Lacan) という、精神分析学者の理論を勉強して、なるほどと思って、そういうふうで紹介したのです。

マリ： ありがとうございます。宮本さんもひとつ、それについてお話を。

宮本： 今、子どもに対して虐待行為を行う加害者を考えるときに、二つのことを考えなければならないと思うんですね。まず、ペドファイルということですが、「小児性虐待者」、私たちは性愛者とは呼ばずに、実態を表わす言葉として、小児性虐待者というふうに訳して使っていますけれども、ペドファイルには2種類の意味があります。

ひとつは、倒錯性としての医学的に狭い範囲の意味で、思春期以前の子どもにしか性的興味を覚えないというタイプの人たちのことです。もうひとつは、より広い意味で、思春期以降も含め、いわゆる子どもに対して選択的に性虐待行為を行うというタイプの人のことです。

実は、今、アジアだけでも100万といわれる子どもたちを、虐待している人たちの大部分は、この狭義のペドファイルだけではないのです。職業からいっても、医者から、弁護士から、教師から、移住労働者から、とにかくあらゆる職業に渡っている。つまり、24歳でも14歳、13歳でも構わないというタイプの、無自覚な「一般」の男性なのです。

第二に、男女の関係からいうと、おっしゃったように、女性のペドファイル、つまり女性で虐待をする人たちというのも報告されています。しかし、これは、男性と女性と両方いる、というほどの人数ではないです。例外的に女性もいる、というレベルで、大多数は男性なんです。これは現実として、男だ女だという以前に、社会の中で子どもなり、女性に対して、支配をしようとする行為です。その行為を行っているのが、いま現在、残念ながら男性が大部分だと。なぜかというところを、やはりこれは男性自身の中から、自分たちの問題として考えていっていただかなければならないことだなというのを今、非常に思っています。

そして、いまいくつか申し上げたペドファイルの心理学的なものですが、病的なペドファイルの心理学というのは、ひとつ研究課題としてあります。もうひとつは、ポルノグラフィーなどとも関わってくるんですけども、子どもや女性を性的対象として支配しても、痛みを覚えないような、いわゆるカッコ付きの「教育」ですね、それがやはり私たちの社会の中に満ち溢れている、ということが、ひとつかなと思います。つまり、社会環境としての、加害者を作り出す土壌、ということだと思うんですね。

ですから、私たちが取り組んでいる問題の中でも、ポルノグラフィーの問題は非常に大きく、買春とポルノというのも表裏一体の関係にあります。例えばスリランカの例でも、男の子が90%ということがあり、男の子が被害者で、加害者は誰かというところ、ほとんどが男性です。ただし、先ほどホモセクシュアルが、というふうにおっしゃいましたが、これは基本的にホモセクシュアルかヘテロセクシュアルかではなくて、ペドファイル、つまり子どもに対して性的な関心を持つということの問題です。そうして多くのペドファイル男性たちがスリランカにやってくる前になにがあったかというところ、何年間にも渡ってスリランカ少年のポルノグラフィーがヨーロッパの、『スパルタクス』という雑誌に載せられ続け

ていたつまり買春広告、どこのどういうビーチへ行けばいくらで子どもが、男の子が買える、というようなやり方が。これはちょうど日本でいう『タイ買春読本』のようなものですね。何人かの方はこの本のご存知だと思います。つまり買春をしやすい条件、買春をしても痛まない精神、心理的なものを作り出す材料が溢れている、ということなのです。そして、誰か特別な人間ではなくて、残念ながら、いま子どもをいちばん虐待しているのは、一般の、どこにでもいる人だということなんですね。

武者小路： いまいろいろご説明いただいて、その通りだと思うのですが、ちょっとひとつ質問を、宮本さんにさせていただきたいと思います。

疑問というよりも、私は、どういうふうにかわらないからということなのですが。実は、日本がとにかくもっともアノマラスだと、異常な問題を持った国であるということ、ヴィティト・ムンタポーンという、子どもの人身売買についての特別報告者がちゃんと書いているわけです。日本というのは、とても例外的な悪い国で問題を持った国である、ということを書いています。日本がなぜそうなのかというのはやはり、男性の家父長的な伝統が特にある、ということなのかも知れない。で、そこをどう考え、どこが違うのか。

ペドファイルは、しかしあまり日本の場合には多いような気がしないのです。で、そこはペドファイルよりも、さっきおっしゃったような第2の形の、要するに、病的なことではなく、一般的な搾取をする、力で支配できるという、そういう一般的な性向、傾向というのが、果して日本が特殊なのかということ、日本の男性は社会で抑えられているからそうだという話もありますが、ひとつ教えていただきたいと思います。

それからもうひとつは、例えば、援助交際という形で、日本の少女が売買春をするということがありまして、その関係の方たちから、売春権を主張する日本の女性の運動が出てきているようなこともあります。ですが、その方々は、色々なところから女性あるいは少女が、借金奴隷として売られてきている、そのことについてはあまり意識をしていらっしやらない。もしかしたら、人種差別が明らかに組み合わさって、人種差別的な気持ちでアジアのより貧しい国々の女性を相手にすることに喜びを感じるといようなところが、どうも日本の男性にはあるのではないかと。私はそういう、人種差別的なことが女性差別・女性搾取の上に組み合わさっているような気がするんですが、その点はどうでしょうか。

宮本： はじめにおっしゃった、ヴィティト・ムンタポーンですが、彼は具体的にどういうふうに言っているんでしょうか。

武者小路： 日本では、子どもの売買春についての状態というのは、アノマラスである、特別である、と。

宮本： それは、いつごろの特別報告書ですか。

武者小路： 94年です。そこでは、観光との関連やヤクザとの関係のことも書かれています。

宮本： 彼はECPATが始まったころ国連の特別報告者になっていますが、たぶん彼が言ったのは、日本自体がアブノーマルで、変な国だという意味ではないというふうに私は確信します。90年のチェンマイ会議において、最初に子どもたちの被害が訴えられたときに、彼自身が言った言葉があるんですが、それはもちろん第一に、“日本や欧米諸国のセックス・ツーリストがやってきて、わが国の子どもたち、女の子たちを中心に子どもたちを、虐待している、これは本当に許せないことである”ということでした。

しかしそれに続けて、“ひるがえって、我々は自分の国を見ようではないか。なぜ最高学府である大学のカフェテリアでの会話が、昨日行った買春宿の女性の話であったり、どこが安かった高かったという、そうした話になるのか。犠牲を出すわが国の側の価値観、わが国の男性たち、社会のそういう価値観が一方で同様に問題なのだ”ということ、彼は90年に言っています。

私は、その彼の視点に深く動かされました。そうした視点を持って特別報告者になっている人ですし、その後の彼のいろんな報告を聞いても、94年の段階で言おうとしたとすれば、日本はいったい何をしている

んですかと、これだけ人身売買が明らかに目の前で起きていることに対して、日本政府は何をしているんですかと、いうところの指摘だったと思います。

武者小路：そうだと思います。

宮本： 日本政府はそれを変えられる力を持っているんですよ、ということを彼はずっと訴えてきたし、今回も法律改正に関して高く評価していました。私は、タイと日本の土壌というのが、買春に関しては非常に似ているなと思いますし、買春に対するその国の、送り出し国であろうが受け入れ国であろうが、土壌そのもの、社会の価値観、そこを形作っている私たちひとりひとりの価値観によって、子どもの犠牲がどれくらい拡大するのか、それとも抑えられるのか、それが根絶に向かうのか、があるということを思っています。

先ほどの人種差別の問題についてはおっしゃる通り、これは輻輳した差別、そして力の支配であるというふうに私も思っております。

もうひとつは、援助交際に関してのことです。私も自分自身女性としての視点を持ってやってきた人間ですが、事柄が他のことでもそうですけども、アカデミックになり過ぎて机上の議論のところだけされると、実体、いま目の前で傷ついている人自身が見えなくなるというふうに思っています。ですから先ほどの、売買春に対してふたつの考え方があるというのは、私も双方重要なところがあると思いますが、私は、本来、この世に生まれ出るときに“売春婦”というかたち、人に体を売ることを前提に生まれてくる人はひとりもない、というふうに思っています。尊厳を、売買春の中に今ある人の尊厳をいかにして回復するか、いかにして保つか、ということにの手段としてはもちろん、いろんな方法があるし、それをやるべきだと思っています。しかし、日本の援助交際問題からいうと、「援助交際」という名前自体が非常に巧みに、業者または買春者の視点から作られているものであり、そしてこの未成年者を対象とした売買春によって、性産業が大きな利益をあげている事実、そこを押えるべきだと思います。そして、お金やものが介在して、それとの交換条件で性行為を迫る、そういう前提のもとに平等な自己決定はあり得ないと思っています。

事実、これまでお会いした何人かの産婦人科医の方、それから売春防止法に従って活躍している婦人相談員の方々からは、実際のそうした多くの女性たちに関わって、だれひとりとして自由な意思でやっているという声を聞いたことはありません。子どもに関しては何をか言わんや、と思っております。

マリ： ありがとうございます。いまお話がありましたように、議論をしますとすごく幅が広い話になってしまって、その幅の広さというのは、今のように非常に学問的な、アカデミックと宮本さんもおっしゃっていましたが、私たちがふだん生活の中で、自分たちが知るべきことの中に、「世界の現状」があると思います。先ほどのお話にありましたように、実際に体験されたもの、またはそういうものを読んでみるということが、私たちの体験にもなるということ、それと身近なところで私たちがふだんの生活の中で、目をつぶっているところがあるのではないかと、というを認識することも、とても重要だと思います。

できるだけいろんな話を聞かせていただきたいので、もうちょっとだけ質問のほうをうかがいたいと思います。よろしかったらどうぞ。

質問者1： 私は新宿歌舞伎町の隣の大久保、エスニックタウンといわれているところに住んでいるので、今日4人の方が言われましたことはまさに生々しい実感として私の目の前にあります。私が大変うれしかったのは、(こうしたシンポジウムに来る)大学の先生といえますと、だいたい社会学なんです。今日は政治学と言われましてほっとしております。これからもどうぞよろしく願いいたします。それから飯盛さんのインターネットのお話は、私の周りでも実際に起こっている問題です。殊に子どもさんがもう感染症にかかってしまっているというような、要するにSEX感染症ですね。

マリ： ごめんなさい、SEX感染症というのは何に感染しているのですか。

質問者1： HIVです。

マリ： インターネットを通じて知り合った人達の中でH I V感染がでてきているということですね。

質問者： はい、そうです。子どもたちがその中に入ってきているということが実際に私たちの周りにもあります。それから、宮本さんのお話でひとつ残念なのはミャンマーのデータがでてきていないということです。ミャンマーについてどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。まさに私の町の中で起こっていることとあまり変わらないのではないかと思います。今日は本当にありがとうございました。

マリ： ありがとうございます。ミャンマーについては宮本さん何かありますか。

宮本： 私がお伝えするのは基本的にエクパットを通しての情報です。ミャンマーに関して言いますと、タイ国内に人身売買で入ってきていること、そうした情報はいくつか入ってきています。ただ、軍事政権下のミャンマーの中で、エクパットの運動というものがまだ起きていないんです。たぶん小さなグループとか、その中では行われているのだと思います。人数に関しては政府は公に出しておりません。NGO又は働いている団体の中で知らせてくださるということが必要です。はっきりとした人数についてエクパットレベルでは私のところに今届いていない状態です。

質問者1： これは私が直接見聞きしたことでなく、間接的なことですが、ミャンマーからのカレン族の女性がタイのパスポートで日本に来まして、パスポートが“にせ”だということははっきりしたのですが、どこで生まれたのか、全然証拠がない、強制送還が決まったけれど、どこに強制送還するかわからない、ということで1年以上そこに収監されていて、5000円位でしょうけれど、お金で出生証明書を作ってもらってやっと帰れたと。これは違法的なことですが、違法的なことでもしないと助けられないというのはミャンマーの女性に対してもとても迷惑なことだと思います。

マリ： ありがとうございます。以前からミャンマーの支援をしていらっしゃるかと存じております。インターネットで交際が始まって問題が起こるといふのを飯盛さんはお聞きになっていらっしゃいますか。

飯盛： そうですね、特にチャットの問題がとても多いです。チャットにも色々種類がありまして、いわゆる“出会い系チャット”といって、知らない者同士が出会えるようなスペースを提供している広場もありますし、今流行りなのですが、“なりきりチャット”といって、例えば50歳くらいの方がチャットでわざと20歳位になりすまして、悪い意味でなりすますのではなく、若いときのドキドキした気持ちを取り戻すというような純粋な気持ちの“なりきりチャット”があります。このチャットだろうが掲示板だろうが、お使いになるときの根本的な問題は、インターネットに対しての理解不足です。これがいろんなところで事件を引き起こしている。インターネットというものは皆さんご存知の通り、1つは匿名性がある。相手の顔が見えないというのがあります。もう1つ違うのは、双方向性という2つめのポイントなんです。ですから、インターネット上に流れている情報というのは100%本当かどうかわからないというお話をよくします。嘘の情報というのがいつまでも世界中をぐるぐる蔓延しているかもしれないということを知った上で、チャットをお使いになるとか、インターネットでショッピングをするとかいうことであれば、どんどんお使いになっていただいて結構ですということです。インターネットの詐欺にあう方というのは、皆さん通販やカタログ販売などでお買いになると思うんですけど、その感覚でお買いになるんですね。例えばお金を先に振り込んだのに買ったコンピューターが送られてこないとか。「どうして先に所在地を確認しないんですか」というお話をよくするんですが、インターネットというのは非常に便利で即効性があるって、自分が今いる現実の世界とサイバー世界とは少しも変わらないんですと。それにあてはめてインターネットをお使いになって下さいと。インターネットというのは、コミュニケーションの1つの手段でしかありませんから。よく考えてお使いになって下さいというお話をよくします。

マリ： 先ほどもお話がありましたように、今のインターネット社会で保護するもの、保護者というのは必ずしも親ではなく、子ども、弱者を守る立場の人であって、どなたでもそうだと思うんですが、そういう人たちが持っている情報というのがとても重要だと思います。今日のシンポジウムでもその点で、世界が今どういう状況で、どういう問題があるのかということも含めて、私たちの生活の身近なところから

考えたときに、何がみえるのか。例えば池袋だと、今問題になっている小さな名刺みたいな女の子たちの広告が電信柱などにベタベタ貼ってある、そういうものを見たい人とそうでない人がいる。また、横浜駅でも桜木町でもそうですけれど、夜になるとサンドウィッチマンが看板を持って歩いていて、私たちが保護すべき弱者の目にそういうものがうつったりする。その中に何があるのかというと、インターネットとか普段の生活だけではなく、先ほど武者小路先生がおっしゃったように女性が商品化されている。そのことに対して、女性として、また、男性からすればよきパートナーである女性が商品化されているわけですから、なぜ怒りを持たないのでしょうか。私たちは一人一人自由というものを持っていて、もしもポルノが好きであるならばそれを見る権利はあるわけです。それは趣味だったり好みだったりするわけですから。でも見たくない人もいます。またそれがどういう形で提供されたのか、力で支配されて撮られてしまい、売られてしまったものを見ているのか、それとも写真を撮られるのが好きで人に是非売りたい、それを商売にしたいというチョイスがあってやっているのか。そういう意味でいろんな社会の現象の中で私たちがどういう考えを持つべきなのかということが重要だと思います。私自身はそういう写真を見せてほしくないし、見ないですむ社会が大事だと思います。もっと身近なところであれば、自動販売機でたばこやお酒を売っていたりします。未成年者はそれを買ってはいけないことになっているのにどうして社会はそういうものが手に入りやすい環境になっているのかと、原点を辿ればそういうところまでいくのではないかと思うのです。ですからもうちょっと私たちの身近なところでどんなことが考えられるのか、また日頃皆様方が考えてらっしゃることもお聞きしたいと思うのですが、いかがですか。

質問者2： 私には孫がおりまして今年4歳になったのですが、2歳のころからコンピューターのスイッチをママが寝ている間に入れてゲームを始めて、っていう話があったんです。今のところうちに来てゲームの範囲なんです。2001年というと来年ですが、小学校にコンピューター、パーソナルコンピューターを入れるという文部省の方針とかその他についてですが、子どもの育ち方を考えますと、遊ぼうっていうと家の中で壁に寄りかかってみんなでピコピコやっていて外で遊ばない、人間関係をつくらないという状態です。そういう人たちが大きくなって、人間関係の作り方が下手で、もしかしたらストーカーになった人たちもそういう部分が大きかったかなと私は勝手に思っているのですが、コンピューターを入れるのは悪くはないと思うんですけど、コンピューターを教育の中に取り入れてしまうと、たぶん子どもたちは夢中になると思うんです。その時に、今飯盛さんがやってらっしゃるような活動みたいなものが学校の教育プログラムの中にちゃんと入ってくるのか、社会人としてきちんと育てるといふ姿勢が、社会なり学校の中なりになれば、もっと危ない人間が増えてくるのではないかという危惧を覚えました。

先ほど、青学（青山学院）へ行ったとおっしゃいましたが、例えば孫が小学校に入学して、そのなかで（インターネットに関する教育を）取り上げてほしいというときは、どういう形で接触したらいいのか、またサイバー・エンジェルスの方たちをもっと増やしてそういう活動がおできになるのかとか、文部省の教育課程の中にそういうものを取り上げてほしいとか、そういう運動をなさるのか、その辺のことをおうかがいしたいと思います。

飯盛： 非常にいい質問をいただき、ありがとうございます。我々がやっている活動というのは教育なんです。大きく分けると2つあります。まず1つは子どもたちに対する教育です。チャットなどの危険性、いい点悪い点、あまり危険性ばかり教えるのではなく、インターネットは非常にすばらしいものだけど、スポーツや交通社会にもルールがあるように、インターネットの中にもルールがあるのだということを子どもたちに教えます。もう1つ、保護者に対して教えるプログラムというのがあります。それは今まさにしておっしゃいましたことですが、コンピューターは今の子どもたちにとって必要不可欠だと。これは私の感覚ですが、ネットジェネレーションですから、これは当たり前だと思います。これからいわゆるデジタルエコノミーというか、デジタル社会になっていく上では必須です。お子さんが大きくなって就職するときに、コンピューターが使えないということは、致命傷になっていくというのは誰でもわかっていると思います。ただしいくつか保護者の方にお教えするのは、決してコンピューターが子どもにとって友達になるのではなくて、人間対人間が友達になるのだということを教育してくださいとか、コンピューターを1日使う時間を例えば奨励時間は1日2時間が好ましいとか、コンピューターを子どもの部屋に置くのではなく、みんながいる居間のところに置いてください、とかそういうことを分かりやすく教えるプログラムを実際にご用意しています。コンピューターはやらせたいけど、知らない間に

ポルノのホームページを見たりっていうのは親としても気を使うところだと思いますので、何を気をつけなければならないのかというプログラムを我々はご用意させていただいております。ですから小学校に関しては、子どもに教えるプログラムと保護者や先生に教えるプログラムと2つをご用意させていただいております。

もう1つ、国がこれからどういう取り組みをしていくのかという2つめの質問にお答えしたいと思います。我々は文部省がこの辺のお話に関して今の段階ではあまり積極的ではないと理解しております。なぜならば、今パソコン、あるいはインターネットを日本全国の小学校とか中学校にどんどん結びつけているわけですが、今はその導入に一生懸命になってしまって、その上にある教育がまだ整備されていない、プログラムがまだ出来ていないというふうに我々は認識しています。活動家が何人かいて、我々のようなNPOがあります。さきほど神奈川県警のお話をさせていただきましたが、そこにハイテク犯罪対策室をやってらっしゃる江崎さんという方がいらっしゃいます。江崎さんは神奈川県の中学校、高校の先生が集まる会で我々と同じようなことをかなり積極的にやってらっしゃいます。江崎さんは私共とホットラインをつくってやっておりますので、お互いに情報を交換しながら、私も呼ばれてお話させていただくこともかなりございます。そういった意味ではまだまだ個人であったり、NPOであったりという、人間が点で動いている状態にあります。我々のような情報リテラシー教育をやっている団体というのはまだまだない。我々だけだと思います。これを将来拡大していくかに関しては非常に難しいのが現状です。我々はどこからか資金援助を受けているわけではありません。先ほどもお話ができましたけれど、私は本業で外資系の会社に勤めていますので、限られた空いている時間で教えておりますので、運営的に難しいところがあります。アメリカみたいにNPO、NGOに対して非常に積極的に支援をしてくれるような国の体制ならばまた別なんですけれども、今後は我々の限られた力の中で、点で動いていくしかない。ただしいろいろな発言が出来る機会、あるいは文部省に働きかけられる場所があるならば、そういうところで国や各行政に対して声をどんどんあげて、国のおしりをたたくと言ったらおかしいですが、文部省のおしりをたたくというような活動はどんどんやっていきたいと思っております。

マリ： ありがとうございます。では宮本さんいいですか？先ほどのことですが、私たちの身近なところ、普段の生活の中で私たちにできることがあるとすればどんなことでしょうか。

宮本： 今飯盛さんに質問して下さった方のお声が、まさに今の質問の答えかなというふうに思うんですけど。子どもたちが行っている小学校にコンピューターが入る、インターネットですね。そうすると今インターネットにおいてこれだけの危険性があるということを私たちは知った、少なくともここに集まられた方は知っているわけです。例えば砂場に針がいっぱい落ちているのに、子どもにさあ行きなさいという親はいませんよね。これはインターネットに関しても同様なんだという認識を、自分の中にお持ちいただいて、学校には、まず親であればPTAのPとして力があるわけですから、インターネットを導入するのであれば子どもにとって安全な本当の意味での教育になるような条件をそろえたものにして下さい、ということにははっきりと言う事です。たぶん学校の先生方も認識のある方は少ないと思うんです、インターネットやパソコン自体苦手な方もいらっしゃいますから。そんな中でどういう道具か分からないのに子どもに教える。他のことではあり得ないですよ、学校では、他のことではあり得ない事を今子どもにやろうとしているということに対して、まず親として声をあげざるを得ない、あげていくしかないと思います。その声は個々の学校に対してであるし、教育委員会にであるし、文部省までいっていいし、文部省はそれを真摯に受け止めるべき立場にある役所だと位置づけ、行動していただいているのではないかと思います。

もう1つは、私が所属する矯風会という婦人団体があるのですが、その全国支部を通じて5年前に行ったポルノ調査とをまた会員にやっていただいております。調査では特別なアダルトショップや新宿歌舞伎町に行く必要はないんです。私たちが日頃行っている書店、そこで見ていただきます。嫌なコーナーですけども、いわゆる“アダルト”というのは、ポルノコーナーです。男性誌と書いたコーナーもありますが、あれも男性にたいしてある部分失礼だと思います。まあ全ての男性が好きなのではないと今故意に理解するわけですけども(笑)、とにかくそういうコーナーに私たち女性が行ってみることが必要だと思います。そして子どもポルノを発見したら、店主に「この法律ご存知ですか」と言ってみてください。実はこの法律のポルノグラフィーの定義に関しては、私たちの視点からす

ると非常に狭く、子どもへの性的虐待を禁止、根絶するために必要な範囲としては本当にまだまだです。法律に触れるかの範囲内でも、随分減ってきている部分があることも確かです。しかし子どもを性的対象として描き売っているものに関しては、まだまだ許しがたい分量があります。それをご自身の目で見ていただきたい。見ることによって働きかけていただきたい。

マリ： 宮本さん、男の人がそんなの読んでいるそばにいてね、こんなの読んでどうなるか分かりますか、なんてなかなか言いづらいと思いますよ（笑）。

宮本： あ、男性に対してですね、言いづらいですよ。

マリ： やっぱり勇気をもって言ったほうがいいですか。

宮本： それは、そうなんです。たとえば矯風会の会員は、高齢の方、おばあちゃま方ですから、お願いするときには、2人または3人で「こういうものがあるのよね」って話し合いながらいらしてくださいと申し上げます（笑）。男性に言うんじゃないで、一緒に行った人に「ネ」って言う風に、「何なのかしらこれは」ってね。そういうふうだとまだね、勇気が出てくると思うんです。本当にちょっとしたことなんですけど、勇気がいりますよね。元々ポルノコーナーへは私たち女性は行きたくないです。なぜなら大人であろうが子どもであろうがその場面はセクハラです。私たち自身が性的におびやかされています。ですから、そのことに対しても声をあげていくということが必要だと思います。

法律を作ったって変わらないと言っていた方がいらっしゃったんですが、新法施行後それが違うということがどんどん現れてきています。その1つが“嫌ポルノ権”、弁護士さんの中でやっと、このことを言い始めた人がでてきたんですね。つまり、表現の自由というものは他の基本的人権を侵してはならない、侵した上であり得るものではないということです。大人・子ども関わらず、“嫌ポルノ権”という考え方が強くなって、私たちが嫌なものはイヤ、これは私たちに対する暴力だと、もっとはっきり言えるようになったら、子どもの環境というものも、もっと改善していくと思います。そうした上で犯罪としての子どもポルノそのものに関しては、やはり見つけて必要なところに知らせる。それから自分でもさっき言ったような事をしていくというのが必要かなと思います。あとはそれこそAWCもそうですし、先ほど質問して下さった方もおっしゃっていましたが、日本より条件の悪いところで生きざるを得ない子どもたちもたくさんいますよね。その地域と直接につながり合いながらサポートしているグループもあります。そこを自分の場として関わって下さる事も大切なことだと思います。私たち自身のことと、そして、子どもたちのこと、そこを両方持ちながら何か出来ることをやる。無理にではなくて、自分の出来ることは必ずあると思うので、そこをやっていくということではないかなと思います。

マリ： ありがとうございます。レイニウスさん、先ほどの質問があまりにもいい質問でしたのでずっと使わせていただいています。レイニウスさんのお子さんはインターナショナルスクールに行かれたり、日本の学校に行かれたり、日本とはPTAに関する認識がおそらく違うと思うんです。インターナショナルスクールとかアメリカンスクールの場合は、親が学校側に対してもっと強制力があると思います。単に遠足のときに何を着ていきましょうかということだけではなく、子どもにこういうことを教えてもらいたいとか、こういうことをしてもらいたいとか言えることが大切だと思います。そういう意味で学校に対して、例えばインターネットに関する教育がはじまったときには、親がどういうふうに関われるか、というようなことをすこし知識として教えていただけませんか。

津金： 私どもの娘がスウェーデンの小学校1年生の時には、実はこういう問題というのは起こっていませんでしたというか、学校の場面ではなかったんです。むしろ薬物の問題のほうが大きかったので、そういう事に関してはよく話ができました。ただ1つ言えることはPTAで対等だったということです。先生に対しても口論するわけはありませんけれど、そういったことに対して他人がどう思うかを考えずに、生の声を直接言えるという環境があったと思います。スウェーデンでは93年頃、インターネットの問題というのは学校で話題にはなっていませんでした。その後日本の学校に参りましてPTAの仕事もいたしました。やはり耳障りといえますか、耳に痛いことというのはなかなか話せないということがありましたし、先生に対してこうして下さいという親の意識というものが、どうしても自分の子ども中心で、なん

というか、「子どもは社会の財産」という言葉を使っているか分かりませんが、長い目で見てこういう環境にあるとこういう問題があるものではないか、というような提示のしかたというのが実はあまりなかったんです。物を考えるということに関して、親ももう少し長い目で子どもが成長していった先の社会というものを考えて、学校もそれに対応していけたらいいなと思います。

例えば今日いらっしゃっている方でもお子さんが小学校、中学校にいらっしゃる方が多いと思うのですが、今こういう場でそういう話を聞いたということを学校に持って行って、こういうことが学校の教育ではじまるということなんですが、どういう風に導入するのか、あるいはサイバー・エンジェルスの方のような教育プログラムをやっている所があるんですけど、そういうものを学校のプログラムとして使ってみてはいかがですかというようなことを、自分のほうから声をあげていくというのが大事だと思います。多分日本の小学校というのは横の関係を考えて、こんなことをいってはいけないんじゃないかということもあるかもしれませんが、それこそさっき宮本さんがおっしゃった勇気というものを出していくことが必要だと思います。自分の子どもの1日1日の生活だけではなく、その将来を見越して小さいころから教育に正確な情報をいれていくことが大切だと思います。インターナショナルスクールのほうはまだはじまって1週間なのでよくわかりませんが、皆さん集まってよく話し合っていると思いますので、これから見ていきたいと思っています。

それからさっき宮本さんがおっしゃったポルノが氾濫しているということなんですが、スウェーデンはポルノとか性的な問題に開放的で進んでいると思われている方も多いと思うのですが、そういった雑誌が、例えば日本では子どもの目に触れるコンビニエンスストアでも買えますよね。私はスウェーデンに5年住んでいてそういう目にあつたことは1度もありません。見たい方はどこか本当に限られた専門店のような所に行って買っているんだと思います。スウェーデンにそういった雑誌がないわけではないので。しかし全員に強制的に、意思の選択なしに、暴力的にそういうものを見せられる状況というものを、大人の側から撤廃していかなければならないと思います。例えば、今日男性の方もいらっしゃいますけれど、電車の中でちゃんとしたアタッシュケースをもってネクタイをした人が、子どもの通学時間にそういう漫画を読んでいます。信じられないけど、日本では普通なんですね。これは国際的にも非常に品のない状態だと思うんです。そういう意味でも、買ったなら場所を決めて読むとか、ご主人がそういうものを読む趣味のある方だったら電車の中で読まないでねとか、少しづつ声をかけあって、国際的に見てもおかしい状態というのを減らしていくのが大切だと思います。それをどうしていったらいいのかは、私にもわかりませんけど。

マリ： ありがとうございます。武者小路先生、最後となりましたが、先生は普段女性ばかり教育している学校にいらっしゃいますので、何か心がけてらっしゃることもあるのではないかなと思うんですが。先ほど女性についてお話してくださいと申し上げたら、私は男性について話しますっておっしゃってましたけど、何か身近なところでお願いします。

武者小路： 今のお話で、ちょっと冗談半分ですが、電車の中で私は読んでいないのですが、読んでる人を見ていてとても面白いのは、電車を降りる前に網棚に置いていってしまう。要するに会社には持っていない、会社では恥ずかしくて読まないのではないかと。

マリ： じゃあ、それを見た人は後ろからずっと追っかけていって、会社に入ったとたん、これ忘れましてよって渡せばいいですよ。

武者小路： (笑) ということですね。問題は私が男性としてとか、女性としてではなく、ポルノ漫画のことで、日本のポルノが世界中に出回っていて、「マンガ」という言葉まで使われて、かなり問題になっている。そのところで宮本さんが日本は特殊ではないとおっしゃっていて私もそう信じたいのですが、政府の問題も1つありますが、政府だけではなく、男性がもっと自意識を高める必要があると思います。さっきマリさんがおっしゃったように男性はいろんなかたちで付き合う相手としての女性を尊敬し、他の人が尊敬しないことに対して怒りを覚えるべきですが、日本はそういうことをする人を変わり者だと呼んだり、他の男性から嫌われるということがあろうと思うんです。松井やよりさんが男性の売買春についていろんな質問をしてデータを集めたものがありまして、外国にもそういうことがあるかもしれませ

んが、売買春の所に行くのはそつと行くのではなく、会社に入ったら会社の仲間に、または大人になる為に連れて行かれたと。そういう話が出ていて、少なくとも松井さんの解釈というのは、日本の男性は何かそういうことについて恥知らずといえますか、他の文化ではそれがいいかどうか分からないですけど、そういうところにおおっぴらに行くというようなことはしない。日本はおおっぴらに行く、そういう違いがあるという調査結果だったと思います。その意味で女性の皆さんは男性に厳しくしていただく必要がありますし、そうでなくても男性として、そんなに努力しなければならないことではないと思うのです。ちょっとした気持ちの持ち方の違い、それがおかしい。人間を大切に感じる感覚、子どもも含めて、あるいは子どもを中心に、そういう心を入れ替えるというのはとても大事で、先ほど宮本さんがご指摘になったように法律を作って国としてのルールを決める、あるいは企業が倫理綱領を作るとか、そういういろんなかたちものを組み合わせる必要があると思います。法律だけでは解決しませんが、やはり法律というのはとても大事なもので、まず政府にそれを作ってもらうように働きかける、同時に毎日の生活の中で、そういう雑誌をみんなの目の前で読むというような行為を改める。それと学校教育に発言してよくしてもらい、それが組み合わせる必要があるのではないかと思います。模範生の模範解答をしました。

マリ： (笑) ありがとうございます。つたない司会で本当に申し訳ないと思うのですが、もうまとめることは出来ないと思います。といえますのは、いろんな次元の、いろんな角度の話がありました。国際的な話から非常にローカルな自分たちの暴露のような話にまで、力関係からすれば社会全てを網羅する話だったと思います。

やはり知るということはとても大事だと思います。知った時に自分がそれに対してほんの少しだけでもいいですから、自分を変えていく力を持っていることを認識することがすごく大切。今回の「子どもポルノ子ども買春禁止法」というのはそういう力からはじまり、たまたまAWCが宮本潤子さんと知り合い、たまたまフランスカンチャペルセンターにいたラポイント神父様という方がいらっしゃって、その方が宗教の国境を乗り越えてエキュメニカルという形でいろんな方と声をかけあい、私たちが外国人コミュニティとして、なにかできることがあればと日本に住んでいる外国の方々が、議員さんたちにどんどんFAXを送りつづけて間違え電話で全然関係ないひとのところに何千枚もFAXした人もいました(笑)。その人から電話があつていつまでFAX攻撃するんですかって聞かれていついつまでやりますと答えたらじゃあそれまで電話きつときますってあきらめられたらしいんですけども。そういう動きの中でAWCだけじゃなく、他のNGOの人達もはがきで国会にお願いしたというような、そういう小さな動きがどんどん大きくなって、私たちの社会というものが少しずつよくなっていくわけですから、そういう意識をもつていただくということが非常に大切で、また力を持っているということを私たち一人一人が認識することが大事だと思います。ゴミを自分ひとりくらい捨ててもいいという認識ではなく、1つ捨てれば山となると認識する中で私たちは動いていかなければならないと思います。女性のジェンダー教育、女性のセルフエスティームや、女性の人権というものに皆さん一人一人がちがう形で動いてらっしゃいますけれども、辿り着こうとしている所は1つだと思います。これからは是非このような形で勉強会を催していただき、その時には是非、私たちと一緒にやっていただきたいと思っています。皆様もなにかやってらっしゃることがあって応援にきてほしいというのであれば、喜んで私たちも参りたいと思います。そしてこういう形で輪をつくっていきたいと思います。今日は時間が超過してしまって申し訳ありませんでした。最後に1つお話させて下さい。このたびAWCの中に自然発生的にAYAというユース・アソシエーションができて、若い人たちが今回そちらにあります展示と今日の会場設営を全て担当しました。次の世代が意識を持って女性たちのこと、または人類のことを考えていくというのはとても大切なことだと思いますので、是非AYAのほうも応援していただきたいと思っています。ではそのAYAの飯田さんにバトンタッチしたいと思います。ありがとうございます。

飯田： 今ご紹介いただいたように、今回のシンポジウム、展示会の企画・運営に際して、若者を中心として行ってきたんですが、メンバーに“あや”という名前が多いことから、AWC Youth AssociationとかけてAYA(呼称：アヤ)というグループが発足いたしました。そこで提言をつくりました。配布した資料についているものなんですが、今からそれを読ませていただきたいと思っています。

(次頁、AYA宣言文に続く)

※文中に出てくる「エクパット」に関しては、この報告書の“参考資料”に入れてあります。ご参照下さい。



人をお金で買う。

それはおそろしいことです。

あなたの「大切な人」を思い浮かべてください。

その人が心ない大人の利益のために、性的搾取・虐待されたと考えてください。

子どもは世界にとって「大切な人」です。

それはただ明日を担う人としてではなく、

今現在、「大切な人」なんです。

子ども買春、子どもポルノによって、

子どもたちは「からだ」も「こころ」も傷つけられます。

大人の欲望、快樂のために、おもちゃとして、

子どもの人権は無視されてしまいます。

どうしたらいいのか、何ができるのか。

この地球に生きる一人一人がこの問題を考えることから

解決の道が開けると思っています。

実は子ども買春の犯人は、買っている大人だけではありません。

そういう大人を生み出した社会、

そういう社会が生み出された過程に問題があるのです。

時は進んでいきます。

未来がよりよくなるように

人まかせにせず一人一人が考えていきたいです。

友だちや家族のことを語るように、

出会ったことはいけれど、私たちのすぐとりにいる「大切な人」のことを・・・

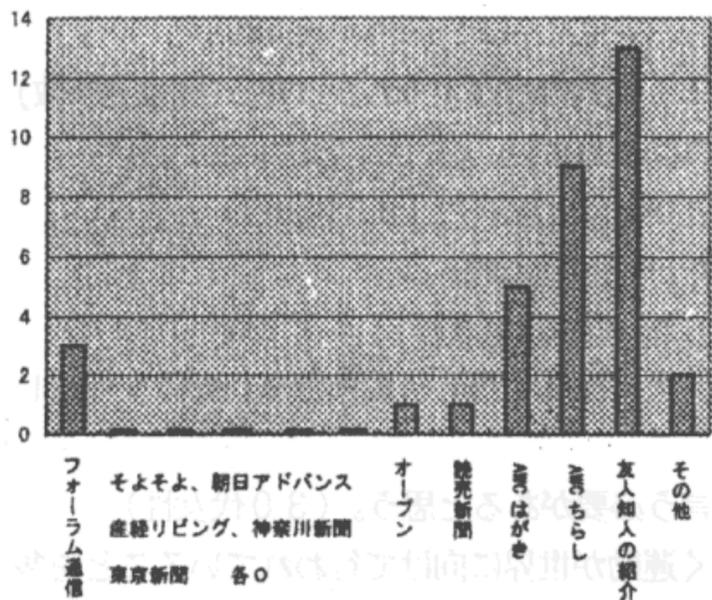
2000年 4月 AYA (AWC YOUTH ASSOCIATION)

アンケートにご協力、
ありがとうございました。

アンケート結果報告

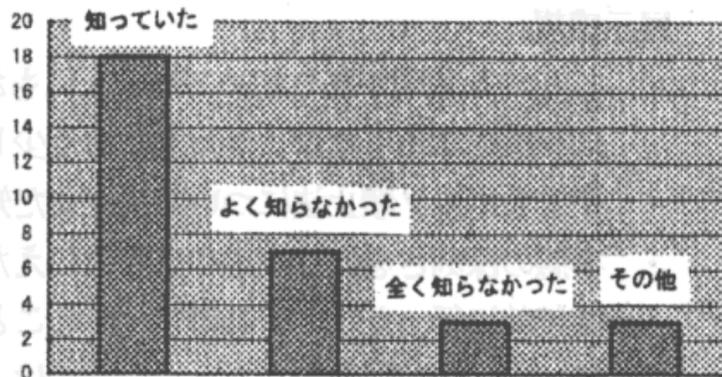
総回答数: 33 人

1. この展示&シンポジウムを何でお知りになりましたか?

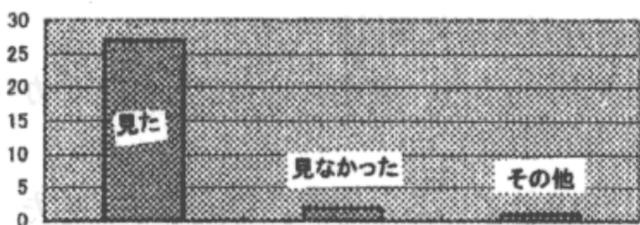


2. “子ども買春・子どもポルノ禁止法”について

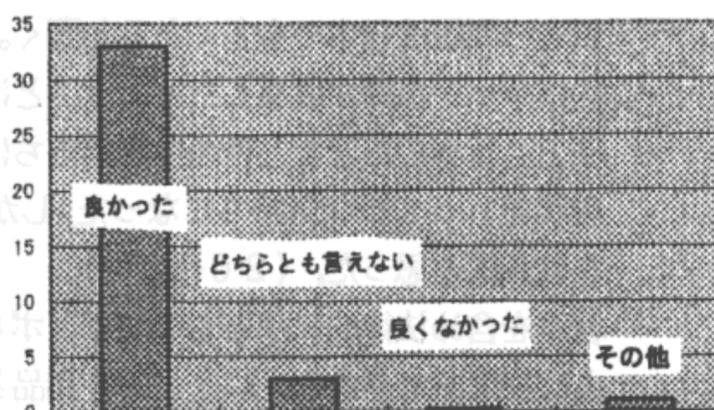
知っていたら知っていましたか?



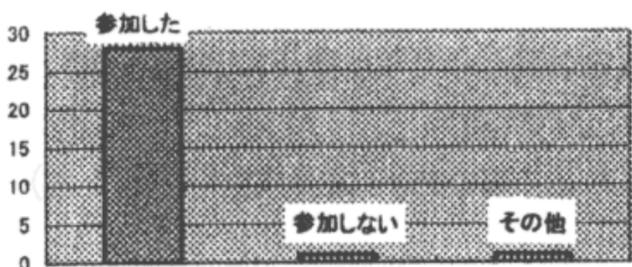
3. 展示をご覧になりましたか?



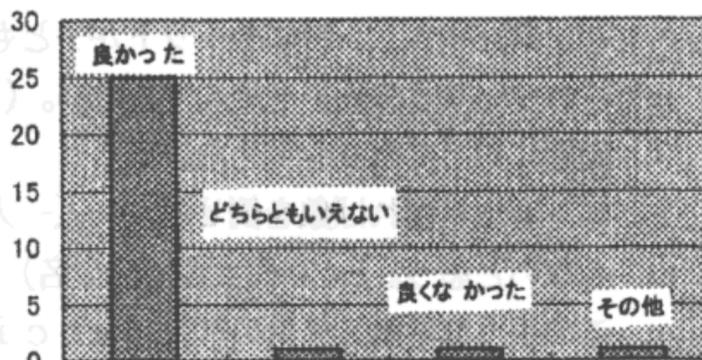
4. 展示をご覧になって、どう思われましたか?



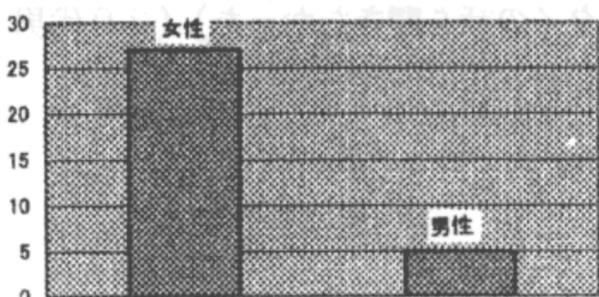
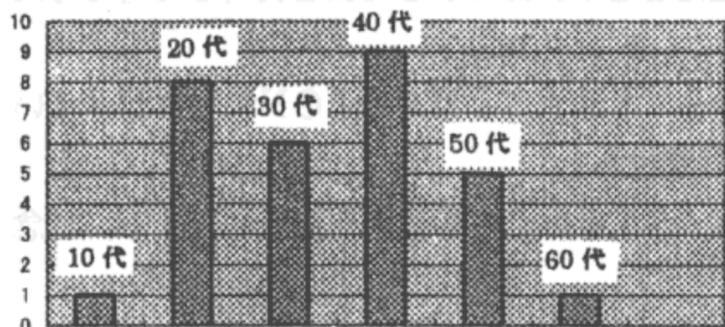
6. シンポジウムに参加されましたか?



7. シンポジウムに参加されていかがでしたか?



9. 年齢・性別



10. AWCの活動にボランティアとして参加していただけますか?



来場者の方から

展示感想

- ・ 初歩的な説明があり初めて知る人にもわかりやすく、活動内容がよくわかった。(同意見多数)
- ・ 現実感のある写真がよかった。もう少し数が多ければなおよい。(20代男性 他1名)
- ・ 子どもポルノ禁止法についてまだまだ知らないことが多いと思った。(20代女性)
- ・ 事態の深刻さを知り友達や家族に伝えたいと思った。(20代女性)
- ・ 数年前に行ったベトナムの子どものことを思い出した。(40代女性)
- ・ 若い世代が問題意識をもっているのは心強い。親、大人が恥ずかしい生き方をしないようにしなければならないと思った。(40代女性)
- ・ 買春をしている男たちへのメッセージをはっきり言う必要があると思う。(30代女性)
- ・ 子どもが子どもらしく生きていく環境を作っていく運動が世界に向けて行われていることを多くの人に知ってもらいたいと思う。(50代女性)
- ・ 買春の問題は日本でも多くあると聞く。自分に何ができるのか考えたい。(20代男性)
- ・ 去年やっと法律が成立したということに驚いた。(20代男性)
- ・ 子ども買春のことなど世の中の男たちにも注目してほしい。(40代男性)
- ・ 現状をみて嫌な気持ちになった。しかし目をつぶりたいほどの汚い現実もしっかり見ていかなければと思った。(20代女性)
- ・ 日本を含め法律的に子どもの買春、ポルノについて軽んじられていると思う。写真の子どもたちは無邪気でそれゆえに子どもを商品として扱う大人は最低だ (20代女性)
- ・ 内容としては他でも見ていた。(60代男性)

シンポジウム感想

- ・ 大変勉強になった。問題を身近に感じ、自分に何が出来るか考えさせられた。(同意見多数)
- ・ このようなシンポジウムを大学などで開いてほしい。(20代男性)
- ・ インターネット、特にチャットが子どもに影響していることに驚いた。(20代女性 他1名)
- ・ 「ロサーリオの死」を読んでみたい。(10代女性)
- ・ 問題に対して怒りを覚えた。
- ・ アリもまとまれば象を倒せる。一人一人ができるところで行動を起こすアリにならないといけないと思う。(40代女性 他2名)
- ・ このような活動こそ真の社会 (social) 働きかけ (work) だと思う。(30代女性)
- ・ 日本社会のこの問題に対するモラルの低さが問題だと思う。あらゆる機会を利用して皆で考えていかなければならない。(50代女性)
- ・ 男性として大変考えさせられた。人の痛みがわかる“IMAGINATION”とケジメ (いいことはいい、悪いことは悪い) が必要。(40代男性)
- ・ “買春”という造語の成り立ち、使われ方に日本人の大人として少し困った感じがする。懸念を感じる。(60代男性)
- ・ 次回も参加したいので時間を守ってほしい。(40代女性)
- ・ 期待していた話の内容と違いおもしろくなかった。(北タイの話を知りたかった)(20代男性)

参考資料

Q&A

新聞・雑誌記事から

各国の子ども買春・子どもポルノ禁止法

日本の法律

ストックホルム宣言

ECPATについて

AYA'S感想文(シンポジウム配布分)

Q&A

どうして「子ども」と書くの？

「子どもの人権」を考えると、絶対「子ども」！
「子供」の「供」という字には“そなえる”“支給する”“あてがう”という意味があるので、「子供」、とすると「大人の持ち物・そなえもの」という意味になってしまう。だから「子ども」と書くんだ。

売春と言わずに“買春”と言うのは？

子どもの「性」が、大人によって商品化されてしまうから。一見子どもが自主的に売っているような援助交際も、「買う大人がいる」ということが、問題の最初にある。だから、“買春”なんだ。

買春するのは誰？

大人！
女性もいるけど、圧倒的に大人の男性によって子どもの「性」が搾取されている。経済力のある国の大人たちが、そうでない国の子どもを買うことが多いんだ。

なぜ子どもを買うの？

子どもと関係を持つと「長生きできる」「AIDSの心配がない」なんて、買っている大人の言い訳。子どもはAIDSにかかりにくいと思っている大人はたくさんいるけど、チェンマイで買われている子どもの7割がAIDSに侵されていることを知っている人は少ない。大人どうしの人間関係が苦手で、子どもとしか関係の持てない大人もいる。(ペドファイル)

なぜ子どもを売るの？

売られた子どもの家族は、子どもを売ったお金で苦しい生活から脱出しようとする。でもそれは一時的なお金。お金はブローカーの手に渡り、親の手許に残るのはわずか。売られた子どもたちは、その後も仕送りなどで苦しむようになってしまう。

なぜ買ってはいけないの？

自分が子どものころ、大人と関係を持つなんて考えたことないはず。ましてや些細なことで傷つきやすい思春期に「モノ」のように扱われたら…。買われている子どもたちは心に深い傷を負っている。

日本では？

日本でも昔は「家が貧しい」からと、子どもが身売りされた。今から60年くらい前の山形では、買われて都会に行った少女たちが3、300人もいたという記憶がある。

やっと1999年5月に「子ども買春・ポルノ禁止法」ができて、子どもを性的に搾取する人は罰せられるようになった。でも、「性を商品として売ったり買ったりする」という現実は今も昔も変わっていない。

人をお金で買うこと、それを仕方のないことだと思ってしまう人がいる。

—ほんとにそれでいいのかな？

商品化される「幼い性」

子供の性を対象としたビジネスが世界中で増加している。売買された子供たちは、売春やポルノなどさまざまな形で「消費」されることに

東欧諸国：これまで西欧諸国は主にアジアの子供たちを対象にしてきたが、今ではコスト削減のためにこの地域が「仕入れ先」となることも

中南米：ブラジルやドミニカ共和国などへの買春ツアーが増加。この地域の子供たちはヨーロッパや中東にも売られている

→ 子供の性の「交易」ルート



資料：WORLD CONGRESS AGAINST COMMERCIAL SEXUAL EXPLOITATION OF CHILDREN

子供を魔手から守れ

子供の性の商品化を規制する具体策に乗り出した国もある。各国の努力の成果は……

- ① オーストリア：1994年、児童ポルノの売買が禁止された
- ② ブラジル：90年、子供の権利を守るためのガイドラインとして、「児童と

青少年を最大限に保護する」法律が制定された

- ③ オランダ：95年、15歳以下の子供を扱ったポルノを制作、販売、もしくは所持することが禁止された
- ④ フィリピン：92年の法律で、児童売春や子供の売買、わいせつな出版物やシヨノーが禁止された。この法律により、政府はセックス産業から子供を保

護するための具体的な対策を義務づけられた

- ⑤ スリランカ：92年、合意のうえで行った性行為でも、相手が16歳未満であれば犯罪行為とみなされるようになった(従来は12歳未満)。子供の性の商品化や子供の売買も禁止された
- ⑥ タイ：93年、子供への性的虐待に対する罰則が設けられた。また法律改

正により、売春宿で18歳未満の子供を扱うことが禁じられた(それ以外の場所での性行為に関しては、相手が15歳以上で合意があれば可)

- ⑦ アメリカ：児童ポルノの所持は違法。94年に制定された法律では、海外で児童ポルノの制作にかかわった場合でも国内に持ち込む意思があれば起訴が可能になった。子供との性行為が目的で旅行することも違法

21世紀の罪

わきを離して似た様子は、
流し込み、軸を動かす、歯の
柱でヒナをつく。握機は、
パターと噛み、そこを名
付けた「パター」が、
岩手県北部の東郷と寺井、
山形村木崎にあって、入り
口は「村」がはたいてい

23人、バッテリーの村

ホーツク産栗気団の冷
温な風が吹き込むこの地で、
米はとつてくれない。昔から
ヒエ、アウ、キビ、ソバ、大豆
などの雑穀が中心で、主食はヒ
エだった。雑穀は、たばくや
ヒエ、アウ、キビ、ソバ、大豆
などの雑穀が多いことばかり
から、健康食ブームの中で異色
を出している。
バッテリーを再現したの村
の長老の木崎百太郎さん(82)
だ。最期の晩一、郎さん(82)が
八三年に東京の消費者グル
ープと交流会を開いたときだ。
二年後、「与えられた自然
立地を生かし、この地に住むこ
とに誇りをもち、ひとひ葉、
何かをつくり、都会の後を追

見直される雑穀

求めず」という雑穀を掲げた村
が誕生した。同じ集落の五軒、
計十八戸でスタートし、いまは
子どもが増え「人口は十
三人になっている。
「バッテリーは、食した
時代の象徴だ。そんなものが強
くついでに伝承され、思っ
ていた。だから、最初は「いま
さら、こんなものをと願った
けど、雑穀が豊富にあるの
を知って、考え直したんです」
二代目の「村長」となった藤
一郎さんは、バッテリー下の田
にヒエを入れたが、笑った。
ヒエは熱しても米の口で、
器の縁をたいては真ん中に集
め、舌ですくうように食
べた。米を二期でも増せ
にゆつすうさんじ

世紀を歩く ● 東北の窮乏

欠食児童20万人 身売り続いた

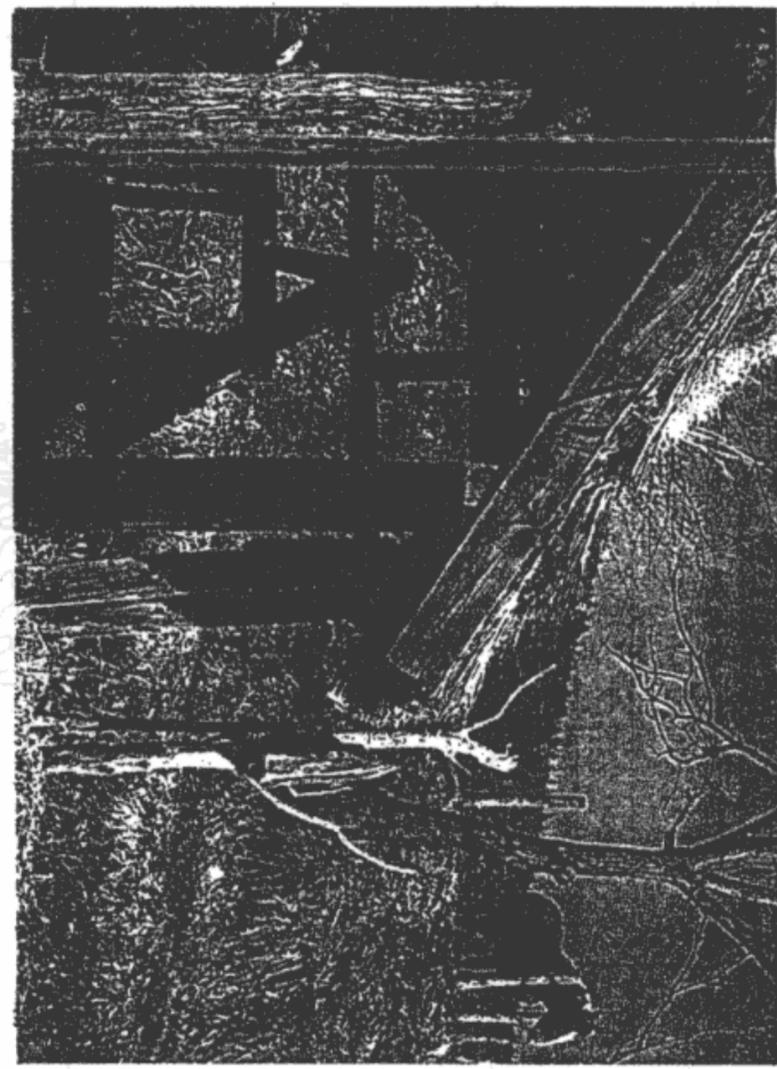
父親は病死、母親の再婚で、
兄は軍隊へ行った。生活が困窮
し、「妻を賣り」して売らる
場所を尋ねても、口を閉ざした
まま。ちょっとあざけられた感
じがしたのには、もう覆いの影響
を受けていたのだろうか。
この父親を、焼き払って
やめた。土間では、教え
子の身に衝撃を受け、助産
士が、どうするつもりでさす
に胸を打つた。白々が舞った。
二年後、「むかしは卒業し

「むかしは」
六十七年間、土間蔵さん
(67)は、その名前を忘れたこと
はない。
昭和六年(一九三一年)、郷
里から近江村(現由利郡東郷村
村(現由利町)の前郷小学校の
教師となった。「むかしは」
担任となった五年女組の生徒は
日本、朝鮮、中国、山形、

大冷害と恐慌

「むかしは」
六十七年間、土間蔵さん
(67)は、その名前を忘れたこと
はない。
昭和六年(一九三一年)、郷
里から近江村(現由利郡東郷村
村(現由利町)の前郷小学校の
教師となった。「むかしは」
担任となった五年女組の生徒は
日本、朝鮮、中国、山形、

「むかしは」
六十七年間、土間蔵さん
(67)は、その名前を忘れたこと
はない。
昭和六年(一九三一年)、郷
里から近江村(現由利郡東郷村
村(現由利町)の前郷小学校の
教師となった。「むかしは」
担任となった五年女組の生徒は
日本、朝鮮、中国、山形、



● 窮乏の時代、バッテリーはあちこちの山村で
大和にされた。三岩手県山形村で、街風から数多
くの若い女性が身売りされてきた。三岩手県東
区、「松葉団」の女将、福田利子さん提供

忘れ得ぬ教え子の名前

使の姿。かつて、あちこち
でみかけた風景が、ここには残
っていた。ずっと、時間が止ま
っていたような気がする。
昭和三年の金融恐慌、四年の
世界恐慌と連年、五年は豊作貧
乏、六年には再び飢饉、そして
七年に大冷害。東北野原の時
代が過ぎ、秋田、山形両県を中
心に身売りが増えた。農家の
東北の惨害は、ホーツク産

た。以来、消息を知らない。
羽根の羽後本荘から南東
「むかしは」
六十七年間、土間蔵さん
(67)は、その名前を忘れたこと
はない。
昭和六年(一九三一年)、郷
里から近江村(現由利郡東郷村
村(現由利町)の前郷小学校の
教師となった。「むかしは」
担任となった五年女組の生徒は
日本、朝鮮、中国、山形、

「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」
と題して、
「向野子」
と題して、
「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」

「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」
と題して、
「向野子」
と題して、
「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」

「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」
と題して、
「向野子」
と題して、
「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」

「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」
と題して、
「向野子」
と題して、
「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」

「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」
と題して、
「向野子」
と題して、
「ルポ 世紀を歩く」は、「二
十世紀の出来事・事件の現場
を、目撃し、記述する」

子ども買春・子どもポルノ禁止法

国名	できた時期	子ども買春		国外適応	子どもポルノ禁止法の有無			子どもポルノの定義	備考
		年齢	処罰		斡旋	製造	配布		
日本	1999年成立	18歳未満	3年以下の懲役 100万円以下の罰金	○	○	○	×	写真・ビデオテープ・ その他のもの	
アメリカ	1977年に性的搾取に対する児童保護法成立。 1994年、包括犯罪法、子どもの性的虐待防止法成立。 1996年、通信法成立。	18歳未満	20年以上または無期 拘禁+罰金	○	○	○	○	製作にあたり性的に露骨な行為を行う未成年者の使用を伴った物で、かつ当該性的に露骨な行為を視覚的に描いた物	
フランス	1994年改正	15歳未満	性的な攻撃：2年の拘禁+20万フランの罰金。 報酬が伴う場合；10年の拘禁+10万フランの罰金 (1フラン=16円)	○	○	○	×	ポルノグラフィの性格を有する未成年者の像	
スウェーデン		15歳未満	4年以下の自由刑	○	○	○	○	子どもを描いたポルノ的 図画	
ドイツ	1993年改正	14歳未満	6年以上10年以下の自由刑	○	○	○	○	14歳未満の児童の性的虐待を被写体とするポルノ文書	
イギリス	1978年成立 1996年改正	16歳未満	3年以下の拘禁	○	○	○	○		
フィリピン	1992年成立	18歳未満 身体的・精神障害者	中期・無期懲役	○	○	○	○	18歳未満の者のポルノ 的題材の展示・興行・出版 物	

タイ	1960年成立 1996年改正	18歳未満	15歳～17歳に対しての 買春:1～3年の禁固+2 ～6万バーツの罰金	5～15年の禁 固 +10～30万 バーツ	○	×	×	×	子どもポルノを規制 した法規定はない	外国人にも 適応
			14歳以下:2～6年の禁 固 +4～12万バーツの罰 金 (1バーツ=3円)	10～20年の 禁固+20～4 0万バーツ						
インド	1956年成立 1986年改正	16歳未満	7年～無期懲役または1 年と罰金(売春宿に子ども が いた場合)	3～7年と20 00 ルビ一の罰金 (1ルビ一=6 2円)	○	○	×	×	ポルノすべてが禁止(裸 や 下着姿など)	ジャマイカ とカシミア ル地方には 適応されな い
台湾	1995年成立 1999年改正	16歳未満	最高懲役10年		○	○	×	×	18歳未満の者が関わる い かがわしい行為または 性 交渉を描写する図画・ビ デオ テープ・写真・CD— ROM・電子通信	刑確定後、公 共 テレビで 見せしめ、名 前・顔写真・ 罪状
シンガポール		14歳未満 16歳未満	8～20年以下の拘禁+ 12回以下の鞭打ち刑		○	×	×	×	子どもポルノそのものを 規制した法規定はない	
			5年以下の拘禁+1万ド ル 以下の罰金 (1ドル=62円)							
ブラジル	1990年成立	18歳未満			○	○	×	×	子どもを関与させたポル ノ 的性行為の撮影・出版	
ネパール	1987年成立	17歳未満	20年の懲役、未遂の場合 は10年の懲役、取引額の 2倍の金額を罰金とする	強制や脅しを した場合は10 年～15年の懲 役。 仲介やその かした場合は5 年の懲役。	○					

新児童労働条約を採択

国際労働機関(ILO)の年次総会が6月1日から17日までジュネーブで開催され、奴隷労働や売春を含む児童労働を禁止する新条約を加盟国174カ国の満場一致で採択した。新条約は「最悪の形態の児童労働即時廃止条約(新児童労働条約)」と呼ばれ、対象を15歳未満から18歳未満にまで引き上げたのが特色。新条約は2カ国の批准で発効する

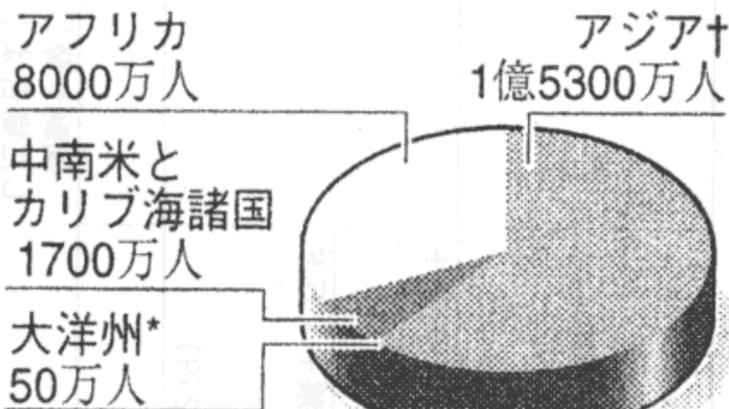


新条約が「最悪の形態」と規定する4項目

- ① 児童の人身売買、奴隷的強制労働
- ② 売春やポルノ制作、上演への児童の使用、あっせん、供給
- ③ 薬物生産や密売への児童の使用
- ④ 児童の健康、安全、道徳を損なう労働

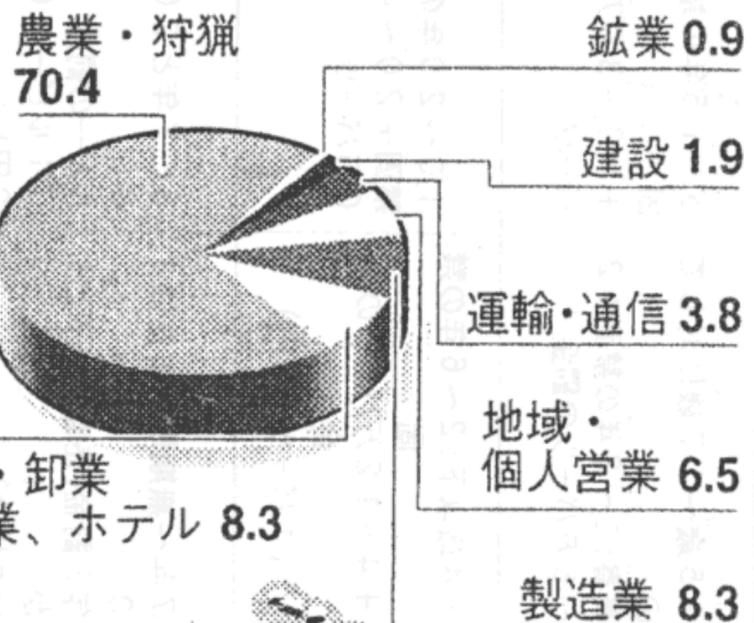
世界の児童労働の実態

地域別の労働児童



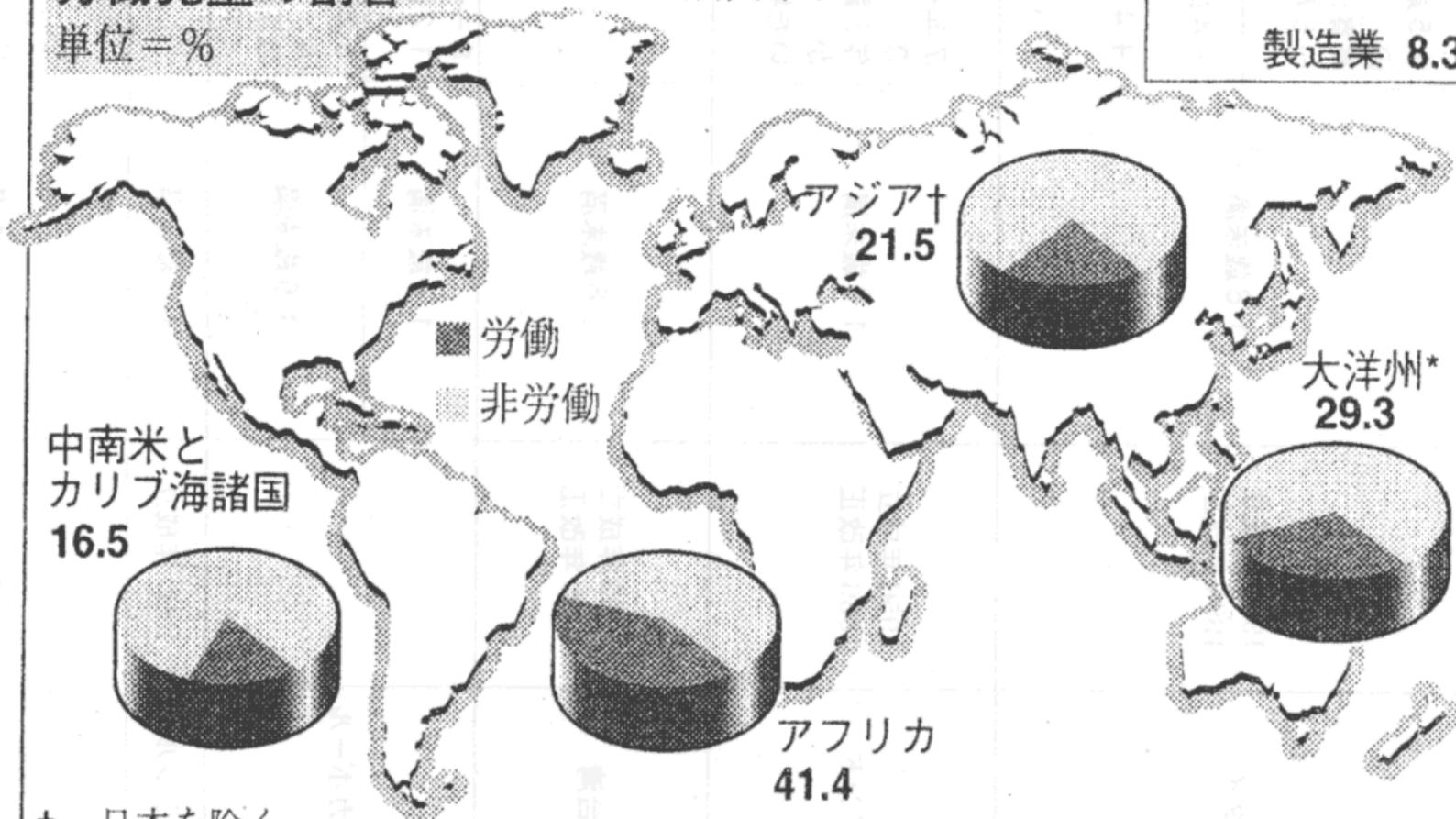
産業別の労働児童

単位=%



労働児童の割合

単位=%



† = 日本を除く

* = 豪州、ニュージーランドを除く

すべて1995年現在 出典: ILO

ロイター

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利及び利益を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行なう者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態で性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ頒布等)

第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心

身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二章に規定する罪」の下に「、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する罪」を加える。

第三十条第一項、第三十一条の五及び第三十一条の六第二項第二号中「若しくは売春防止法第二章に規定する罪」を「、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪」に改める。

第三十五条中「又は第七百七十五条の罪」を「若しくは第七百七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条の罪」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「基く」を「基づく」に、「第三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律

第 号) に規定する罪

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三十一号に次の一号を加える。

三十一の二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号) に規定する罪

(検討)

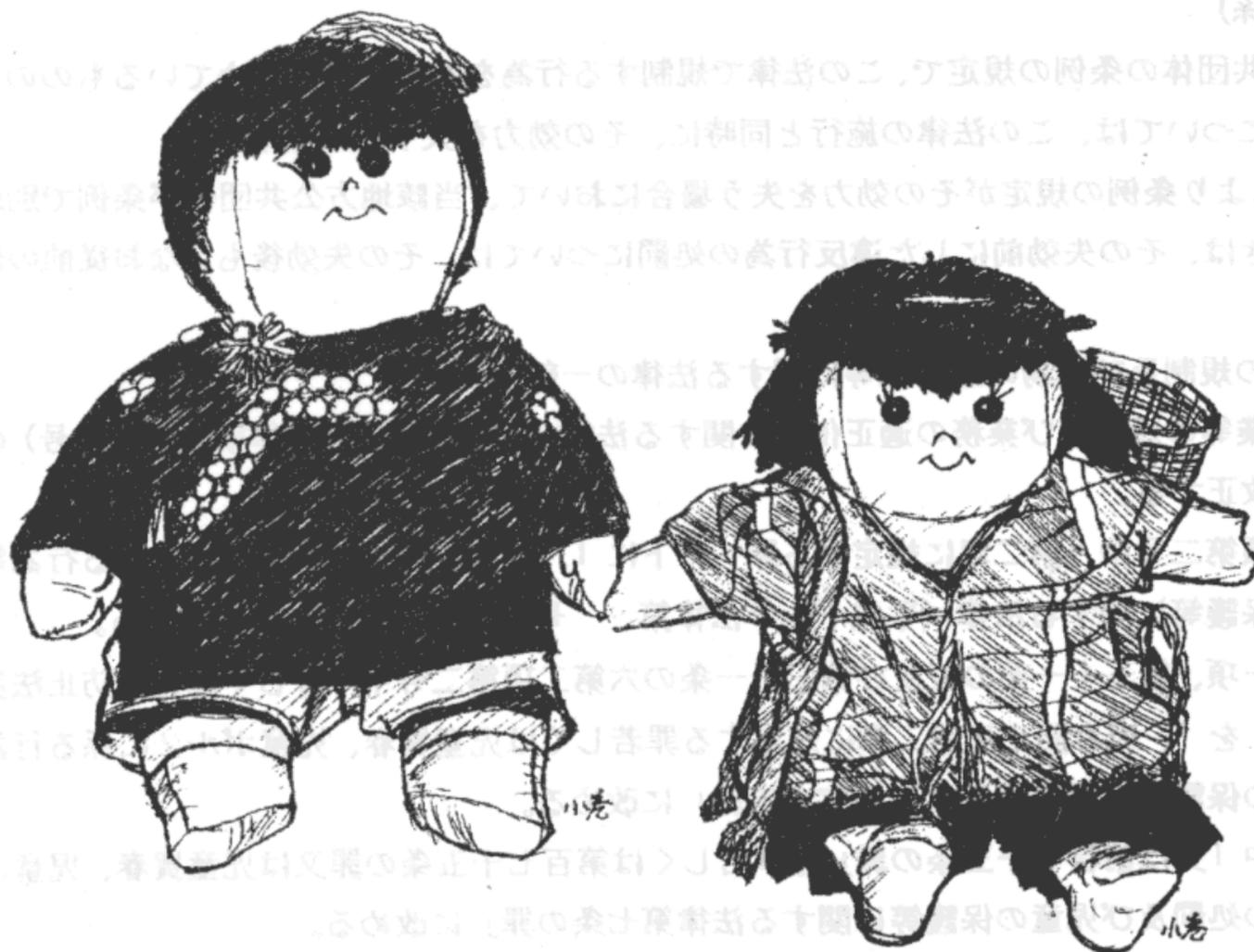
第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(並進の代議院)

頃 州

(日限行議)

(海閣のう博柔)



(五方指一の書業諸社)

ストックホルム宣言

(1996年8月・第一回子どもの商業的性的搾取に
反対する世界会議)

宣言

1. 我々、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議のためにストックホルムに集まる、122か国の政府ならびに非政府組織、アジア観光における子ども買春をなくす国際キャンペーン (ECPAT)、UNICEFおよび国際連合機構内のその他の機関、ならびに世界各地のその他の関連団体と個人を代表するものたちは、子どもの商業的性的搾取に反対して地球規模で協力することを表明する。

課題(チャレンジ)

2. 毎日世界各地において性的搾取と性的虐待の対象となる子どもの数が増え続けている。この現象を根絶するためには、地方、国、地域および国際的レベルでの協調行動が必要である。

3. すべての子どもは、あらゆる形の性的搾取と性的虐待から完全に保護される権利を有する。このことは、普遍的意義を持つ国際法律文書である子どもの権利条約によって再確認されている。国家には、子どもを性的搾取と性的虐待から守り、犠牲者である子どもの身体的、心理的回復と社会復帰を促進する義務がある。

4. 子どもの権利条約によれば、子どもにとっての最善の利益が子どもに関するすべての行動において最も配慮されるべきであり、子どもの権利は平等に享受されなければならない。子どもに影響を及ぼすすべての事柄に関して、子どもの意見は、その子どもの年齢と成熟度に従い、しかるべく尊重されなければならない。

5. 子どもの商業的性的搾取は、子どもの権利の基本的侵害である。これは成人による性的虐待と子どもまたは第三者への金品での報酬からなるものである。子どもは性的対象とし

て、また商業的対象として扱われている。子どもの商業的性的搾取は子どもに対する強制と暴力の一形態であり、つまるところ強制労働の現代的形態をとった奴隷制度である。

6. たとえ貧困がこのような搾取につながりうる環境の一因であろうとも、貧困を子どもの商業的性的搾取の正当化事由として利用してはならない。搾取を引き起こすその他の一連の複雑な要因には、経済格差、不公平な社会経済構造、正常に機能していない家庭・家族、教育の不足、消費主義の拡大、都市・農村間の移住、性差別、無責任な男性の性的行動、有害な伝統的慣習、武力紛争、子どもの人身売買などがある。これらの要因のすべてによって少年少女は、商業的性的搾取を周旋しようとする者たちに対してますます弱い立場におかれてしまうのである。

7. 犯罪者と犯罪ネットワークは、弱者である子どもを商業的性的搾取に周旋、仲介し、このような搾取を永続化させている。これらの犯罪分子は子どもとの不法な性的満足を求める顧客、主に男性、によって創出される性市場における需要に便宜を図っている。腐敗と共謀、法律の欠如および／または不備な法律、手緩い法の執行、および子どもへの有害な影響に対する法執行者の無理解—これら全てが、直接または間接に、子どもの商業的性的搾取につながる更なる要因である。これは一個人の行為が関わる場合や、小規模(例：家族や知人)または大規模(例：犯罪ネットワーク)に組織されている場合がある。

8. 社会のあらゆるレベルの様々な個人と集団が搾取活動に組み込んでいる。これには仲介者、家族の構成員、ビジネス部門、サービス提供者、顧客、地域社会の指導者、官吏などが含まれ、これらの者全員が、無関心、最終的には子どもを苦しめることになる危害についての無知、または子どもを経済的商品とみなす態度と価値観を抱き続けることにより、搾取の一因となっている可能性がある。

9. 子どもの商業的性的搾取は、子どもの身体的、心理的、精神的、道徳的、社会的発達に、深刻で生涯にわたり、かつ生命を脅かす可能性のある結果につながりかねない。これ

には若年妊娠、妊産婦死亡、傷害、発達遅滞、身体的傷害およびHIV/AIDSを含む性行為感染症が含まれる。子ども時代を楽しみ、生産的で満足感があり、品位ある生活を営む権利が著しく傷つけられている。

10. 子どもの商業的性的搾取を阻止するための法律、政策およびプログラムは存在しているものの、これらの法律、政策およびプログラムの精神と文言を実行に移すには、より大きな政治的思想、より効果的な実施措置、そして人材・資源(リソース)の適切な配分が必要とされる。

11. 子どもの商業的性的搾取と闘うという重要な任務は、国家と家族に存する。市民団体にも、商業的性的搾取を阻止し、子どもをこのような搾取から守る上で演じるべき基本的役割がある。このような搾取を阻止するためには、政府、国際組織と社会の全ての部門との間に強い協力関係を築くことが絶対に必要である。

公約(コミットメント)

12. 世界会議は、子どもの権利条約に留意しつつ子どもの権利に対する責務を有することを繰り返し表明し、また全ての国家が国内的、国際的団体や市民団体と協力して以下のことを行うよう求める。

—子どもの商業的性的搾取に反する行動に高い優先順位を与え、この目的のために十分なリソースを配分すること

—子どもが性的職業に就くのを防ぎ、商業的性的搾取から子どもを守る上での家族・家庭の役割を強化するために、国家と社会の全ての部門との間により強力な協力関係を助長すること

—子どもの商業的性的搾取ならびにその他の形での子どもの性的搾取を犯罪とし、自国民であれ外国人であれ、これに関与する犯罪者全員を糾弾し、処罰する一方で、この行為・慣習(practice)の犠牲者である子どもが処罰されないことを確実にすること

—法律、政策、プログラムおよび慣習を適宜検討、改定し、子どもの商業的性的搾取をなくすこと

—法律、政策およびプログラムを執行して、子どもを商業的性的搾取から守り、法執行当局間での意思疎通と協力を強化すること

—子どもの商業的性的搾取を阻止すべく、関連する地域、国および地方の機構によって支持されている法律、政策およびプログラムの採択、実施および普及を促進すること

—総合的な性差に配慮した(gender-sensitive)計画およびプログラムを策定、実施して、子どもの商業的性的搾取を防止し、犠牲者である子どもを保護、支援し、彼らの回復と社会復帰を促進すること

—教育、社会的な動員体制および開発活動を通じて世論を創り、親その他の子どもに対する法的責任者が彼等の権利、義務および責任を果たし、子どもを商業的性的搾取から確実に守ることができるようにすること

—政府間組織と非政府組織を含む、政治上のパートナーやその他の活動をとともにする人たちならびに国内的、国際的なコミュニティーを動員して、子どもの商業的性的搾取の根絶について各国を支援すること、および

—子どもの商業的性的搾取の防止と排除に際しては、子どもを含む一般の人々の参加の役割を拡充すること。

13. 世界会議は本宣言と行動計画を採択し、子どもの権利の保護、とりわけ子どもの権利条約その他の関連文書の実施を支援し、世界各地における子どもの商業的性的搾取の根絶を図ること。

(行動計画、略)

(国土社編集部・仮訳。政府訳の会議名は「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」)

落合恵子・国土社編集部

『小さな手、折れた翼 子どもの性的搾取・虐待をなくすために』2000年 国土社

エクパットをたずねて

バックレイ 麻知子



国際ECPATのシンボルマーク

キラキラと照りつける太陽。肺の隅々まで侵入していく排気ガス。目が霞むほどの道路工事の土煙。渋滞のため、タクシーを途中で降ろされてしまい、歩くこと30分。やっと見えて来たアジア・ホテルの看板。

バンコック、1997年8月23日土曜日午後2時 気温40度湿度90%以上。

エクパット本部を訪ねたのはそんな日でした。砂漠の中のオアシスのように、熱帯植物が生い茂ったキリスト教学生センターの一画に、目指すエクパット・インフォメーションセンターはありました。休みの日だというのに、わざわざ私を待っていて下さったのは、インド人のインフォメーション・オフィサー、チャウダリーさん。彼にエクパットについてお話しを伺い、本部を案内していただき見学して来ました。日本語で「ファックスの方はスタートボタンをお押し下さい。」という声の聞こえるファックス機やコンピューター類は1995年に日本の小規模無償協力（現 草の根無償協力）

から供与されたものです。エクパットからの出版物・参考資料・各国から寄せられた文献の並ぶ図書セクション・・・と見学していくうちに、たった9人で処理している仕事量の多さに、この問題の重要性、深刻性を痛感せざるを得ませんでした。

ECPATはタイのバンコクに本部を置き、子どもの性的搾取に反対し行動する国際的組織です。正式名称を「子ども買春、子どもポルノと性的目的の子ども人身売買根絶グローバルネットワーク」と呼びます。現在はイギリス、アイルランド、スイス、インド、タイ、ニュージーランド、オーストラリア、日本、アメリカの9カ国からの常勤スタッフが働いています。又アジア、オセアニア、ヨーロッパ、北米、中南米の30カ国で支援グループが活動しています。各国政府、ユニセフ、ILO等の国際機関、国際刑事警察機構インターポールや旅行業界とも協力関係を結んでいます。

こんな世界規模の組織は、いつ、どこで、なぜ、生まれたのでしょうか。

1990年タイ・チェンマイ市で第三世界の観光問題に関するエキュメニカル連合（ECTWT）が、子ども買春の国際会議を開きました。この会議では、スリランカ、タイ、フィリピン、で行われた子ども買春に関する実態調査の報告がなされました。その中にたった11歳で命を落としたロザリオ・パルヨットちゃんのケースが含まれていました。

1986年10月フィリピンのオロンガポ（マニラから車で3時間）で11歳のロザリオ・パルヨットちゃんがオーストラリア人医師により、日本製バイブレーターを膣に挿入放置され、それが原因で1987年5月、口から胆汁を吐きながら死亡。

この事件の報告に大きな衝撃を受けた参加者たちは、翌1991年にスリランカ、フィリピン、タイ、台湾を対象としたECPAT（End Child Prostitution in Asian Tourism=アジア観光における子ども買春根絶）国際キャンペーンを開始しました。その後4回の国際会議を経て、ECPAT国際キャンペーンの総括として1996年8月スウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する国際会議」がスウェーデン政府、ユニセフ、子どもの権利保障条約に関するNGOの主催で開催されました。この会議には世界122カ国の政府、約20の国際機関、各国の非政府組織が出席し、子どもの商業的性的搾取に反対する宣言と行動アジェンダが採択されました。それにより1997年から2001年まで新たな国際キャンペーンを展開し、活動を続けていくことになりました。

新生ECPAT（子ども買春、子どもポルノと性的目的の子ども人身売買根絶グローバルネットワーク）の役割はどのようなものなのでしょうか。

- (1)各国の情報収集、交換、メディアへの情報提供（毎月、東南アジア諸国の英字新聞に掲載された関連記事を一冊にスクラップし発行）
 - (2)コミュニティーに子どもを守るためにすべきことを提案、啓発
 - (3)各国のNGO組織、ユニセフ、ILO等との協力
 - (4)性犯罪者、子ども売春あっせん業者、セックスツーリストの監視
 - (5)インターネット等による子どもポルノ流通を阻止
 - (6)子どもを守るための法律改正について各国政府へ専門的見地から提言
 - (7)インターポールや買春客受け入れ国の警察との連携による確実な法の実行
 - (8)旅行業者のセックスツーリスト撲滅キャンペーンを支援
 - (9)性的虐待の被害者となった子どものリハビリテーションプログラム、ワーカー育成
 - (10)世論に訴え啓発していくための出版活動、ニュースレター発行
- （エクパット パンフレットより）

エクパットでは「子どもの商業的性的搾取」は「子どもの権利条約」が保証している、子どもの基本的人権に対する最も深刻な侵害と考えています。この条約は世界190カ国が締結しています。この世の中には、窓もない狭い部屋で思春期も迎えていない子どもが一日中お客を取らされている、そんな現実があるのです。小さな子どもの体は傷つきやすく、AIDSに感染しやすくなります。売春生活を強いられた子どもはそれ以外の生活を知る事なく人生を終えてしまうことが少なくないのです。

非合法的に性的搾取されている16歳以下の子どもは全世界で200万人もいます。このような生活を強いられている子どもたちに一日も早く子どもらしい時代が送れる日がくるように、私の楽しかった子ども時代を思い出しながら願わずにはられませんでした。

“子ども買春は犯罪です”

これが私のエクパット本部訪問記録です。お休みのところ出勤して案内して下さったチャウダリーさんどうもありがとうございました。

（1997年10月15日発行『AWC通信』vol.1より抜粋）

*3年前の資料なので少々異なるところもありますが、ご了承ください。

ECPATの活動について

ECPATは現在50カ国以上で50以上のナショナルグループと関連団体が活動。

<活動の3柱>

1, ストックホルム宣言「行動計画」の実行と監視

- ・世界会議に参加した122カ国の政府が子どもの商業的性的搾取と戦うための国内計画を、確実に策定して実行しているかを監視。
- ・各国政府、NGO、国際機関から情報を集めて年次報告を作成。
- ・各国の法体系において、行動計画を実行するためにどんな活動が必要なのかを提言。

2, ネットワークの構築

- ・草の根レベル、国レベル、国際レベルで行われている活動のネットワークを構築。
- ・法律を制定するためにロビー活動、予防策の実行、子どもたちのリハビリテーションプログラム、情報誌や調査のための手引き書などの翻訳に対して、助言や有効な情報を提供する。

3, 子ども買春観光との戦い

- ・子ども買春を目的とした観光ツアーに反対するキャンペーンの実施。
- ・ポスター、荷札、パンフレットなどで情報を旅行者に提供。
- ・買春を警告する機内ビデオの作成。
- ・旅行関係者のための訓練プログラム、添乗員のための指導マニュアルの提供。
- ・犯人が自国に逃れた場合、犯人の国の法律で追求できるように助言。

<国際本部のその他の活動>

1, 「タックスヴァーキー」プロジェクト

- 5つ NGO がタイ北部で ECPAT とともに展開する教育プロジェクト。
- ・ 地域の子どもたちが性産業に入らないように指導。
- ・ 子どもたち自身が性産業からの誘惑から自らを防げるように教育。
- ・ 子どもの権利や、エイズやドラッグを含めた子ども買春の本質や危険性についての知識を高める。
- ・ 子どもたちが自分自身の力で未来を選択できるような能力を育成。
- ・ 就学・就職のための実践的技術の教育。

2, 子どもたちによる国際プロジェクト (IYPPP)

- 運動にかかわる子どもたちを支援するプロジェクト。(25カ国以上で実施)
- ・ 2000年5月、フィリピンのマニラで、子どもたち主催の国際会議を開催。
- ・ 子どもたちの意見や経験を活かした予防と保護のプログラムの作成。
- ・ 子どもたちの参加する権利を大切にし、人格的な成長と技能の向上を助ける。

3, 子ども基金

- 性的搾取にあった子どもたちを適切にサポートする人や組織を育てるための基金。
- ・ 子どもたちを救うために働いている人や組織を応援するプログラムを用意。

4, インターネットポルノグラフィ

- インターネット上のポルノをなくすためのプロジェクト。
- ・ インターネット上の子どもポルノの激増が、子どもたちへの危険を及ぼすことを喚起し法律の制定や執行範囲の拡大を促す。
- ・ 子どもポルノ調査のための「ホットライン」の設置。国際的な報告システムを検討。
- ・ サイバースペースで子どもたちを餌食にするペドファイルについて、子どもたちに警告する「ネットスマートルールズ」を開発。

5, 子どもの人身売買の根絶

- 家事や不正な養子縁組などに売買されても、最後には性的奴隷となってしまう。そのために子どもの人身売買を根絶させるプロジェクト。
- ・ 各地域、限定区域ごとに有効な方法を調査。

6, 法的な助言と訓練を行うプロジェクト

- ・ 子どもの商業的性的搾取に反対する国の法律環境を整備しようとする NGO や立法者への助言。
- ・ 犯罪に巻き込まれている子どもが、さらに傷つくことがないような法的手続きのための援助。
- ・ 検察官のための手引き書の作成。

(落合恵子・国土社編集部編著『小さな手、折れた翼 子どもへの性的搾取・虐待をなくすために』より)

すべての日本人へ。

私が知っている山の子どもたちは、たまたま売られるほど貧しくはなかった。彼らは勉強する機会が与えられていたから、たまたま騙されなかった。しかし字が読めず、騙されて売られてしまう子どもたちがいる。そこには必ず「騙す大人たち」がいて、「買う大人たち」がいる。売られる子どもたちは、たまたま貧しい子どもたちがかもしれない。だからあなたは「私たちには関係ない」というがもしれない。しかし、その子どもたちをしたたかにも買いあさるのは金持ちの国の大人たち。そう、日本人も然り。

「私たちには関係ない」と思っている、あなたのそばにもいるがもしれない。けたたましい悲痛の叫びを、みじんにも感じないオトナが。

すべてのことを大人たちが支配する世界…「楽園」。
同じ世界の中で、売られ、買われていく子どもたち。
そこには何一つ権利というモノが存在しない…「地獄」。
大人たちの楽園を支えるのが、子どもであってはならない。
それでも子どもは、あなたの持ち物だと言うならば答えて欲しい。
あなたが男でも女でも、子どもがいても、まだいなくても。
「あなたは自分の子ども、売れますか？」

アヤコ 22

1998年、高校2年生の時、AWCのスタディーツアーに参加し、ニューライフセンターを訪問した。そこには買春の被害にあった女性や、その危険性のある女性が暮らしていた。彼女たちの寝室の壁にはタイのアイドルのポスターが貼ってあった。私はそれを見て複雑な気持ちになった。彼女たちと私は同じくらいの年齢で何一つ変わらない。当然アイドルを好きな気持ちもある。その彼女たちが買春の被害にあっているのだ。彼女たちも私たちと同じ一人の人間として人間らしく生きる権利を持っている。

またスタディーツアーでは、HIVに感染した女性とその子どもが暮らす場所をいくつか訪ねた。彼らの感染経路には必ず買春が存在していた。買春とAIDSは切り離せない問題である。そして生まれてくる子どもは、間接的ではあるが買春によって命を奪われる可能性があるのだ。子どもの権利・命を奪う買春をする大人を許せないと思った。相手の貧困につけこんで自分の行為を正当化する大人さえいる。悪いのは大人だ。私はずっとそう思っていた。今でもそう思っている。しかしそれを黙認してしまう社会にも、そしてその社会の一員である私にも責任があるということに気がついた。見てみぬふりはしたくない。一人でも多くの子どもが暮らしやすい世の中になるように行動を起こしていこうと思う。

山本佳世 18

「あたしにはできない」子どものころからずっとそう思ってきた。なんでそんないじけた子になっちゃったのかは私にもわからない。鉄棒の逆上がりとか、英語の暗唱大会とか、一流大学の受験&合格なんかは、みんな、できる子のすることだし、社会問題はえらいひとが解決してくれると思ってた。

でもある時ふと思った。
あたしはこのまま何もしないで一生過ごしておもしろいのか？
でも…だからといってこのあたしに何かできるのか？
けど…もしかしたら何かできるかもよ？
というわけで「やってみます！」と言ったのがこの展示会だった。ところが、やっぱり私の「あたしにはできない」コンプレックスは根強く、加えてミーティングにもなかなか出られず、結局なんにも役には立たなかったのである…。

でも、この展示会の準備も整ってきて、感想など書いてくださいと言われるような時期になって、私はまた、ふと思った。
なんでみんなはできるんだろう？
なんであたしだけ何もできないんだろう？
みんなは何やら一生懸命、例の“社会問題”に立ち向かっている。
みんなは“えらいひと”なのか？
あたしは一応みんなの仲間に入れてもらっていたはずじゃないのか？
あたしも社会問題とやらに取り組むことができるんじゃないのか？
だってあたしがあれほど腹を立てていたあの問題。あれは社会問題じゃないのか？
幸い、役に立たない私にも、AWCの皆さんはほかのみんなと同じようにチャンスをお貸してくださっている。

あたしだってみんなみたいに積極的に参加すれば“できる”ようになるのかも！
というわけで私はちょっと前に進んだ。今ごろになって、
展示会には何の貢献もできなかつたけど、これからの自分のために必要なものはちゃっかり、しつかり、いただいた。うふふふ

AWC & AYAのみなさんありがとうございます。どうやら私は“これから”のようです。これからたくさん、いろんなこと、学ばせてください。よろしくおねがいします。

展示を見てくださったみなさま、今度は皆さんの周りを見てください。
腹の立つこと、いっぱいありませんか？何か変だと思ふこと、たくさんありませんか？
くやしい思い、してませんか？
そのまま見過ごしていいのかな？泣き寝入りしていいのかな？

ワカナ 21

もしも私が被害者の子どもだったら？
と、何度もくりがえし考えてみても、実際にその子どもの恐怖感というものは、やはり想像を越すものであり、調べている途中、何回も嫌気がさしてきたというのが本音です。
しかし、これからもこの問題を自分に問いかけ、いつかかならず世界中の子どもたちが、「人間」として生活できる日が来ると、私は信じています。

関口智子 25

みんなの思いが必要

ちょっと前のことになると思うが、「エヴァンゲリオン」というアニメがテレビで放映されていた。瞬く間に、“時代”の若者たちの感覚の中に忍び込み、人気を一人占めした傑作(?)である。そのなかで、「シンクロ」という言葉が何度となく使われている。シンジという少年が人の気持ちの分かるロボット(まあ、単なるロボットではないらしいのだが)に「シンクロ」していかないと、戦えないのである。

そう、この「シンクロ」と言う言葉。当時もよくいろいろなところに使われていたと思うが、私のおおざっぱな推理によると、「一体になる」というような意味であると思う。誰かの気持ちに「シンクロ」し、誰かといっしょに戦うこと。それで何が為せるんではないだろうか。

まあ、私の一方的なアニメに対する解釈は別として、みなさんも、「誰か」のことを考えるとき、その人の気持ちに自分を「シンクロ」させていったことはないだろうか。そうやって、誰かの痛みや、喜びを、感じ取って自分の中に引き込んで一体化したことはないだろうか。いま、あなたの「シンクロりょく」をフル稼働させて、自分の意思に反して買われていく子どもたちに、自分を一体化させてみてほしい。もしそれが自分だったら、あなたの体はどう反応するだろう。あなたの気持ちは、どう反応するだろう。

今回、この展示の準備を通して「自分を大切にする」という言葉があちこちででてきました。AYAのメンバーの一人がつくった本にこんな言葉が書いてあります。
「人に認めてもらえる中で育った子は、自分を大切にします。」

今、また誰かのことを考えてみてください。その人が痛みと悲しみで泣いてたら、どう思いますか?そして、あなた自身は、どう感じますか?
子ども買春は犯罪です。それによって、多くの子どもたちが大切な子ども時代を失ってしまいます。じゃあ、私たちに何ができるのか?できるのは、たいしたことじゃないかもしれない。でも、一人一人「シンクロりょく」で誰かを感じれば、問題解決への第一歩になるはずです。

私が言ってるのは被害にあっている子どもたちから見たら、本当におこがましいこと。でも、本当に真剣に彼らを感じたとき、誰がお金で体を買えますか?誰も傷つけることはできないはず。「シンクロりょく」もちましょ。
One of AYA, one of all ババアヤ 22
*アニメファンの方、アニメとその用語に関する勝手な解釈をお許しく下さい!

私はAWCの展示会に携わり、いろいろなことを学ぶことができました。私たちと同じ地球に生まれ、私たちと同じ生きる権利を与えられている人たちが、今、性的搾取、虐待をされています。まずその現実に向き合いました。そして、AWCのメンバーと話し合っている時に気が付いたことは、彼らは、私たちが大切に思う家族、友達と全く同じ存在であるということです。したがって、まず私たちが身近にできることは、自分の周りの人たちと彼らのことを語り合うことです。私たちの意識改革はとても重要です。また、このような国際問題に携わっていく人たちがいつかは彼らにも平和な生活が与えられるだろうと願うだけでは、なに彼らの生活、人生に違いはつくれないうということも明確になりました。法律の改正など、具体的に政策を打ち出し、行動に移すことが大切なのです。

片桐公子 20

今回、世界の子ども買春の現状、その問題に関する各国の法律、そしてその問題に携わる NGO の活動について少し学ぶことができました。買春・売春、そしてそれを良しとしてしまう環境は、人々の無関心や無知によって促進されているのではないかと感じました。容易にいいかげんな情報を信用したり、周りに流されて行動したりして、真実や問題の本質を見失うことは怖いな、と思います。私自身も、これからはもっと、自分の目で見て、自分の頭で考えてこの問題に取り組んでゆきたいです。

そして、多くの人たちにこの問題を正しく知って考えてもらい、世の中の価値観や法律を変えてゆく力になれるように、私たちはできるだけ多くの人々にメッセージを伝えなければならないな、と感じました。

川中久美子？

「出る杭は打たれる」という。それならもし、全ての杭が同じだけ出ていたら。

「井の中の蛙（かわず）大海を知らず」それではもし、知ったなら。カワズのまま、見てみぬ振り、知らんぷりをして、その中には留まっていたくない。

「蛇に睨まれた蛙（がえる）」は、身動きが取れない。

では、「蛙に睨まれた蛇」は、どうするのだろうか。

10才の子どもに、「どうせ死んでも、このまま生きてても、地獄のままなら、焦って次の地獄に行く必要はないから」と言われた。「もう一つの日本社会…ある種の大海、そして、生き地獄」を知っていたからこそ、彼女にとって、日本人である私は、「蛇」。しかし、知らなかった私は、ただの「カワズ」にすぎなかった。

それでも、断言できた。「彼女に罪悪感を抱えさせるのは、間違っている。」

不浄の蛙として地獄に墮ちることを恐れ、必死に生きている彼女を見て、もし、彼女が天国にいけないのなら、天国とはよほど、人影がなく、寂しいところだろうと思った。

自分の存在さえも否定させ、生き地獄の中で、自分を殺させることを、「知らなかったから」、「カワズ」だったから、で、そのまま通り過ぎることはもうできない。したくない。

あれから6年がたった。今の私は、ただの「出ている杭」。そして周りも、同じように「出ている杭」。全ての杭は出ているから、打つ人間は、どれを打てばいいのが。それより前に、打つことができないと気付くはず。その間中、出ている杭が、何かを押し上げて突き刺そうとしている。ただ出ているだけ。しかし、それで充分。

そして、もう一つ。私は、「蛇を睨んだ蛙」になった。大勢の「出る杭」と共に。言ってみれば「蛇を睨んだ杭」。少しずつ、カエル・カワズ・杭が増え、かつて睨んでいたはずの蛇は、「蛙に睨まれた蛇」になる。

そうして、「蛙に睨まれた蛇」は、ただの蛙になるだろう。それが、カエルであるか、カワズであるか。いずれにせよ、その蛙は、井に戻ることはできない。

私も同じ。もう、井には戻りたくない。今度は、蛙に、大海の存在を知らせる番。その「蛙」も、「カエル」であるか「カワズ」であるかは、解らないけれど。

飯田 綾 21

弱いものにすぎることしかできない「おとな」を大人とは呼ばない。

なんとなく興味はあったけれど、実際勉強を始めて見ると、発見することが多かった。

人は人をお金で買ってはいけない。そんな普通のことかなぜわからないのだろう。

今日会場に来てくれた人、その人たちの力で変わることができる。私はそう信じている。

HIROMI 20

—展示・シンポジウムを終えて—

一昨年続き、AWCの展示・シンポジウムに準備段階から参加させていただき、特に今回は、若者たちと一緒に討議を重ね、多くのものを得ることができました。

AWCの活動を通して「子ども買春」「子どもポルノ」「人身売買」「AIDS」・・・私の周りとはまったく縁のないものと思っていたこれらのことが、意外と身近に存在し、今こうしている瞬間にも多くの被害者が生まれている現実を知りました。それらに対し“私に何ができるのか”考えた時、改めて一人では何もできないと知り、でもそんな“ひとり”が集まれば、“何かができる”ということもAWCの活動を通して知りました。

今回の展示の準備を始めてからも次々と時代の追い風を感じ、AWCの活動も着々と成果を上げ、多くの方々に認知されてきたことは、ボランティアで参加させていただいている私にとっても、とてもうれしいことです。更に、若い力が進んで活動してくれた事は、今後の活動の広がり確信させてくれました。毎日のように報じられる若者たちに関する暗いニュース、でも、AWCに連なっている若者たちは悩みながらも一生懸命に生き、自分にできる“何か”を求めてがんばっています。彼女たちを見ていて日本もまだまだ捨てたものじゃないゾと思ったのは私だけではなかったと思います。私もまだまだ彼女たちに負けてはいられない。ガンバルゾー！オー！

落合貴美恵

展示会とシンポジウム、そして報告書作りに参加して、いろいろなことを学びました。いろいろなこと、というのは勉強した知識だけではありません。みんなと意見を交換し合うことや励ましあうことの大切さから、知らなかったパソコンの機能とか報告書の作り方まで本当に様々です。何事も学習だなどつくづく感じました。次の展示会が終わり、報告書が完成した後でも、学ぶことをやめないでいきたいと思います。

長島若菜

思えば長かった…。いえいえ、それは準備にかけた時間のことではありません。「自分が一步前に踏み出すまで」の時間のことです。初めてAWCを知ったのが一昨年の展示の時。その後、「会員」とは名ばかりの年月が流れていきました。

でも今、私はやっと“ちゃんと参加している”と思えるようになりました。本当に少しずつではありますが、自分のできる範囲で何かできるようになったのです。そして“みんながいてくれるか

らやれる！”ということもあるのだと気づきました。近い将来、AWCにはもっとたくさんの「みんな」が集まってくる気がします。今、AWCは熱い！

馬場あや

私がAWCと出会ったのは、一年半前のことです。それまでは子供や女性に関わるボランティアをさがしていました。やっと見つけたのはよかったのですが、さてこの私にいったい何ができるのかな？と置いていたら、通信の発行や発送、バザーなど、直接ではありませんが、間接的に子供や女性に関わることができ、大変うれしく思っています。

今回初めて、展示やシンポジウムにも参加させていただきました。初めて顔を合わせるボランティアさんと一緒に、個人で持ち寄った資料をもとに、着着と準備が進みました。当日をむかえ、AWCが本当に広くて大きい空間だと実感しました。

やはりそれは、AWCみなさんの大きな人間愛があるからであり、そしてそれを支え、伸ばしてくれる人は、もちろん子供と女性なのです。

関口智子

今回のシンポジウムでは、実に多岐にわたる場で活躍されている方々に集まっていた。児童売春防止へ向けての直接的な活動、コンピューターという新しい媒体を通じての活動、悲惨な事実の伝達者としての視点、アカデミックな研究者としての視点、といった様々な声を聞くことができた。

このシンポジウムを通じて考えさせられた事は、一般市民の意識の在り方について、である。宮本氏によると、虐待の実態的な加害者は、狭義の病的ペドファイルではなく、どこにでもいる一般の人であるようだ。更に日本社会が、買春をしても痛まない精神を作り出す一面を持っている、という。社会を構成する私たちは、この問題にどのような姿勢を持って関わるべきか。無関係を決め付けるのでもなく、第三者的な立場から同情するだけでもなく、さらに問題意識を持ったとしても所詮何もできない、変わらないと決め付けるべきでもない。4人の方のお話を聞いて、私たちは現状を変えるべく小さな事からでもアクションを起こす事ができる、という確信を持つことができた。それは、飯盛氏の関わり方に顕著に表れている。市民の姿勢を問い直す契機となった点に、今回のシンポジウムの目的と意義があると思われ、それ

は達成されたであろう。 原真冬

“私たちの身近な所で何か出来ること”、今回のシンポジウムで何度もでてきた言葉だ。私には何が出来るだろうか。本屋でポルノコーナーをチェックできる、AWCのお手伝いが出来る、ひとりでも多くの人に知ってもらえるように話すことができる。こう考えてみるとひとつひとつは小さいけれど、いろんなことが出来ると思う。そしてこの“小さいけれどいろんなこと”は、世界を変えることにつながるのだ。傲慢かもしれないけどそう信じたい。

私一人でも世界を変える小さなことができるのだから、AYAのみんなが集まったら、もっともっといろんなことができる。子どもが愛されて、安心して、笑顔で、豊かな子ども時代を送れるように、希望をもって行動していこうと思う。それが変革の第一歩だ。

一人の小さな手 何か出来るのだから
みんなの手と手をあわせれば もっと何か出来る
なにかできる 山本佳世

I remember just a year ago, signing the visitors' book for the AWC at the Yokohama Forum. As I recall, it was my first encounter with the AWC, its activities, and the devoted voluntary staff members who all seemed very happy and content with what they were doing. There was a special feeling in the air and as I moved on from one picture to another at the exhibition, I realized that what was in the air was a feeling of motherly love. What was portrayed through the voluntary staff members was an image of a mother, loving and caring her child just as any mother would her own child. It was so natural and the simplicity touched the mother in me. What I left as my message in the visitor's book was, "I wish I could be part of this voluntary group." No sooner had I realized the message was indeed a message to myself.

So, here I am today, a proud member of the AWC, learning the ABC's of voluntary work. Preparing for this year's exhibition and symposium helped me learn not only about the problems the children of tribal villages are facing, but also problems in other countries and how the different countries combat these problems. Thanks to the young members of AWC, who spent many hours gathering information from embassies of various countries and summarizing it all in one huge world map. Aside from the

knowledge gained through the preparation of this event, this year's exhibition and symposium has certainly left us with a great gift along the way...AYA (AWC Youth Association), a group of young girls brought together as one under one declaration, AYA's Declaration!

And thus, with the birth of AYA, AWC now portrays an image of a mother's love embraced and supported by the power of young people who will some day become mothers themselves. What more can we ask for?!

A, Hiwatashi

私は、このボランティアに携わることによって一番強く感じたことは、自分の世界そして、自分の視野が広がったということである。自分だけの世界や、自分の周りの環境だけに追われて生活をするだけでなく、今現在海の向こうの同じ生きる権利を与えられた友人が、何を考え、どのような生活をしているのか、なぜ彼らが苦しめられているのかを知ることで彼らの世界に入り込めたのである。また海の向こうの世界を考えると同時に、私は自分の家族についても考えるよい機会になった。わたしは世界の苦しめられている子どもや女性たちをもっと世界中の人たちが大切にしなければいけないと感じる一方、私は一番自分のことを考えてくれている家族を大切にしているだろうかということに直面した。これをきっかけに私は家族への思いも少し変わってきたと実感できる。自分の世界、また海の向こうの世界どちらからでもいいと思う、自分以外の人たちの世界を大切に考えることは、今日、そして未来の世界が直面しなければいけないさまざまな問題を解決するための第一歩なのである。 片桐公子

子ども買春の背景には複雑に絡み合った根の深い問題があって、考えるたびにうーんとうなってしまう。でも少しずつでいいから何かしたいと思う。素直に何かしたいと思う。そんな思いで今回のシンポジウム・展示の準備に参加しました。私にとっては出発点。元気のいいAYAのメンバーといくとエネルギーに動いていた若い頃の感覚を思い出し、おかげで錆びおとしができました。AYAのみんな、ありがとう。

世界中の子どもたちに対するあつい思いはAYAの人たちと同じ、ただ、母親として頭でだけでなく、体で感じ取ってきた子どもへのいたたまれない思いは、20年の間に私の中でどんどん大きくなっています。昨今の事件もさることながら、心に傷を持った子どもたちは、生まれながらの心を失い、防御と攻撃の末、本来の自分をみい出すこともなく死にいたりします。哀しすぎます。

今回これにかかわって思ったこと、それは、自分の中の知識と意識を他人の心に訴えかけられるほどのものにしたいな、ということです。宮本潤子さんの迫力はすごかったですね。子ども買春に関しては、これで私もスタートラインに立ちました。勉強会をいっぱいして来年の世界会議にのぞみたいです。 二宮まゆり

今回のシンポジウム準備に携わることによって、自分自身子どもの権利や子ども買春の問題について知り、より深く考えるようになりました。日本人のなかには、買春という概念やその事実に関する認識のない人たちもたくさんいると思います。しかし、こういった人たちにこの問題について考えてもらうためには、自分自身もっと知り、もっと考えることが必要だと感じました。自分には何ができるのか、何をすべきか、ということを中心に考えてゆきたいです。世界中の人たちが、当たり前前に子どもの権利についての認識をもつまでには、あまりに長い道のりですが、ほんの少しでもそのために何かできれば、と思います。そして、その積み重ねが少しずつ社会を変えてゆく力になってほしいと願っています。川中久美子

昨年、やっと日本にも法律が出来た。ということで、今回の展示は各国の法律を調べることから始まり、なぜ買春っていうの?などの基本の基、私にとってもとてもわかりやすく身近に感じられたものでした。しかし、法律は罰を与えるだけであって、犯罪そのものを根絶することは不可能だと思います。一人一人が今一番大切なものは?と考え、価値観を変え、行き方を変えていかななくては犯罪はなくならないと思っています。一人でも多くの人気づき、現状をより多くの人に知っていただく活動を続けていきたいと、改めて思いました。展示、シンポジウムに関わられた皆様ありがとうございました。そして、お疲れ様でした。

安藤芳子

「でも大変だよな。アメリカには遊ぶ所がたくさんあるし、それが公に認められてるけど、日本はそうじゃないからな。男は遊ばなきゃ、やってけないよ。」

沖縄の少女がアメリカ軍兵士に襲われた話になったとき、タクシーの運転手は何事もないかのようにつつ言った。そんなことはない!と反論しても、「女のあんたには分からないんだよ。」と。開いた口が塞がらない、とはまさにこのことだと感じた。

人が人を買う、親が子どもを殺す、人の苦しみが理解できない、そんな今、何が正しくて何が正

しくないのか、答えはなかなか見つからない。ただ、考えること、何かおかしくない?と伝えることをAWCのメンバーから教わった。それってとても大切なことだから、みんなにも考えて欲しい。「なぜ?」って。 辻洋美

子どもの頃、親にひどく叱られて、「死んでやる」と思ったことがある人は、少なからずいるでしょう。では、もし、10歳の子どもに、「何で生きているの?」と質問をして、「どうせ死んでも、このまま生きてても、地獄のままなら、焦って次の地獄に行く必要はないから」という答えを返されたとき、あなたはどうしますか?

誰もが、生きていく過程において、たくさんの記憶を「自分」に携えていきます。

では、その中で楽しいことと、嫌なこと、どちらを思い出しますか?鮮明に脳裏に甦ってくるものは、時には、恥ずかしかったり、どうしても忘れたかったりするものなのかもしれません。

しかし、生きていくために、「幸せなこと」をなんとか忘れないように、必死になっている子どもたちがいます。忘れたいことが多すぎて、それが何かを思い出して途方に暮れるより、忘れたくないことを必死につなぎ止めて何とか行き続ける糧としようとする子どもたちがいます。

10の中に1だけ存在する、忘れたいこと。

10の中に1だけしか存在しない、忘れたくないこと。

子どもに、自分が生きている事実を否定させること、沢山の不幸の中にある、たった一つだけのはかない幸福にしがみつかせること。悲しみや痛みを感じないように、生き地獄、の中で自分を殺させること。理屈抜きで、してはいけない、させてはいけない、そして、そうすることも、させることも許してはいけないのです。

忘れたくない沢山の幸せと、ほんの少しの、誰にでもあるような忘れたい過去。たとえ子どもであっても、それを生み出して行くのは、自分自身の力。それでも、その環境を整えてあげるのは、私たちの義務なのです。

私たちにできること。それは、必ず世の中を変えられると信じて行動していくこと。誰のためでもなく、それは、自分のためでもあるのです。

世の中を変えられると信じること。そうして信じた人たちが、実際に世の中を変えてきたのだから。 飯田綾

(順不同)

1996年、私が初めてタイの山岳民族の村を訪問したとき、まだ村には電気がなかったが、学校だけには自家発電装置があり、時々消えてしまうものの、薄暗い灯りが各教室についていた。夜になると村全体は漆黒の闇の中で、空いっぱいの星と、ホタルの光がとても美しかったのを今でも思い出す。翌年、同じ村を訪れると途中の道々には電信柱が立ち、村で一軒だけの雑貨屋にはテレビがあって、子どもたちが群がっていた。学校の電気もバージョンアップされ、高学年の子どもたちは集会室でタイの流行歌を大きな音で楽しんでいた。1998年、AWCが初めて建てた学校、バンメーランカムスクールの落成時にはまだ学校にテレビはなかったが、現在、職員室にはテレビの他にビデオもあり、夕食後テレビを見ることが子どもたちの大きな楽しみになっている。去年は学校の近くに公衆電話ボックスができた。まだ使われていないらしいが…。

子どもの頃、自分の家に初めてテレビが来た日。テレビ、洗濯機、冷蔵庫と次から次へ新しい電化製品が増え、「所得倍増計画」のもと、高度成長を遂げていった。「もっと豊かに」という人々の思いに拍車がかかり、身の回りに次々と新しいものが増え、今私たちは消費至上主義の世界に生きている。

アジアの子どもたちが売られる原因の一つに急激な経済発展が挙げられると聞く。最近では若干回復傾向にあるものの、ここ数年はタイ経済が通貨、金融危機で落ち込み、失業者が増えている。上昇と失速が時期を違えずして彼らを襲っているのである。物質的に豊かになった私たちは、テレビや冷蔵庫を手に入れるために子どもを売ろうとは考えられないが、目の前にある新しいものを手に入れたいという気持ちは万国共通である。

私は貧困も大きな原因であると考えますが、それを悪化させる原因の一つに、女性の社会的地位の低さがあると思う。日本でも同じことが言えるかもしれないが、女性や子どもを男性の従属物であると考えよう男性優位社会の価値観が、子どもや女性に「NO」と言わせないようにしているのではないか。

以前、チェンマイ大学・女性学研究所のピラダ教授は、メディアの責任感の乏しさを指摘された。テレビを通して今まで見たことのない生活を知り、より良い生活をしたいと願うこと、あるいはテレビの中で、女性や子どもが「性的な商品」として扱われているように見えること、それらが商業的性的搾取の大きな原因になっている。そしてこの問題を改善する方法は「すべてのレベルでのすべての社会での取り組み」であると断言された。個人、国、地域を越え、すべての人々がこの問題を「自分のこと」として真剣に考え、取り組むとき、解決の道が開かれるのだ。

若者たちのグループ「AYA」のメンバーにはいつも大きなエネルギーを分けてもらう。タイの売られる子どもたちのことを考えているときも、展示品の作成をしているときも、彼らはいつも「人の痛みを自分の痛み」として感じながら、自分たちの成長につなげ、積極的に動き出すということを繰り返してきた。彼らの生き生きとした活動を見ていて、私は「世の中捨てたものじゃない」と未来への希望が湧いてくる。

5月末、2001年の「第2回商業的性的搾取に反対する国際会議」が、AWCの活動拠点である横浜で開催されることが決定した。第1回のストックホルム会議と同様、国・政府レベルでの参加のほか、多くのNGOの市民レベルでの参加により、「根絶」に向けての取り組みについて、しっかりとした話し合いをしなければならない。私たちは、より良い地球の未来に向け、軌道修正をする役を率先して担っていく必要がある。一步ずつ、自分のペースで進んでいこう。

AWC事務局担当 山本博子

相原弓恵	落合貴美恵	茂野昭子	辻弘枝	福田朋子	山本嘉彦
浅井紀子	落合麻紀	篠崎雅子	辻洋美	福島未歩	RYOKO HARNIS
浅田友美	片桐公子	清水冬絵	土屋ゆう子	藤井照子	カイ・レイニウス
浅野友香	加藤朱明子	白澤ひとみ	時任和子	松田瑞穂	
足立久仁子	金澤富美子	穴戸幽香里	富田紋子	松村闌子	
安達禎崇	鹿野小巻	神野愛	永井英子	マリ・クリスティーン	
荒井貴充	鹿野文子	鈴木快枝	中野直美	丸橋憲夫	
有馬真喜子	鹿野政幸	瀬川三男	長島若菜	南昌子	
安藤芳子	鹿野まどか	関口智子	長沢勲	宮本亜矢子	
安藤亮太	上村泰子	関本早苗	TOMIKO NIOSI	宮本潤子	
飯田綾	川中久美子	高浦直子	二宮まゆり	武者小路公秀	
飯盛豊	木下学	高橋賀世子	能條照美	村井昭子	
池田幸美	木村吉男	高橋はな	野中伸晃	村上康子	
石尾ひとみ	木村妙子	高武和子	BUCKLEY 麻知子	メイユエ・クロール	
板垣慈	久保田貴美	竹原和泉	BUCKLEY ROGER	元石郁子	
出村佳子	窪田美里	竹山正弘	畠中沙里奈	門田清秋	
因幡博子	熊谷理恵	田代道子	馬場あや	山口正子	
入澤初美	黒岩慧子	田中伸康	板東美樹	山田法子	
岩崎公	小松伸代	田中弘子	林れい	余語沙衣子	
岩堀美恵子	斉藤直美	田中美智子	原真冬	吉田登	
大江美枝子	斉藤昇	近嵐力	日隈好恵	吉留郁子	
大塚法子	澤田孝之	近田真知子	樋渡文子	山本佳世	
荻山恭一	佐渡山浩平	津金・レイニウス・豊子	深堀ベティーナ	山本博子	

展示・シンポジウム収支報告

	科目	金額	備考
収入	入場料	27,000	シンポジウム(500円×54人)
	助成金	100,000	横浜市国際交流協会
	助成金	60,000	横浜AIDS市民活動センター
	事業費	98,619	AWC事業費より
合計		285,619	
支出	会場費	5,000	
	事業費	150,000	謝礼ほか
	印刷費	6,781	
	消耗品費	15,301	チラシ製作等
	展示作成費	43,544	ラミネート加工
	通信費	18,160	
	会議費	40,373	
	運搬費	6,460	
合計		285,619	
収支差額		0	

この事業は横浜市国際交流協会、横浜AIDS市民活動センターの助成をいただきました。

編集後記

8月になって、ようやく4月の報告書が出来上がりました。編集段階で協力して下さった皆様、本当にありがとうございました。後はたくさんの方々に読んでいただけたら、さらに感謝感激!でございます。たくさんの人たちが一つのものに関わっている、そのエネルギーを、お読みになるときに感じ取っていただけたら嬉しいです。

今、子どもの商業的性的搾取根絶に向けて、たくさんの方が動いています。この小さな、だけど内容のある(?)報告書に向かってみんなが気持ちを注いだように、現実の問題に向けても一人一人が考え、実行していくこと。この問題を“自分のこととして考える”こと。誰かのために何かやるんだ!なんて意気込まず、自分の生きるこの世界がどうあればいいかも一度考えること。実際の問題は根深く、小人数の力では解決は難しいかもしれない。だから、多くの人を知っていく必要があると私は思います。人任せにしない姿勢を持ち続けられたらいいな。 馬場あや

表紙製作・製本：キャデック 岸千尋

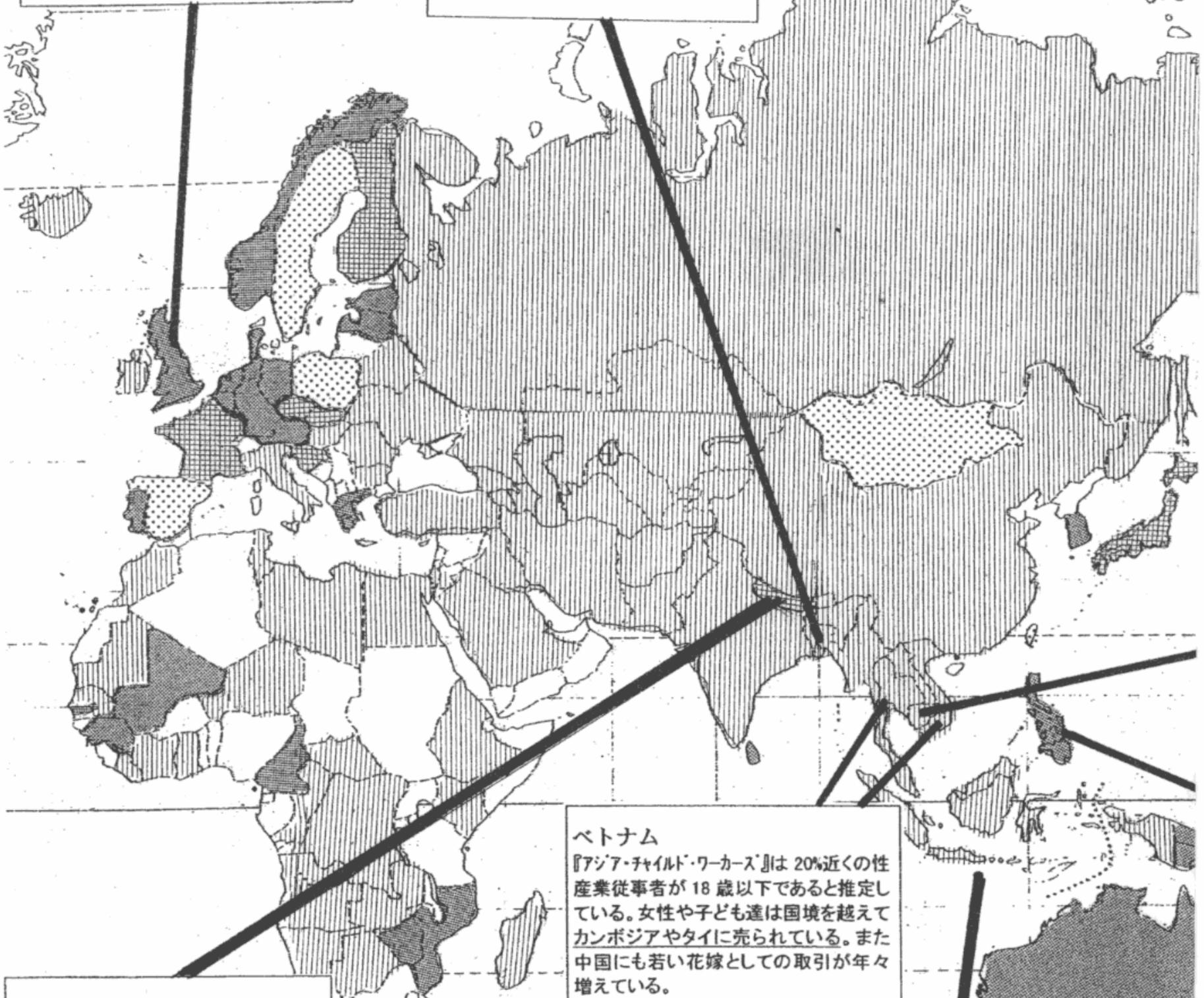
ボルノ(大人・子どもに関わ
 子のうち子どもボルノの製作・
 製作・配布・所持ともに罰
 3つのうち2つに関して罰
 3つのうち1つに関して罰
 白色のついていない国は不明、

イギリス

子どもに対する商業的性的搾取は、ホームレスの若者の中で増加している。ストリートチルドレン救済支援NGOによると、調査した主要2都市で15%及び20%の子ども達が性産業と何らかの関わりがあった。1989~1993年の間に子ども(18歳以下)を相手にした性犯罪の有罪判決は約1500件に上る。

バングラデシュ

バングラデシュの女性と子ども達は買春宿に売られたり、インド、パキスタン、中東のセックス産業や奴隷のような結婚の為にオークションにかけられている。過去10年間で9歳という幼い少女を含め、20万人の女性が国境を越えた人身売買で国外へ連れて行かれた。子ども性産業は基本的にはバングラデシュ人のためにある。



ベトナム

『アジア・チャイルド・ワークス』は20%近くの性産業従事者が18歳以下であると推定している。女性や子ども達は国境を越えてカンボジアやタイに売られている。また中国にも若い花嫁としての取引が年々増えている。

ネパール

首都カトマンズのみで約200軒の買春宿がある。年間5~7千人の少女が国外へ売られている。インドではネパールの少女20万人が買春宿で強制労働させられており、ボンベイで買われる少女(約10万人)の半数は、ネパール人である。村全体が国境を越えた人身売買に関わっている事も多く、誘拐、又は、両親、夫、親戚、友達に説得されブローカーに付いて行く。少女たちは買春宿へ売られるとは思っていない。年齢が低いほど需要は多い(平均年齢10~14歳)。暴力、強姦、飢え、AIDSの危険に常にさらされ、奴隷のように監禁されている。

タイ

性的搾取をされている子どもたちが1~8万人いると推定される。少女たちは買春斡旋業をしているエージェントに親から売られ、稼ぎの一部は村に還元される。少数民族や近隣国からの国境を越えた人身売買は年々増加しており、親に渡る借金のかたに買春させられるのが通常である。タイは、国際的な性産業への輸出及び輸入を伴う人身売買、またその中継国の中心的存在である。

インドネシア

1995年、セックス・ワーカーの60%は15~20歳であった。おもにインドネシア人が買春をする。新しい傾向として、ストリートチルドレンが生きていく為に性を売っている。バリ島とジャワ島ではセックス観光と子ども買春が行われ、少年が観光客に性を売っている。ロンボク市ではジャカルタ、バンドン、スラヤバ、デンパサールから来た14歳の少年たちのジゴロがいる。

オース
2~3万
ンの子
っている
タイから
されて来

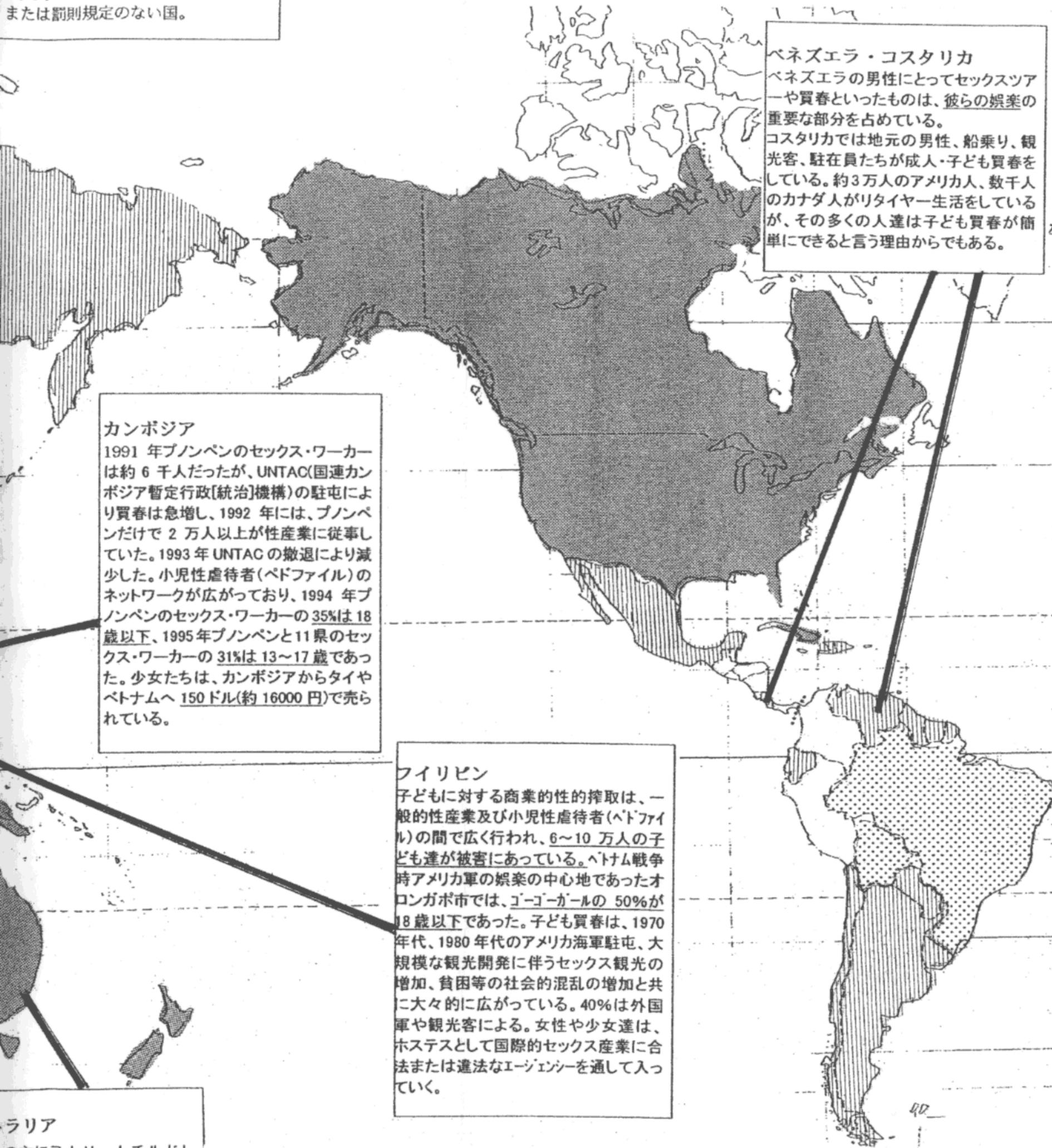
子どもポルノ禁止法

性と子どもネットワーク

らず)禁止法がある国
 配布・所持に関する特別な措置がある国
 罰則あり。
 罰則あり。
 罰則あり。
 または罰則規定のない国。

地球的視野

児童の商業的性的搾取の正確なデータを把握するのは大変難しい。
 セックス産業は数10億ドルの産業であり、非常に犯罪的で、見えない隠れた構造になっている。
 しかしながら、調査研究により子どもの商業的性的搾取の総体的傾向と国や地域別の全体像を見ることができ



カンボジア

1991年ブノンペンのセックス・ワーカーは約6千人だったが、UNTAC(国連カンボジア暫定行政[統治]機構)の駐屯により買春は急増し、1992年には、ブノンペンだけで2万人以上が性産業に従事していた。1993年UNTACの撤退により減少した。小児性虐待者(ペドファイル)のネットワークが広がっており、1994年ブノンペンのセックス・ワーカーの35%は18歳以下、1995年ブノンペンと11県のセックス・ワーカーの31%は13~17歳であった。少女たちは、カンボジアからタイやベトナムへ150ドル(約16000円)で売られている。

フィリピン

子どもに対する商業的性的搾取は、一般的性産業及び小児性虐待者(ペドファイル)の間で広く行われ、6~10万人の子ども達が被害にあっている。ベトナム戦争時アメリカ軍の娯楽の中心地であったオロンガポ市では、ゴージャールの50%が18歳以下であった。子ども買春は、1970年代、1980年代のアメリカ海軍駐屯、大規模な観光開発に伴うセックス観光の増加、貧困等の社会的混乱の増加と共に大々的に広がっている。40%は外国軍や観光客による。女性や少女達は、ホステスとして国際的セックス産業に合法または違法なエージェンシーを通して入っていく。

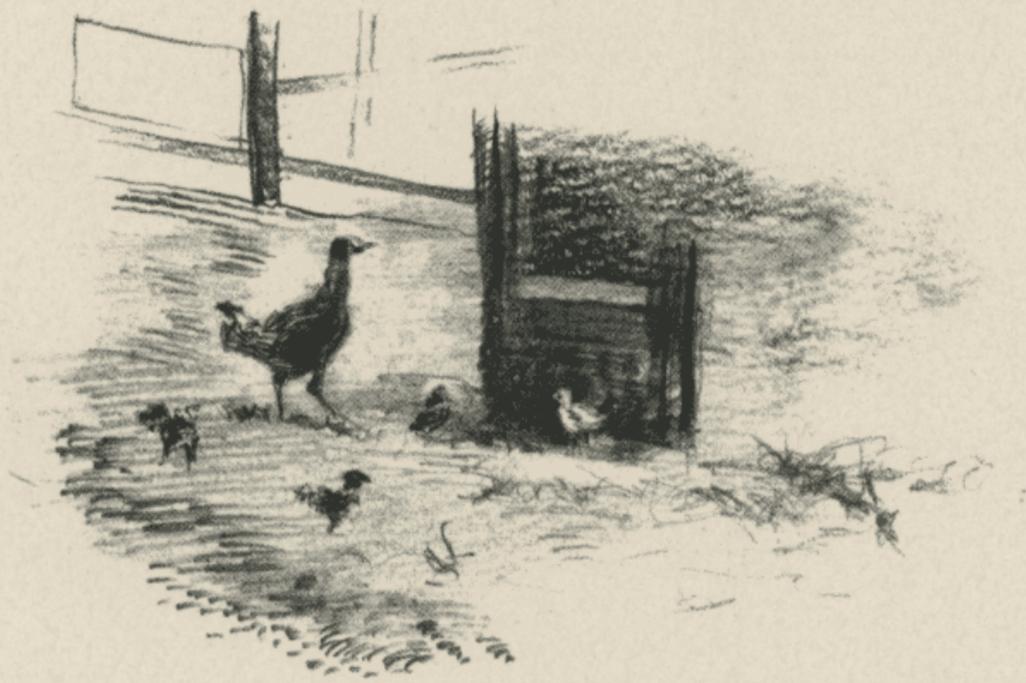
ベネズエラ・コスタリカ

ベネズエラの男性にとってセックスツアーや買春といったものは、彼らの娯楽の重要な部分を占めている。コスタリカでは地元の男性、船乗り、観光客、駐在員たちが成人・子ども買春をしている。約3万人のアメリカ人、数千人のカナダ人がリタイア生活をしているが、その多くの人達は子ども買春が簡単にできると言う理由からでもある。

オーストラリア

の主にストリートチルドレも達が商業的性取引に関わり、子ども達は、アジア、特にオーストラリアに人身売買されている。

参考文献：・「子どもの性的搾取撲滅への挑戦」
 ー「子どもの買春問題等への各国の取り組みに関する調査研究」報告書ー
 ・国際エクパット資料 など



表紙・イラスト 鹿野 まどか
イラスト 鹿野 小巻
編集担当 馬場 あや